



健康医療学部

Faculty of Health and  
Medical Sciences

履修要項

2022



# 履修要項

2022

京都先端科学大学  
健康医療学部

看護学科

Nursing

言語聴覚学科

Speech and Hearing Sciences and Disorders

健康スポーツ学科

Health and Sports Sciences

# 京都先端科学大学 建学の精神と3つのポリシー

## <建学の精神>

本学では、未来につながる課題を自ら設定し、それを解決することができる先端人材を輩出します。

本学では、これからの社会が目指すべき姿を構想し、その実現に向けた諸課題の解決に繋がる先端学術研究を実践します。

本学は、人材輩出・研究の実践を通じ、現在と未来の世界に先頭を切って貢献していきます。

## <建学の精神の実践>

未来社会を支える人材は、多様な価値観の存在する世界で活躍します。

本学は、未来社会の姿を見通し、起こり得る新たな課題を洞観し、現在の諸課題と併せて世界に率先して解決する教育・研究活動を実践します。

世界で通用する先進性・多様性・倫理観と、専門的知識・創造的思考力・洞察力・俯瞰力・幅広い教養を兼ね備えて、複雑で複合的な問題に挑戦できる人材を育てます。

## <入学者受け入れの方針> (アドミッション・ポリシー)

本学は、建学の精神において、「未来につながる課題を自ら設定し、それを解決することができる先端人材」の育成を教育の目的にしています。そのために、志望学部・学科の教育内容を理解した上で、学問の探究と実践、並びに技能の向上を目指し、グローバル社会に必要な市民教養を身につける意欲を持つ人を求めます。

### 1. 知識・技能

- ・高等学校等において履修する科目についての基礎的な知識や技能を持つ。

### 2. 思考力・判断力・表現力

- ・科学、文化、社会、自然、健康などの事象に関わる学問領域について考え判断する能力があり、自分の考えを表現できる。

### 3. 主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度

- ・学問や技能に対する強い興味・関心があり、主体的に学ぶ強い意欲を持つ。
- ・知識や技能の修得のために、多様な人々と協働して取り組める。
- ・国際人としての教養を身につけ、英語を中心とした語学力の向上を目指す意欲を持つ。

## <教育課程編成・実施の方針> (カリキュラム・ポリシー)

### 1. 教育課程編成

1.1 教育課程として、大学共通コア科目および各学部学科専門科目を配置します。

1.2 大学共通コア科目では、汎用的能力の中核的な力として、未来展望力・教養、基礎学力・技能、語学力・異文化理解、およびコミュニケーション力・リーダーシップ・協調性を修得することを目的とし、修得に必要なリベラル・アーツ科目を配置します。

1.3 専門科目は、各々の学部学科の学修を活かした進路に則して配置され、専門的知見に基づく主体的な行動力および問題解決力を育成します。

### 2. 学修方法・学修過程

2.1 (学修方法) 4年間の教育課程では、教養科目や専門科目を理論的に学修するだけでなく、体験学修およびキャリア学修も連動させながら実践的かつ能動的に学修します。

2.2.1 (学修過程) 大学共通コア科目では、汎用的能力の修得に必要なリベラル・アーツ科目を段階的に学修します(健康医療学部の看護学科・言語聴覚学科は独自のカリキュラムを実施します)。

- 2.2.2 1 年次には、スタートアップ科目で、基礎的な課題発見力・解決力およびコミュニケーション力を育む学修を行います。
- 2.2.3 1 年次および 2 年次には、基礎的な日本語能力・数的処理能力・IT 技能の修得を目指した学修を行い、また、身体活動を通じてコミュニケーション力・リーダーシップ・協調性を育む学修を行います。
- 2.2.4 1 年次から 3 年次には、社会人として有用な英語力の修得を目指して、一貫したカリキュラムで英語を学修します。
- 2.2.5 2 年次からは、教養および課題発見力・解決力を育む未来展望科目で現代社会の諸問題を学際的に学修します。
- 2.3 (学修過程) 専門科目では、専門的知見に基づく主体的な行動力および問題解決力の修得を目的として、各学部学科で設置されるコース・プログラムの下で段階的に学修しながら卒業論文を作成します。

### 3. 学修成果の評価

- 3.1 学修成果は、ディプロマ・ポリシーで定められた能力と、カリキュラムの各科目で設定される到達目標の達成度を示すものであり、アセスメント・ポリシーに従って多様な方法で学修成果を評価します。
- 3.2 各科目の内容、到達目標、および評価方法・基準をシラバスに示し、到達目標の達成度を評価します。

#### <学位授与の方針> (ディプロマ・ポリシー)

##### 1. 知識・理解

- 1.1 核となる特定の知識体系を他領域の知識と関連づけながら修得し、変容するグローバル社会の諸問題を解決するために活用できる。

##### 2. 技能

- 2.1 適切な方法を用いて必要な情報を収集し、活用できる。
- 2.2 多様な言語を用いて、他者と意思疎通を行うことができる。

##### 3. 思考・判断・表現

- 3.1 修得した知識、技能ならびに経験を活かして、複眼的思考で自らの考えを論理的に組み立て、表現できる。
- 3.2 自ら設定した主題について、収集した資料を客観的に分析しながら、批判的に考察できる。

##### 4. 関心・意欲・態度

- 4.1 変容するグローバル社会の諸問題に継続的に関心を示し、その問題の解決のために粘り強く主体的に行動できる。
- 4.2 多様な他者と協働しながら、自律的な社会人として行動できる。

#### <学修成果評価の方針> (アセスメント・ポリシー)

##### 1. 目的

本学のディプロマ・ポリシー (DP)、カリキュラム・ポリシー (CP)、及びアドミッション・ポリシー (AP) の達成状況を検証する方法を定めることにより、学生の学修成果を評価し、教育の改善を持続的に行う。

##### 2. 機関レベル (大学全体)

学生の志望進路に対する就職率、資格・免許取得率、学生満足度調査などから、学修成果の達成状況を検証する。

##### 3. 教育課程レベル (学部・学科)

卒業論文、単位取得状況、GPA、資格の取得状況などから、教育課程レベルでの学修成果の達成状況を検証する。

##### 4. 科目レベル (授業)

シラバスで明示した成績評価基準に基づく評価、授業評価アンケートなどから、科目レベルでの学修成果の達成状況を検証する。

## 5. 検証方法

具体的な検証方法は次のとおりとする。

	入学前・入学時 (AP 達成状況の検証)	在学中 (CP 達成状況の検証)	卒業時 (DP 達成状況の検証)
機関 (大学全体)	<ul style="list-style-type: none"> <li>入学試験</li> <li>入学前教育</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>外部テスト</li> <li>学生満足度調査</li> <li>ポートフォリオ (マイルストーン)</li> <li>課外活動の状況</li> <li>休学率</li> <li>退学率</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学位授与数</li> <li>就職率</li> <li>資格・免許取得率</li> </ul>
教育課程 (経済経営学部)	<ul style="list-style-type: none"> <li>入学試験</li> <li>入学前教育</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>修得単位数</li> <li>GPA</li> <li>外部テスト</li> <li>アンケート</li> <li>インターンシップ成果報告会</li> <li>学外での研究発表会</li> <li>ビジネス・プランニング・コンテスト</li> <li>成果物の展示</li> <li>学生論集への掲載</li> <li>休学率</li> <li>退学率</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学位授与数</li> <li>卒業論文</li> <li>就職率</li> <li>資格取得者数</li> </ul>
教育課程 (人文学部)	<ul style="list-style-type: none"> <li>入学試験</li> <li>入学前教育</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>修得単位数</li> <li>GPA</li> <li>外部テスト</li> <li>アンケート</li> <li>学生満足度調査</li> <li>実践成果報告会</li> <li>卒業論文中間報告会</li> <li>休学率</li> <li>退学率</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学位授与数</li> <li>卒業論文</li> <li>就職・進学率</li> <li>資格・免許取得率</li> <li>卒業アンケート</li> </ul>
教育課程 (健康医療学部)	<ul style="list-style-type: none"> <li>入学試験</li> <li>入学前教育</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>修得単位数</li> <li>GPA</li> <li>外部テスト</li> <li>実習評価アンケート</li> <li>企業アンケート</li> <li>ポートフォリオ (マイルストーン)</li> <li>休学率</li> <li>退学率</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学位授与数</li> <li>卒業論文</li> <li>就職率</li> <li>資格・免許取得率</li> <li>国家試験合格率</li> <li>卒業アンケート</li> </ul>
教育課程 (バイオ環境学部)	<ul style="list-style-type: none"> <li>入学試験</li> <li>入学前教育</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>修得単位数</li> <li>GPA</li> <li>実習評価アンケート</li> <li>企業アンケート</li> <li>学生満足度調査</li> <li>課外活動状況</li> <li>休学率</li> <li>退学率</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学位授与数</li> <li>卒業論文</li> <li>就職率</li> <li>資格取得率</li> <li>卒業アンケート</li> </ul>
教育課程 (工学部)	<ul style="list-style-type: none"> <li>入学試験</li> <li>入学前教育</li> <li>留学生比率</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>修得単位数</li> <li>GPA</li> <li>外部テスト</li> <li>企業アンケート</li> <li>学生満足度調査</li> <li>フレックサブルプロジェクト報告書</li> <li>学外コンテスト</li> <li>ポートフォリオ (マイルストーン)</li> <li>休学率</li> <li>退学率</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学位授与数</li> <li>キャプションプロジェクト報告書</li> <li>もしくは研究室プロジェクト報告書</li> <li>就職率</li> <li>大学院進学率</li> <li>卒業アンケート</li> </ul>
科目	<ul style="list-style-type: none"> <li>入学前教育</li> <li>英語フレーズメントテスト</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>成績評価</li> <li>成果報告会</li> <li>外部テスト</li> <li>授業評価アンケート</li> <li>企業アンケート</li> </ul>	

## 履修要項とは

入学から卒業までの間に、学則および履修要項に定められた科目を学修し、所定の単位を修得しなければなりません。この『履修要項』には、学修の計画をたてるために必要な情報をすべて掲載しています。熟読して、卒業までの学修計画をしっかりとたてましょう。この冊子は、入学時のみ配布しますので、紛失等のないよう留意してください。

## 京都先端科学大学 健康医療学部 履修要項目次

京都先端科学大学 建学の精神と3つのポリシー	2	<b>第3章 健康スポーツ学科</b>	
		教育目的と3つのポリシー	51
<b>覚えてほしい大切なこと</b>		カリキュラム	54
アドバイザー制度	6	授業科目一覧	58
教員との連絡	6		
「先端なび」～学生個人向け専用サイト～	6	<b>第4章 大学共通</b>	
大学からの連絡		インターンシップ・プログラム	64
授業を欠席する場合の注意	6	大学コンソーシアム京都 単位互換制度	65
やむを得ない欠席となる事由	7	放送大学 単位互換制度	66
SLS（スポーツ・ライフスキル）の受講について	8	国内留学（札幌学院大学・沖縄国際大学）	67
教務センター	8	海外留学・海外研修	68
		キャリア・就職支援体制	70
		カリキュラムマップ	72
<b>第1部 履修の心得</b>		<b>付録</b>	
I. 履修をはじめにあって	10	学則、学費規程、学位規程、学生の懲戒に関する規則	
II. 授業科目の開設について	11		
III. 履修登録	13		
IV. 出席管理システムについて	15		
V. 試験	16		
VI. 成績・GPA	20		
VII. 単位授与及び認定	21		
VIII. 進級要件	22		
IX. 学修ポートフォリオ	24		
X. 卒業と学位	26		
XI. 学籍	28		
<b>第2部 教育課程</b>			
健康医療学部 教育目的と3つのポリシー	32		
<b>第1章 看護学科</b>			
教育目的と3つのポリシー	34		
カリキュラム	37		
授業科目一覧	41		
<b>第2章 言語聴覚学科</b>			
教育目的と3つのポリシー	44		
カリキュラム	46		
授業科目一覧	48		

# 覚えてほしい大切なこと

## アドバイザー制度

学生のみなさん一人ひとりに対して、専任の担任・副担任がアドバイザーとして指導を行います。担任・副担任は、みなさんの様々な相談に応じ、学修・生活上の問題解決のための助言を行います。

## 教員との連絡

本学では、学生が教員に相談できる時間としてオフィス・アワーを設けています。教員との連絡・相談は、授業前後やオフィス・アワーの時間を利用して行ってください。オフィス・アワーは、「先端なび」で確認できます。この他にも、教員が研究室に在室している時間は相談を受け付けます。

## 「先端なび」～学生個人向け専用サイト～

「先端なび」は、パソコンを使用して、以下に記載されているような様々な学生生活に関わる情報を提供します。



スマートフォンで確認する場合は、右のQRコードからご利用ください。

- ◇諸連絡 ◇各種案内 ◇休講・補講情報 ◇呼び出し情報 ◇学修ポートフォリオ
  - ◇履修登録・シラバスの参照 ◇各人の授業時間割の参照 ◇出欠状況
  - ◇課題（レポート等）の確認・提出 ◇住所等届出事項の変更 ◇面談予約 ◇就職関係 など
- ※「先端なび」の「メール設定」画面にて自分のメールアドレスを登録しておくこと、掲示された情報がメールに配信（転送）されます。

## 大学からの連絡

大学から学生のみなさんへの連絡は、原則「先端なび」を通じて行います。毎日必ず「先端なび」を確認してください。「先端なび」に掲載したものは、学生に周知されたものとして取り扱います。

## 授業を欠席する場合の注意

### 1. 授業出席要件（一部必修科目除く）

履修科目の単位を修得するには、授業に出席し学修を行うことが大前提となります。本学で開講されるすべての科目について、授業回数の3分の1を超えて欠席した場合は、その科目の単位は授与されません（本学に「公欠」はありません）。なお、1回の遅刻（授業開始後5分から20分の間）は、それ自体では欠席とはなりません。複数回の遅刻はどのように扱うかについては、科目担当教員が判断します。

### 2. 「やむを得ない欠席となる事由」で授業を欠席した場合

本学が指定する「やむを得ない欠席となる事由」（次頁表参照）で欠席する場合は、欠席2/15回分まではその授業で実施された小テスト等についての代替課題（代替課題は提出しても出席にはなりません、一部評価を回復できる機会が与えられます）を科目担当教員に請求できます。代替課題の請求には、原則として欠席した日を除き1週間以内に科目担当教員に証明書（次頁表参照）を添えて申請書を提出する必要があります。

### 3. 必修科目の授業出席要件

一部の必修科目については、厳しい出席条件を課しています。以下に示す必修科目では、15回ある授業のうち、2回以上欠席した場合は、その科目の単位は授与されません。

該当科目
スタートアップゼミⅠ・Ⅱ
情報リテラシー



日本語リテラシーⅠ・Ⅱ
数的処理Ⅰ・Ⅱ
英語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ
英会話Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ
キャリアデザインⅠ・Ⅱ
SLSⅠ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ（バイオ環境学部はSLSⅠ-B・Ⅱ・Ⅲ）

#### 4. 必修科目の授業を「やむを得ない欠席となる事由」で欠席した場合

本学が指定する「やむを得ない欠席となる事由」（下記表参照）で欠席する場合は、欠席2/15回分まではその授業で実施された小テスト等についての代替課題を請求でき、課題等を提出すれば出席とみなされます。代替課題の請求には、原則として欠席した日を除き1週間以内に科目担当教員に証明書（下記表参照）を添えて申請書を提出する必要があります。

##### ◇授業を欠席する場合の留意点

- ①. 運用ガイドラインに沿ってこれらの対策を講じたにも関わらず、さらにやむを得ない事情が発生した場合の取扱いについては、指導担当教員（ゼミ担当教員など）に相談すること。
- ②. 教務センターから科目担当教員への取り次ぎは行いません。また、期日を過ぎた申請書は受理しません。
- ③. 障害を持つ学生に対して、合理的配慮に基づいて個別の学修支援を行う場合は除きます。
- ④. 看護学科、言語聴覚学科の独自で開講される科目については、代替課題等の申請制度が適用されない場合があります。

#### やむを得ない欠席となる事由

	事由	証明書	備考
1	学校保健安全法施行規則18条で定める感染症に罹患し、大学が出席停止を求めた場合	医師の診断書	加療期間が明記されている等、当日欠席が必要であることが分かる診断書 例：インフルエンザの場合、出席には発症から5日、解熱から2日経過していることが必要
2	公共交通機関の運休・遅延	運休・遅延証明書	
3	2親等以内の慶事・忌引き	案内状、招待状、会葬礼状など	慶事は1日（当日）
4	自己の責めに帰さない不慮の事故または災害	事故証明書など	診断書の提出を求める場合もある。車、バイク、自転車での通学途上での交通事故・故障・交通渋滞による遅延は含まない。
5	課外活動	公式大会要項など	体育連合協議会、文化連合協議会所属団体の内、部として認められている団体に限る。参加者名簿を添付すること。
6	教員免許取得にかかる教育実習・介護等体験および博物館実習	教務センターの証明書	
7	資格試験・就職試験	受験証明書	
8	単位互換科目（大学コンソーシアム京都）の授業・試験と重複する場合	受講・受験証明書	
9	1以外の病氣・怪我で医師が加療を指示した場合	医師の診断書	加療期間が明記されている等、当日欠席が必要であることが分かる診断書
10	その他大学が正当と認めた事由	大学が指示する証明書	補講との重複など

## SLS（スポーツ・ライフスキル）の受講について

SLSについては、京都亀岡キャンパスで受講します（看護学科・言語聴覚学科除く）。授業時間に合わせてSLS専用の無料キャンパス間バスを利用してください。

※このバスは受講人数に合わせて運行しています。乗車マナーを守り、後部座席から着席してください。

## 教務センター

履修登録を始め授業に関して分からない事があれば、教務センターへ問い合わせてください。

《京都太秦キャンパス窓口取扱時間》

月～金	8:30～17:00
-----	------------

《京都亀岡キャンパス窓口取扱時間》

月～金	8:30～17:00
-----	------------

※土日祝日、その他大学が定める休業日を除きます。



# 第1部 履修の心得

## I. 履修をはじめるとにあって

大学は、「学生が自主的に学ぶところ」です。つまり、大学は一方的に教えられる場所ではなく、自ら考え、自らの意見を形成していく場所です。

4年間を通じての学修プランを立て、卒業時には「この点については特に学修した」と言えるようになることが必要です。学修は、自分のためにするものです。また、文章を書く力、議論をする力、深く考え学修する力、新しい発想を創造する力等々は、社会に出て非常に大切な力であり、大学の授業を通じてこれらの力を向上させる努力が大切です。

### 1. 単位制について

#### (1) 単位制

大学は、単位制をとっています。単位制とは、所定の授業科目を一定の基準に従い履修し、試験に合格することでその科目ごとに定められた単位を修得する制度です。

#### (2) 単位

単位とは、学修に要する時間を表す基準です。単位の修得はそれぞれの科目について所定の時間を履修し、試験等の方法により合格と判定され初めて単位を修得できます。この単位の集積をもって卒業に必要な単位数を満たしていくことになります。

① 講義・演習科目は、15～30時間の授業時間をもって1単位とします。

(例) 講義科目の単位算出

90分の授業は、2時間とみなして計算しますので、2時間×15回=30時間の授業時間数となります。

15時間の授業時間をもって1単位とみなす科目では、30時間で「2単位」になります。

② 実験、実習、実技科目は、30～45時間の実験、実習又は実技をもって1単位とします。

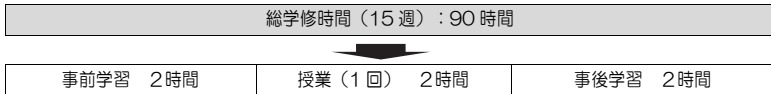
③ 自主的学習時間と単位の関係

1単位の内容は45時間の学修を基準としています。

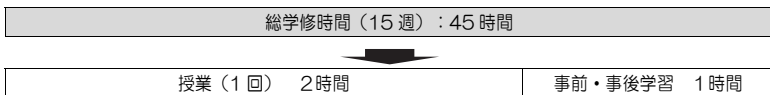
15時間の授業をもって1単位とする場合には、1単位について30時間の自主的学習が必要です。

30時間の授業をもって1単位とする場合には、1単位について15時間の自主的学習が必要です。

(例①) 2単位の講義・演習科目の場合



(例②) 1単位の実験・実習科目の場合



#### (3) 卒業の認定

学則で規程されている卒業に必要な単位(要卒単位)を修得し、かつ所定在学年数以上在学した場合に卒業となります。(p.26「X. 卒業と学位」を参照)なお、授業科目には卒業に必要な単位として算入される科目と、卒業に必要な単位として算入されない科目(資格課程等の取得を目的として修得する科目など)があります。

## Ⅱ. 授業科目の開設について

### 1. 受講時のマナー

大学の授業において守るべき最低限のマナーには次のようなものがあります。みなさん自身でより良い受講環境をつくりましょう。

- ・私語をしない。
- ・携帯電話・スマートフォン・音楽プレーヤー等は、指示がない限り使用しない。
- ・途中入退室をしない（手洗いにいく場合や体調不良・通院などの理由で途中入退室が必要な場合は科目担当教員に申し出ること）。
- ・原則、飲食をしない。
- ・教室内では帽子を取る（事情があって帽子着用の必要な学生は、事前に科目担当教員に申し出ること）。
- ・学生証の貸し借りをしない（発見した場合は、本学の「学生の懲戒に関する規則」に基づき対処します）。

マナーを守らない学生には、科目担当教員がその都度注意しますが、改善が見られない場合には、退室を命じる、単位を授与しないなど、厳しく対処します。

### 2. セメスター制

セメスター制とは、1つの授業を1年間通じて実施する通年制における春学期・秋学期の区分とは異なり、1つの授業を学期（セメスター）ごとに完結させる制度です。入学時期ごとの年次・学期（セメスター）の関係は、次の通りです。

（春学期入学の場合）

年次	1年次		2年次		3年次		4年次	
学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期
セメスター	1セメスター	2セメスター	3セメスター	4セメスター	5セメスター	6セメスター	7セメスター	8セメスター

（秋学期入学の場合）

年次	1年次		2年次		3年次		4年次	
学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期
セメスター	1セメスター	2セメスター	3セメスター	4セメスター	5セメスター	6セメスター	7セメスター	8セメスター

### 3. 授業時間帯

京都太秦キャンパス

1 講時	2 講時	3 講時	4 講時	5 講時
8:50~10:20	10:30~12:00	12:40~14:10	14:20~15:50	16:00~17:30

京都亀岡キャンパス

1 講時	2 講時	3 講時	4 講時	5 講時
9:30~11:00	11:10~12:40	13:20~14:50	15:00~16:30	16:40~18:10

### 4. 試験時間帯

京都太秦キャンパス

1 講時	2 講時	3 講時	4 講時	5 講時
8:50~9:50	10:30~11:30	12:40~13:40	14:20~15:20	16:00~17:00

京都亀岡キャンパス

1 講時	2 講時	3 講時	4 講時	5 講時
9:30~10:30	11:10~12:10	13:20~14:20	15:00~16:00	16:40~17:40

### 5. 休講

- （1）授業は、休講することがあります。休講連絡は「先端なび」で行います。
- （2）休講の掲示がなく、授業開始後30分以上経過しても科目担当教員が入室しない場合は、教務センターに問い合わせて指示を受けてください。

## 6. 気象警報発令、あるいは交通機関に遅延等があった場合の授業および試験の取り扱い

### (1) 気象警報が発令された場合

京都府南部京都・亀岡（京都市、亀岡市、向日市、長岡京市、大山崎町のいずれか）に「特別警報」「暴風警報」「暴風雪警報」のいずれかが発令された場合は、本学が開講する授業および定期試験の対応は、以下のとおりとなります（両キャンパス対象）。

警報解除時刻	授業および試験開始講時
7時まで解除	1 講時から実施
10 時まで解除	3 講時から実施
10 時を過ぎて解除	全講時休講

(注) 「大雨警報」「洪水警報」「大雪警報」は、原則として、休講の対象にはなりません。

ただし、特例的に大学が休講にする場合があります。その場合は、本学HP および「先端なび」に掲示を行います。

※ 授業開始後に対象警報が発令された場合は、原則として、以降の授業は休講となります。

「特別警報」が発表されたら、ただちに命を守る行動をとってください。当該事由により授業または試験に出席できなかった場合は、下記の「(2) 公共交通機関が遅延した場合」に準じて対応してください。

### (2) 公共交通機関が遅延した場合

当該事由により授業または試験に出席できなかった場合は、下記の対応をとってください。

- ① 授業（授業内試験を含む）に出席できなかった場合  
当日中に科目担当教員に申し出て、指示に従うこと。
- ② 期末定期試験に出席できなかった場合  
追試験の対象となります。  
詳細は p.18 「2. 追試験」参照のこと。

## 7. 開講キャンパス

本学で開講されている科目は、京都太秦キャンパス・京都亀岡キャンパスのどちらかで開講されています。キャンパス間の移動は、無料キャンパス間バス、もしくは公共交通機関を利用してください。キャンパス間移動をする際は、移動時間を十分考慮しましょう。

## Ⅲ. 履修登録

### 1. 履修登録

履修登録は、セメスターごとに実施しており、セメスターごとの履修登録が必要です。正しく履修登録していない科目は、授業に出席したとしても、単位を修得することができません。

履修登録完了後、「先端ナビ」で正しく登録されているか確認してください。

### 2. 履修登録に関する注意事項

履修登録を行う際には、以下の点に注意をしてください。

履修登録は、すべて自己責任において行ってください。

- 必修科目を修得していない場合は、必修科目を他の科目より優先して登録してください。
- 科目ごとの履修要件を守ってください。
- 同一講義時間に、2科目以上を登録することはできません。
- 履修登録期間終了後は、登録した科目を追加・変更することはできません。
- 単位を修得した科目を再度履修することはできません。
- 履修登録制限単位数を超えて履修登録はできません。

### 3. 履修登録制限（CAP制）

学修の質および学修時間の確保のため、1セメスター（または年間）で履修できる科目の上限単位数を制限しています。各学科で定められた制限単位数を超過して履修登録することはできません。

※ただし「インターンシップ実習」「海外研修」「サービス・ラーニング」の単位は、履修登録制限を超えて修得出来ます。

### 4. 履修登録の形態

#### (1) 必修科目

受講があらかじめ決められていて、単位を修得しなければならない科目。

必修科目の単位が修得できなかった場合、当該科目を翌セメスター以降に再履修しなければなりません。

#### (2) 自動登録科目

受講があらかじめ決められている科目。

#### (3) 事前登録科目

受講生数に定員のある科目。定員以上の受講希望者があった場合、選抜条件にしたがって受講者を決定します。事前登録の手続きを経て受講が許可されれば、必ず受講しなければなりません。（受講辞退不可）

#### (4) 選択科目

自分で登録する科目。各学部（各学科）のオリエンテーションで確認してください。

登録作業	科目区分	内容
教務センター	必修科目	受講があらかじめ決められており、卒業要件として必ず単位を修得しなければならない科目。単位が修得できなかった場合、当該科目を翌セメスター以降に再履修しなければなりません。
	自動登録科目	学部・学科毎に受講があらかじめ決められている科目。
学生	事前登録科目	受講生数に定員を設けている科目。定員以上の受講希望がある場合、選抜条件にしたがって受講者を決定。受講許可後の受講辞退はできません。
	選択科目	自分で選択・登録する科目。

### 5. 履修登録科目の取り消し

選択科目に限って、各学期ともに授業開始後第3週目まで履修登録を取り消すことができます。

なお、履修登録を取り消した代わりに別の科目を登録することはできません。卒業に必要な単位数等を充分考慮し、履修の取り消しを行ってください。

履修登録取り消しの手続きは、教務センターにて「履修取消願」を期間内に提出してください。

## 6. 科目ナンバリング

「科目ナンバー」は、「第2部」各学科の授業科目一覧に掲載しています。履修科目を選択する際に活用してください。

### (1) 科目ナンバリングとは

科目ナンバリングとは、授業科目に適切な番号を附番し分類することで、学習の段階や順序、授業科目の関係性等を表し、学内外に教育課程の体系性を明示する仕組みです。このナンバリングは、履修登録をする際、適切な授業科目を選択する目安ともなります。

### (2) 科目ナンバリングの構成

科目ナンバーは、以下のような6桁の英数字から構成されています。

(1桁目) (2桁目) (3桁目) (4桁目) (5桁目) (6桁目)  
**A B 1 2 0 1**

### [科目ナンバー一覧]

1桁目 (大学共通科目・各学部専門科目)		2桁目 (科目区分)		3桁目 (開講セメスター)		4桁目 (単位数)	5~6桁目 (連番)	
大学 共通	大学共通コア科目	C	未来展望科目	F	1年次 春学期	1	修得 でき る 単 位 数	科 目 区 分 毎 の 連 番
			公民教養科目	C	1年次 秋学期	2		
			アカデミックスキル科目	A	2年次 春学期	3		
			英語科目	E	2年次 秋学期	4		
			第二外国語科目	L	3年次 春学期	5		
			日本語科目	J	3年次 秋学期	6		
			スタートアップ科目	U	4年次 春学期	7		
			キャリア科目	R	4年次 秋学期	8		
			スポーツ・ライフスキル科目	S				
			経済 経営	経済経営学部 経済学科 経営学科	Z E B	入門科目		
キャリア科目	C							
基礎科目	F							
展開科目	E							
演習科目	S							
人 文	人文学部 歴史文化学科 心理学科	Y H P	基礎科目	F				
			展開科目	E				
			共通科目	C				
健康 医療	健康医療学部 看護学科 言語聴覚学科	W N R	基礎分野	F				
			専門基礎分野	S				
			専門分野	M				
	健康スポーツ学科	T	基礎科目	F				
			応用科目	A				
実習科目			P					
演習科目	S							
医療関連科目	M							
バ イ オ	バイオ環境学部 バイオサイエンス学科 バイオ環境デザイン学科 食農学科	V S K F	基礎科目	F				
			専門基礎科目	S				
			専門科目	M				
工	機械電気システム工学科	M	英語科目	E				
			日本語科目	J				
			スタートアップ科目	U				
			キャリア科目	R				
			専門共通科目	C				
			専門科目	S				
			実験・実習科目	X				
			総合演習科目	G				



## Ⅳ. 出席管理システムについて

本学では、出席管理システムを導入しています。毎講時、授業が始まる際に教室に設置されているタッチパネル式の出席管理システム端末に学生証をかざすと、自動的に出席状況が登録されます。

必ず学生証を携帯し、各授業の際にかざしてください。これを行わないと、たとえ出席していても欠席の扱いとなってしまいます。学生のみなさんの出席・遅刻の情報は先端なびで一元管理されます。科目担当教員は、このシステムに登録された出欠情報に基づいて出欠の確認を行うことを原則としますが、担当教員によっては授業終了時の小テスト提出など他の要件を課す場合もあります。

### 1. 出席・遅刻・欠席の扱いについて

授業開始の8分前、出席データの読み取りが可能となります。

授業開始の5分後、遅刻の扱いへ切り替わります。

授業開始から20分以降は、欠席扱いになります。

### 2. 出席の不正行為について

学生証の貸し借り（出席の不正行為）を発見した場合は、本学の「学生の懲戒に関する規則」に基づき対処します。

## V. 試験

### 1. 定期試験

一部の授業を除き、原則として学期毎に定期試験が行われます。定期試験は、日頃の学修の到達点を確認する重要なものです。また、本学では定期試験を厳正に執行しています。

定期試験の種類には、主として次の3種類があります。なお、複数の方法を組み合わせて実施される場合もあります。

- ①筆記試験
- ②レポート試験
- ③実技試験

※「1.定期試験」「2.追試験」「3.再試験」以外に、科目担当教員の判断で、適宜授業内に試験が実施される場合があります。

#### (1) 定期試験の時間

##### ① 試験時間割

定期試験の時間割は、原則として試験開始の2週間前に発表します。

##### ② 試験時間帯

京都太秦キャンパス

1 講時	2 講時	3 講時	4 講時	5 講時
8:50~9:50	10:30~11:30	12:40~13:40	14:20~15:20	16:00~17:00

京都亀岡キャンパス

1 講時	2 講時	3 講時	4 講時	5 講時
9:30~10:30	11:10~12:10	13:20~14:20	15:00~16:00	16:40~17:40

#### (2) 試験に関する注意事項

##### [筆記試験]

- ① 試験会場には、学生証を必ず持参すること。
- ② 学生証を忘れた場合は、教務センターで「受験許可証」の交付を受けること。
- ③ 指示された試験会場で受験すること。
- ④ 試験開始時刻から20分以上遅刻した場合は受験資格を失います。
- ⑤ 試験開始後30分以上経過し監督者が認めた場合、途中退出することができます。

##### ◇筆記試験の受験上の注意事項

- ① 試験会場では、試験監督者の指示・注意に従うこと。
- ② 学生証の「顔写真」は、試験監督者によく見えるように机の上に置くこと。
- ③ スマートフォン等の電子機器類は、試験中は必ず電源を切り、カバンの中に入れること。
- ④ 持込許可品以外の物品は、カバンの中に入れること。
- ⑤ 不正と疑われる行為を発見した場合、次頁「(3) 不正行為」に記された内容で処分します。
- ⑥ 答案を無効として取り扱う場合
  - ・答案が無記名の場合(学籍番号・氏名、どちらか一方が記入されていない場合でも無効となります)
  - ・替え玉受験を行った場合
  - ・指定された場所に答案を提出していない場合
  - ・受験態度が不良な場合(試験の実施を阻害すると認められる行為を行った場合)

##### [レポート試験]

- ① レポートの課題  
原則、「先端なび」に掲示します。ただし、授業中に口頭連絡で提示される場合もあります。
- ② 提出期限について  
提出期限については、科目毎に担当教員が指定します。

### ③ 提出方法

原則、「先端なび」上で提出。

#### ◇レポート試験に関する注意事項

授業中に提出するように指示された場合は、授業中に提出してください。授業に遅刻・欠席し提出できない場合も、教務センターでは一切受け付けていません。提出期限に余裕を持って提出してください。なお、教員の電話番号・住所等の公開はしていません。

また、授業で課せられるレポートや論文を作成する際には、書籍等の著作物や Web サイトで他人の考えを参考にしたり、データを分析しながら、自分の考えを提示することが求められます。著作物や Web サイトの記載をそのまま無断で引用する剽窃（ひょうせつ）行為（コピー&ペースト等）は、社会的に許されない行為であり、他者の著作権を侵害する違法な行為となる場合もあります。剽窃行為が発見された場合は、本学として以下の通り対処します。

#### 【剽窃行為についての本学の対処】

- ① レポート等の提出物を評価する教員が剽窃行為であると判断した場合は、当該提出物の評価は零点とする。
- ② 他の学生が作成したレポート等を自分が作成したかのように記述してレポート等を提出した場合、剽窃行為を行った学生だけでなく、同行を行った学生に自分のレポート等を見せた学生についても、提出物の評価は零点とする。

### (3) 不正行為

次の行為が、不正行為にあたります。

- ① 代理人による受験および、受験を他人に依頼した場合
- ② 持込許可品以外の物品を持ち込み、またそれらを参照した場合
- ③ 筆記用具や持込許可品などを貸借した場合（貸した側、借りた側双方が処分されます。）
- ④ 机等に不正な書き込みをして受験した場合
- ⑤ 解答用紙の交換、筆写を行った場合
- ⑥ 口頭等により不正な連絡を行った場合
- ⑦ 解答用紙を持ち帰った場合
- ⑧ 監督者の指示に従わなかった場合

定期試験・レポート試験中に学生が不正行為通告書を提示された場合は、試験終了後に事情聴取を受けることとなります。その後、調査委員会が不正行為と認定した場合は、当該学生は受験資格を喪失し、自宅待機を命じられます。

#### 【不正行為に対する処分】

学生が不正行為を行った場合は、大学による厳正な処分を受けます。成績評価については、不正行為を行った科目だけでなく、そのセメスターに履修したすべての科目が「不合格（F）」とされ、単位が授与されません（ただし、学部学科が指定した学外実習科目等は除く）。さらに懲戒処分として、本学の「学生の懲戒に関する規則」に基づいて、厳正に対処します。

#### (注) 「大学コンソーシアム京都」、「放送大学」開設科目を受講している場合

他大学・短期大学等での受験に際しても、不正行為があった場合は全受験科目（本学・他大学等の科目）すべてを非受験扱いとし、所属学部の教授会において審議の上、厳重な処分を受けることとなります。

## 2. 追試験

下記表の事由により定期試験を欠席し、所定の手続きにより許可された場合のみ受験できます。願い出により実施される試験です。

### (1) 受験資格

追試験を申請できるのは、定期試験を次の事由により受験できなかった場合で、かつ証明書が入手できる場合に限られます。

	事由	証明書	備考
1	学校保健安全法施行規則 18 条で定める感染症に罹患し、大学が出席停止を求めた場合	医師の診断書	加療期間が明記されている等、当日欠席が必要であることが分かる診断書 例：インフルエンザの場合、出席には発症から 5 日、解熱から 2 日経過していることが必要
2	公共交通機関の運休・遅延	運休・遅延証明書	
3	2親等以内の慶事・忌引き	案内状、招待状、会葬礼状など	慶事は 1 日（当日）
4	自己の責めに帰さない不慮の事故または災害	事故証明書など	診断書の提出を求める場合もある。車、バイク、自転車での通学途上での交通事故・故障・交通渋滞による遅延は含まない。
5	課外活動	公式大会要項など	体育連合協議会、文化連合協議会所属団体の内、部として認められている団体に限る。参加者名簿を添付すること。
6	教員免許取得にかかる教育実習・介護等体験および博物館実習	教務センターの証明書	
7	資格試験・就職試験	受験証明書	
8	単位互換科目（大学コンソーシアム京都・放送大学）の授業・試験と重複する場合	受講・受験証明書	
9	1 以外の病气・怪我で医師が加療を指示した場合	医師の診断書	加療期間が明記されている等、当日欠席が必要であることが分かる診断書
10	その他大学が正当と認めた事由	大学が指示する証明書	補講との重複など

※p.7「やむを得ない欠席となる事由」と同様

### (2) 申請手続き

当該科目の試験終了後 2 日以内（試験当日・土日祝を含まない）に、追試験申請書に所定の証明書を添えて、教務センター窓口にて速やかに提出してください。

※ 指定された追試験日時に受験できなかった場合は、受験資格を失います。

### 3. 再試験

試験（追試験含む）の結果「不合格」と判定された場合、特定の科目（再試験対象科目）については、再試験を受けることができます。ただし再試験に対する追試験は実施しません。再試験で合格となった場合の成績評価はすべて60点（「C」）となります。また再試験で「不合格」となった科目は、以後のセメスターに授業を再履修することになります。

#### （1）受験資格

再試験実施科目の科目担当教員が認めた場合に受験できます。

#### （2）申請手続き

再試験の受験対象者には、「先端なび」を通じて教務センターより連絡します。再試験の受験を希望する場合は、試験前に配布される「実施要領」に従い申請してください。再試験受験には、受験料1科目につき3,000円が必要です。

※ 指定された再試験日時に受験しない場合は、当該科目は「不合格（F）」となります。

## VI. 成績・GPA

### 1. 成績評価

成績評価は、シラバスに記載されている成績評価方法にしたがって行われます。合格した科目は、取り消したり、再度受講登録したりすることはできません。

### 2. 成績

	評価		成績表への記載	成績証明書への記載
	記号	素点		
合格	S	100~90	記号表記と 素点表記	記号表記
	A	89~80		
	B	79~70		
	C	69~60		
	N	N	記号表記	
不合格	F	59~0	記号表記と素点表記	表記なし

※ 記号「N」は「認定」を表します。単位互換等で認定された科目は、「N」と記載されます。

### 3. 成績発表

春学期は9月上旬頃、秋学期は3月中旬頃に発表します。

### 4. GPA

本学では、GPA (Grade Point Average) を導入しています。GPA とは大学の成績評価を数値化したもので、学力を測る指標となっています。GPA は、成績評価に記載しています。

※GPA 値は、学内における奨学金審査等で用いられています。成績基準として GPA 値が各種奨学金やその他の申請等の条件となる場合には、別途募集要項等に記載します。

#### (1) 本学の GPA 換算方法

(計算式)

$$\text{GPA} = \frac{(4 \text{ ポイント} \times \text{Sの科目の単位数合計}) + (3 \text{ ポイント} \times \text{Aの科目の単位数合計}) + (2 \text{ ポイント} \times \text{Bの科目の単位数合計}) + (1 \text{ ポイント} \times \text{Cの科目の単位数合計}) + (0 \text{ ポイント} \times \text{Fの科目の単位数合計})}{\text{総単位数 (履修登録科目の単位数)}}$$

GPA 換算時の対象科目は、履修登録をしたすべての科目となります。

※卒業要件に算入しない資格科目は除きます。

※大学コンソーシアム京都単位互換科目、留学によって修得した認定科目など（評価が「N」と表される科目）は除きます。

### 5. 成績表記調査

シラバスに記載された評価基準、および授業の中での評価基準の説明を十分に理解した上で、明らかに自分の成績が誤りであると考えられ、それを具体的に説明できる場合、成績表記調査を申し出ることができます。

申請方法：指定された期間内に「成績表記調査申請書」を教務センターに提出してください。申請期間は先端なびより、お知らせします。

受 付：「成績表記調査申請書」の記載内容を確認して、明らかに成績表記に誤りがあると思われる場合は、受け付けます。

回 答：文書により回答します。

注 意：成績表記が誤りであるケースは極めて少なく、学生本人が評価方法や授業中の説明を理解していないために、成績表記が誤りであると思い込んでいるケースが大半です。事前に十分に検討してください。

## VII. 単位授与及び認定

### 1. 単位授与

授業科目を履修し、原則として春学期末または秋学期末に行われる試験に合格した者には、所定の単位が与えられます。

試験の方法は、p.16「V. 試験」に示した筆記試験・レポート試験・実技試験などがありますが、科目によっては通常の授業時の成績を試験成績とすることがあります。

出席日数が不足している、あるいは途中で受講を放棄した場合は、その科目の単位は授与されません。

### 2. 単位授与の時期

単位授与は、原則として9月・3月（各学期終了後）に行います。

単位授与されるには、単位授与時期に、学籍状態が「在学」または「留学」中である必要があります。（「休学」中の場合は、単位授与されません）。

### 3. 他大学等で修得した単位の認定

教育上有益と認めた場合は、海外留学や国内留学、単位互換制度等を履修することができます。修得した単位は、60単位を限度とし学部教授会の審議を経て卒業認定単位として認めることがあります。なお、60単位の上限は、個々の留学プログラム毎ではなく、他大学等で修得した単位全体の上限となります。また、上限単位は、各学期の履修登録制限単位数を超えて認定する事は出来ませんので、注意してください。

## Ⅷ. 進級要件

### 1. 進級要件

進級するためには、各学年において学科で定めた要件を満たすことが必要です。

【経済学科、経営学科、心理学科、歴史文化学科、バイオサイエンス学科、バイオ環境デザイン学科、食農学科、健康スポーツ学科】

	1 年次終了時	2 年次終了時	3 年次終了時
修得単位数※	28 単位以上	60 単位以上	96 単位以上 (バイオ環境学部は 100 単位以上)
単位修得が 必要な 大学共通 コア科目	スタートアップゼミ I	スタートアップゼミ II 日本語リテラシー I・II 数的処理 I・II 情報リテラシー 英語 I、英会話 I キャリアデザイン I・II SLS I・II (バイオ環境学部 は SLS I-B、II)  *外国人留学生は、日本語リテラ シー I・II と数的処理 I・II の代 替として、日本語 I・II の単位を 修得していること。	英語 II・III 英会話 II・III SLS III・IV (バイオ環境学部 は SLS IV 不要)  *外国人留学生は、さらに日本語 作文演習の単位を修得している こと。
単位修得が 必要な 専門科目		経済学科：ミクロ経済入門、 マクロ経済入門 経営学科：会計学入門、経営 戦略論入門  心理学科： 社会・産業基礎演習、心理 演習、および心理学実験の 内、2 科目以上の単位を修 得していること。	
在学期間 (休学期間 は除く)	1 年次に 1 年間に在学している こと。	2 年次進級後に 1 年間に在学 していること。	3 年次進級後に 1 年間に在学し ていること。

※卒業要件に算入されない科目の修得単位数は含まれません。

【看護学科、言語聴覚学科】

	2 年次終了時	3 年次終了時
修得単位数※	基礎分野における卒業要件 (22 単位以上の修得)	—
修得科目	2 年次終了時までに関講した必修科目すべて	3 年次終了時までに関講した必修科目すべて

※卒業要件に算入されない科目の修得単位数は含まれません。



【機械電気システム工学科】

	1 年次終了時	2 年次終了時	3 年次終了時
修得単位数 ※	28 単位以上	60 単位以上	96 単位以上
必修科目 (共通)		英語科目より 必修 10 単位を含む 18 単位以上	
必修科目 (専門)	物理学Ⅰ 物理学Ⅰ演習 微分積分と線形代数Ⅰ 微分積分と線形代数Ⅰ演習		プレキャップストーンプロジェクトⅠ プレキャップストーンプロジェクトⅡ
在学期間 ※休学期間 は除く	1 年次に 1 年間に在学している こと。	2 年次進級後に 1 年間に 在学していること。	3 年次進級後に 1 年間に在学している こと。

※卒業要件に算入されない科目の修得単位数は含まれません。

## Ⅸ. 学修ポートフォリオ

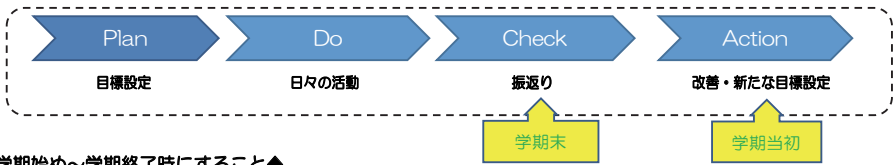
学修成果と、学修の過程において学んだ点や気付いた点などを記録していくものです。学期毎に自分が履修した授業の記録を残し、学期末に自分自身の成長を振り返って来学期の目標を立てるなど、大学における学修の記録をすべて残しておき、大学で何を学んだか、そのときにどのようなことを考えたかなどを振り返ることができます。就職活動のときに、自分自身を振り返るために活用されます。

### 1. 先端なび「マイステップ」について

学生の皆さん個人の「学修目標」「学びの振り返り」を記録・蓄積していくシステムです。このシステムを利用し「4年間の学びをデザイン」していくことを目的としています。

#### ◆大学4年間を通じて◆

新学期のはじめに「学修目標」の設定を行い、学期終了後、成績発表を受けてその「振り返り」をしていきます。



#### ◆学期始め～学期終了時にすること◆

PLAN	学期スタート時	マイステップに学修目標を入力する
DO	学期途中	日々の学修（マイステップで振り返り）
CHECK	定期試験	定期試験・期末レポート作成
	成績発表	マイステップに振り返りコメントを入力する ※学修目標が到達できたかを振り返る。更に学びを深めたいことがあれば、目的を明確に、反省点があれば次の目標設定時に活かす。
ACTION	学期終了	担当教員と学修面談
PLAN	学期スタート時	上記 PLAN → DO → CHECK → ACTION を振り返り、新たな学修目標をマイステップに入力する。

#### ◆ポイント◆（このツールの目指すスキル）

マイステップは能動的に学びを体得していくための大事なツールです。自分自身で学修目標を設定し、自立的に学んでいくことも大切な学びの1つです。卒業して社会人になる時にはこういった学びの過程が、皆さんの資産となり、就職活動を行う際にも有効活用することができるでしょう。

この、「学修目標」の設定と「振り返り」を繰り返すことで、皆さんの学修の履歴を残すことができます。このため毎学期確実に目標を設定し、学期終了時には振り返りを行う、より高いチャレンジに向けて目標を設定しましょう。

なお本学では、担当教員により個別学修指導を行っています。各学期毎に教員と面接、学期終了時には振り返りコメントが「マイステップ」に届きます。皆さんは担当教員からアドバイスを得ながら、次の学修目標を立てていきましょう。

先端なび・学修ポートフォリオ補足：

※ 皆さんの利用している、「先端なび」掲示板内に、「マイステップ」「学修度（レーダーチャート）」の利用マニュアルが掲載されています。内容を熟読し「学期始まり」「学期終了時点」には必ず「マイステップ」の各項目に入力しましょう。

※ 先端なび ☞ 「学修ポートフォリオ」内 ☞ **学修ポートフォリオ帳票出力**より、一覧化したデータをダウンロードできます。

## 2. 先端なび「学修度（レーダーチャート）」について

学生の皆さんが取得した成績を、本学の「学びの方針（DP）」に照らし、どの程度到達したかを確認出来るツールです。「マイステップ」で計画した学修目標に近づくように皆さんの学びは進められたでしょうか？

- このシステムでは、「学びの方針（DP）」の到達度を、**学修度レーダーチャート**を利用し**見える化**しています
- DP1.1、DP1.2、DP2.1…、と各 DP にはそれぞれ到達目標があります。
  - ① 成績取得後、ご自身の各 DP がどの程度到達しているかを確認して下さい。
  - ② ご自身が身に付けたい到達目標に照らして、伸びている点、欠けている点、更に深めたい点を意識し、受講登録をしましょう。

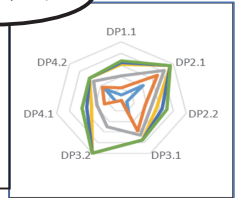
各学期終了時に見直すこと

学修度レーダーチャートを通じ、定期的に自身の学びを振り返ることができます。

- ①「学びの方針（DP）」の到達度（学修成果）を振り返り、
- ②今後取り組むべき課題を発見することができます。

大学の学びでは、ただ単に授業を受講するに留まらず、4年間の学びを自ら開拓し深めていくことが重要になります。  
このようなツールを使いながら、皆さん自身の学びを深化させていくことを期待しています。

レーダチャート



### ～学びの方針（DP：ディプロマポリシー）とは…？～

本学では、建学の精神に人材育成方針が、学びの方針（DP：ディプロマポリシー）に育成する人材に修得を期待する能力を示しています。まずはご自身で、大学全体・所属学部/学科の「学びの方針（DP）」を確認しましょう。

#### 本学の建学の精神・学びの方針（ディプロマポリシー）について

**建学の精神** 未来につながる課題を自ら設定し、解決することができる先端人材の輩出

☐履修要項 p.2 を参照しましょう。

#### 学びの方針 卒業認定・学位授与の方針/DP(ディプロマポリシー)

☐大学としての基本的な学びの方針＝大学の DP 参照 履修要項 p.3 ページ参照

☐学部としての基本的な学びの方針＝学部の DP 参照 履修要項・各学部の「教育目的と3つのポリシー」参照

☐学科としての基本的な学びの方針＝学科の DP 参照 履修要項・各学科の「教育目的と3つのポリシー」参照

## 3. 【参考】先端なび・「学修ポートフォリオ」内容について

先端なび学修ポートフォリオ内から皆さんの学びの履歴を確認できます。適宜この画面を確認しましょう。

項目	内容
学修度（レーダーチャート）	「学びの方針（ディプロマポリシー・DP）」に対応した、学修度レーダーチャート。成績評価後にレーダーチャートが動きます。（大学共通コア科目・専門科目別）
マイステップ	各学期に自分自身で「学修目標」を定めて、学習を進めるためのツールです。（担当教員からのコメントも閲覧できます。）
履修成績情報	受講登録状況や成績評価を確認する項目
資格	教職課程履修者の表示項目
GPA 推移表	各セメスターの GPA が折れ線グラフで可視化されます
単位修得情報	修了要件に沿った、単位修得状況の一覧
就職活動	就職活動スタート後利用します
進路希望	就職活動スタート後利用します

## X. 卒業と学位

### 1. 卒業および学位

卒業するためには、大学が定める教育課程に従って学修し、次の卒業要件をすべて満たすことが必要です。

- (1) 所定在学年数  
8セメスター以上在学し、各学年1年以上在学していること。休学期間は在学年数に含みません。
- (2) 所定単位の修得  
卒業に必要な単位数（要卒単位数）・必修条件等を満たしていること。
- (3) 卒業判定  
所定在学年数の要件を満たすことになる在学学生を対象に卒業判定を行います。この卒業判定に合格した場合に、卒業が認められます。

### 2. 学位

学部名	学科名	学位
経済経営学部	経済学科	学士（経済学）
	経営学科	学士（経営学）
人文学部	心理学科	学士（人文）
	歴史文化学科	学士（人文）
健康医療学部	看護学科	学士（看護学）
	言語聴覚学科	学士（言語聴覚学）
	健康スポーツ学科	学士（健康スポーツ学）
バイオ環境学部	バイオサイエンス学科	学士（バイオ環境）
	バイオ環境デザイン学科	学士（バイオ環境）
	食農学科	学士（バイオ環境）
工学部	機械電気システム工学科	学士（工学）

### 3. 卒業見込

- (1) 卒業見込証明書とは  
「卒業見込証明書」とは卒業見込日が記載された証明書であり、就職試験や大学院入試等で受験先から提出を求められます。卒業見込は、卒業を保証するものではありません。
- (2) 証明書発行基準  
卒業見込証明書の発行基準は以下のとおりです。
  - ①第7セメスター開始時  
卒業に必要な単位数（要卒単位数）から第7セメスターと第8セメスターで登録できる上限単位数を差し引いた単位数以上を修得していること。
  - ②第8セメスター開始時  
卒業に必要な単位数（要卒単位数）から第8セメスターで登録できる上限単位数を差し引いた単位数以上を修得していること。第7セメスターで卒業見込証明書を発行されていた場合でも、成績次第で第8セメスターでは発行されない場合もあります。

【卒業見込証明書発行基準】

以下の表に記載されている各セメスター開始時の修得単位数（卒業要件に含まれる単位数）を満たしている場合、卒業見込証明書が発行されます。

所属学部	所属学科	卒業に必要な 単位数	第7セメスター開始時 修得単位数	第8セメスター開始時 修得単位数
経済経営学部	経済学科	124 単位	76 単位以上	100 単位以上
	経営学科			
人文学部	歴史文化学科	128 単位	80 単位以上	104 単位以上
	心理学科	124 単位	76 単位以上	100 単位以上
健康医療学部	看護学科	126 単位	115 単位以上	121 単位以上
	言語聴覚学科	124 単位	105 単位以上	118 単位以上
	健康スポーツ学科		76 単位以上	100 単位以上
バイオ環境学部	バイオサイエンス学科	128 単位	100 単位以上	102 単位以上
	バイオ環境デザイン学科			
	食農学科			
工学部	機械電気システム工学科	128 単位	76 単位以上	100 単位以上

## XI. 学籍

学籍は、入学によって発生し、卒業、退学、除籍によって喪失します。学籍の種類は、在籍（在学・休学・留学）、卒業、除籍、退学などがあります。

### 1. 学籍番号

入学を許可した者に学籍番号を付与します。学籍番号は、原則として在籍中も卒業後も変わりません。

### 2. 学生証

学生証は、本学の学生であることを証明する大切なものです。以下の場合に提示が必要になりますので、常に携帯してください。

- ・定期試験の受験
- ・各種証明書の交付
- ・出席管理システム（p.15「Ⅳ. 出席管理システムについて」参照）
- ・本学教職員等から提示を求められたとき

※学生証を紛失・盗難にあった場合は、教務センターに届け出てください。

※学生証の有効期間は、4年間です。

### 3. 在籍について

在籍には、在学、休学、留学の3つがあります。

#### (1) 休学

病気その他の事由により1セメスターにつき継続して3ヵ月以上就学できない見込みの場合は、休学を願い出ることができます。

##### ① 休学の願い出

「休学願」に事由を明記して、保証人との連署で願い出てください（病気等で休学する場合は診断書を添付）。感染症、その他の病気のために就学不相当と認められた場合は、学部長が休学を命ずることがあります。

##### ② 休学期間

休学期間は、継続して2年を超えることはできません。ただし、特別な理由がある場合（例えば、留学生で母国の兵役により、休学期間が2年を超える場合）は、引き続き1年以内に限り延長することができます。休学の期間は、入学時から通算して4年を超えることはできません。

##### ③ 休学中の学費

休学中は学費の納付を免除します。ただし、休学期間中はセメスター毎に在籍料（10,000円）を納付しなければなりません。

※当該学期の学費を既に納入している場合、学費の返還はできません。

#### (2) 留学

本学が提供する留学プログラムで留学する場合、学部の教授会で審議します。留学が認められた場合、留学期間は、在学年数に算入します。

### 4. 復学について

休学者が復学を希望する場合、休学期間が満了する2週間前までに「復学願」を提出し許可を得ること。「復学願」を保証人と連署で提出してください。病気等で休学していた場合は、就学ができることを証明する書類（診断書等）を添付してください。

※期日までに復学願が提出されない場合は除籍となります。

### 5. 再入学

(1) 再入学を願い出ることができるのは、次の事由により学籍を喪失した場合に限りです。

- ① 退学により学籍を喪失した場合
- ② 休学後、期日までに復学手続きができなかった場合
- ③ 除籍後、期日までに復籍手続きができなかった場合

(2) 再入学申し出期間

上記①～③の学籍喪失日（退学日・除籍日）より2年以内で、再入学しようとする各学期の1ヵ月前まで。

(3) 再入学金

再入学を希望する場合は、再入学金（130,000円）が必要です。

6. 学籍の喪失

学籍を喪失（本学の学生でなくなる）する場合として、卒業と退学、除籍の3種類があります。

(1) 卒業

各学部の修業年限以上在学し、各学部で定める卒業に必要な単位を修得した場合に卒業となり、学士の称号が与えられます。

(2) 退学

事情により、退学するときは所定の手続きが必要となります。

- ・ 原則として、指導担当教員（担任・チューター等）と面談する必要があります。
- ・ 「退学願」に事由を明記して、保証人との連署により学生証を添えて願い出てください。

※懲戒すべき事由で退学した学生は、原則再入学は認めません。

※退学にあたり、当該学期の学費を既に納入している場合、学費の返還はできません。

(3) 除籍

以下に該当する者は除籍となり、本学の学生の身分を失います。

- ・ 定められた期間に所定の学費を納入しない場合
- ・ 修学期間が8年を超える場合
- ・ 休学期間の満了する2週間前までに、復学手続きがない場合
- ・ 死亡した場合

7. 復籍について

上記「6. 学籍の喪失」「(3) 除籍」で学費未納の場合に限り、除籍措置の日から1ヵ月以内であれば、願い出により復籍することができます。所定の学費を納入し、復籍願に保証人と連署の上、復籍料（10,000円）とともに願い出てください。

除籍措置の日から1ヵ月を超えると、復籍できません。その場合は、再入学の手続きとなります。

8. 転学部・転学科

転学部・転学科を希望する場合は、春学期は6月15日、秋学期は1月末日までに教務センターに申請してください。ただし、転学先の学部・学科に欠員のある場合に限り、選考の上、転学を許可します。

学籍関係事項について(申し合せ)

休学、復学、退学、再入学、除籍、復籍、転・編入学、転学部、転学科については、京都先端科学大学学則第19条、第20条、第21条および第28条に定めるほか、この規定の定めるところによる。

〈休学〉

1. 病気その他の事由により3ヵ月を超えて就学できない者は、所定の様式により学部長に休学願いを提出し、許可を得て休学することができる。
2. 伝染病、その他の病気のため就学不適当と認められた者に対しては、学部長は休学を命ずることがある。
3. 休学の期間は継続2年を超えることはできない。ただし、特別の理由がある場合、引き続き1年以内に限って延長することがある。
4. 休学の期間は、通算して4年を超えることはできない。
5. 休学期間の学費は、免除する。ただし、在籍料としてその年度の学期毎に10,000円を指定の日までに納付しなければならない。なお、その年度の学費納入者にとっては、在籍料は免除する。

〈復学〉

1. 休学者が復学しようとするときは、復学しようとする学期の2週間前までに所定の様式により復学願いを学部長に提出し、許可を得て復学することができる。
2. 復学を許可する時期は、春学期および秋学期の始めとする。ただし秋学期復学者の受講は、秋学期において開講する授業科目のみとする。
3. 休学者が休学期間の終わる2週間前までに復学手続きをしなかった場合は、その休学期間の末日をもって除籍する。

#### 〈退学〉

1. 病気その他の事由により退学しようとする者は、所定の様式により退学願いに学生証を添えて学部長に提出し許可を受けなければならない。
2. 退学者の退学日付は、退学願いの日付とする。ただし上記の者が退学願いの日付までの学費を滞納している場合は、学費の納入されている期間の末日をもって退学の日付とする。

#### 〈再入学〉

1. 再入学を願い出ることができる期間は、退学の日より2年以内とする。
2. 再入学を許可された者は、再入学金を指定の日までに納付しなければならない。
3. 再入学金は再入学した年度の入学金の2分の1とし、学費は再入学した学籍年度の額とする。
4. 再入学を許可する時期は、毎学期の始めとする。

#### 〈除籍〉

次の場合は除籍とする。

1. 授業料その他の学費の滞納期間が1ヵ月を超える者。
2. 修学期間が8年を超える者。
3. 正当な理由がなく、所定の手続きを怠り、就学の意志のない者。
4. 死亡した者。

#### 〈復籍〉

1. 授業料その他学費の未納によって除籍された者が、除籍処置の日から1ヵ月以内に保証人連署をもって学部長に復籍を願い出た場合にのみ、復籍を許可することがある。
2. 復籍手続をする場合は、復籍金10,000円と滞納の学費とを納付しなければならない。
3. 除籍処置の日から1ヵ月を超えた者、又は学費未納以外の理由によって除籍された者が、復籍を希望する場合は、再入学をするものとみなして取扱うものとする。

#### 〈転学・編入学〉

1. 他の大学に転学を希望する場合は、退学願を提出し教授会の議を経てこれを許可することがある。

#### 〈転学部・転学科〉

1. 転学部・転学科は、各学部・各学科に欠員が生じた場合に限り、選考の上、志願学部教授会の議を経てこれを許可することがある。
2. 転学部・転学科を希望する者は、所定の期日までに、志願学部長に願い出るものとする。
3. 転学部・転学科の併願及び再転学部・再転学科はこれを認めない。
4. 転学部・転学科を許可された者は、学期始めをもって転籍するものとする。
5. 転学部・転学科を許可された者は、所定の期日までに手数料及び学費等を納付しなければならない。手数料は10,000円とし、学費は新所属学部・学科の当該年次生と同額とする。
6. 転学部者・転学科者の既修得単位の認定については、各学部において定める。

京都先端科学大学学生留学内規 平成11年4月1日制定

- 第1条 京都先端科学大学学則（以下「学則」という。）第14条に基づく他の大学または短期大学への留学に関しては、学則に定めるもののほか、この内規による。
- 第2条 この内規にいう留学とは、他の大学または短期大学の特定の授業科目を履修するために現地で留まり、本学での履修は行わない場合をいう。
- 第3条 留学の対象となる大学等とは、国内においては留学（単位互換）に関して本学と協定を結んだ大学、外国においては留学に関して本学と協定または合意している大学等、あるいは学位授与権を有する大学等及びこれに相当すると学長が認めた教育機関をいう。
- 第4条 留学できる者は、本学に1年以上在学した者でなければならない。
- 第5条 留学する者の学籍上の取扱いは、留学とし、休学扱いしない。留学期間は在学期間に算入する。
- 第6条 留学期間は1年以内とする。
  - 2 外国留学で特別の事情がある場合は、1年以内に限り留学の延長を許可することがある。
- 第7条 留学を希望する場合は、所定の留学願及び留学予定先の留学許可を証する書類の写し等必要書類を当該学部長を通じて学長に提出しなければならない。
  - 2 留学の許可は、当該学部教授会の議を経て、学長が行う。
- 第8条 外国留学で留学期間の延長を願い出る場合は、留学延長願を当該学部長を通じて学長に提出しなければならない。
  - 2 留学延長の許可は、当該学部教授会の議を経て、学長が行う。
- 第9条 留学を終了した者は、指定の留学終了届を、当該学部長を通じて学長に提出しなければならない。



- 第 10 条 留学期間中に修得した授業科目の単位を本学の卒業要件の単位として認定を受けようとする者は、留学先大学等の発行した成績証明書等必要書類を添付した単位認定願を当該学部長に提出しなければならない。
- 2 前項の単位の認定は、当該学部教授会の議を経て学部長がこれを行う。この場合の認定し得る単位数は 60 単位を限度とする。
- 第 11 条 年度の途中から留学する者は、留学前に科目登録し受講している授業科目について、留学終了後に再度科目登録し、継続して履修することができる。ただし、開講している科目に限る。春学期開講科目または秋学期開講科目についても、年度当初または秋学期登録期間に科目登録し、履修することを認める。
- 第 12 条 留学中の学費の取扱については、本学学費規程によるものとする。
- 第 13 条 留学している者が当初の目的を達成することができず、学生の本分に反する行為があったと認められるとき、学長は、当該学部教授会の議を経て、留学の許可を取り消すことができる。
- 第 14 条 外国の語学専門学校のうち、学長が認めた学校における 10 週間以上の語学研修も留学の対象とする。
- 2 前項の留学を終えて、第 10 条に該当しない授業科目の履修を本学の科目の単位として認定を受けようとする者は、履修時間数及び修了証書等必要書類を添付した単位認定願を当該学部長に提出しなければならない。
- 第 15 条 この内規の改廃は、国際交流委員会、各学部教授会及び大学評議会の議を経るものとする。
- 附則省略

## 第2部 教育課程

### 健康医療学部 教育目的と3つのポリシー

#### <健康医療学部の教育目的>

多様な健康状態、発達段階、生活環境にある人々に対して専門的な支援を行い、人々の健康生活の実現と健康寿命の延伸に寄与する人材を育成することを目的とする。

#### <入学者受け入れの方針> (アドミッション・ポリシー)

本学部の教育目的に即した人材を育成するために、学部の教育目的を理解し、意欲と主体性をもって勉学に励むことができ、高等学校の教育課程で修得する基礎的な学力とそれを活用する力、他者とのコミュニケーション能力を備える人を求めます。

##### 1. 知識・技能

- ・入学後の修学に必要な高等学校卒業相当の基礎的な知識・技能を持つ。

##### 2. 思考力・判断力・表現力

- ・事物を多面的かつ論理的に考え判断する能力があり、自分の考えを表現できる。

##### 3. 主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度

- ・健康や身体に強い興味・関心があり、主体的に学ぶ強い意欲を持つ。
- ・実践的な授業に、多様な人々と協働して取り組める。
- ・国際人としての教養を身につけ、英語を中心とした語学力の向上を目指す意欲を持つ。

#### <教育課程編成・実施の方針> (カリキュラム・ポリシー)

##### 1. 教育課程編成

1.1 教育課程として、リベラル・アーツ科目および専門科目を配置します。

1.2 職業人としての教養、基礎学力・技能、語学力、協調性を修得することを目的に、リベラル・アーツ科目を配置します。

1.3 専門的知見に基づく主体的な行動力および問題解決力を育成するため、各々の学科に専門科目を系統的に配置します。

##### 2. 学修方法・学修過程

2.1.1 (学修方法) 4年間の教育課程では、各科目を理論的に学修するだけでなく、実習およびキャリア学修も連動させながら実践的かつ能動的に学修します。

2.2.1 (学修過程) 大学共通コア科目や基礎分野科目を学修することにより、健康医療分野における職業人となるために必要な基礎的な教養、課題発見力、問題解決能力を学修します。

2.2.2 各学科の専門科目を履修することにより、健康医療分野における職業人となるための専門的な知識および技能を修得するとともに、実習科目を履修することにより、より専門的な技能を深めていきます。

##### 3. 学修成果の評価

3.1 学修成果は、ディプロマ・ポリシーで定められた能力と、カリキュラムの各科目で設定される到達目標の達成度を示すものであり、健康医療学部のアセスメント・ポリシーに従って多様な方法で学修成果を評価します。

3.2 各科目の内容、到達目標、および評価方法・基準をシラバスに示し、到達目標の達成度を評価します。

## <学位授与の方針> (ディプロマ・ポリシー)

### 1. 知識・理解

- 1.1 健康および身体活動分野に関する専門的知識・技能を理解・修得し、それらを健康医療分野における諸問題を解決するために活用できる。

### 2. 技能

- 2.1 健康医療分野の職業人として、適切な方法を用いて必要な情報を収集し、活用できる。  
2.2 対象児・者と信頼関係を築き、生命と健康・医療および人間の行動に関するさまざまな事象をとらえ、的確な方策を立て、実践することができる。

### 3. 思考・判断・表現

- 3.1 健康医療分野に関して修得した知識・技能ならびに経験を活かして、複眼的思考で自らの考えを論理的に組み立て、表現できる。  
3.2 自ら設定した健康医療学分野の主題について、収集した資料を客観的に分析しながら、批判的に考察できる。

### 4. 関心・意欲・態度

- 4.1 生命と健康医療分野の諸問題に継続的に関心を示し、常に向上心を持って、その問題の解決のために粘り強く主体的に行動できる。  
4.2 幅広い教養、豊かな感性のもとに、多様な職種の人々とコミュニケーションを取り、協働しながら、自律的な職業人として行動できる。

## <学修成果評価の方針> (アセスメント・ポリシー)

### 1. 目的

本学のディプロマ・ポリシー (DP)、カリキュラム・ポリシー (CP)、及びアドミッション・ポリシー (AP) の達成状況を検証する方法を定めることにより、学生の学修成果を評価し、教育の改善を継続的に行う。

### 2. 機関レベル (大学全体)

学生の志望進路に対する就職率、資格・免許取得率、学生満足度調査などから、学修成果の達成状況を検証する。

### 3. 教育課程レベル (学部・学科)

卒業論文、単位取得状況、GPA、資格の取得状況などから、教育課程レベルでの学修成果の達成状況を検証する。

### 4. 科目レベル (授業)

シラバスで明示した成績評価基準に基づく評価、授業評価アンケートなどから、科目レベルでの学修成果の達成状況を検証する。

### 5. 検証方法

具体的な検証方法は次のとおりとする。

	入学前・入学時 (AP 達成状況の検証)	在学中 (CP 達成状況の検証)	卒業時 (DP 達成状況の検証)
機関 (大学全体)	<ul style="list-style-type: none"> <li>入学試験</li> <li>入学前教育</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>外部テスト</li> <li>学生満足度調査</li> <li>ポートフォリオ (マイステップ)</li> <li>課外活動の状況</li> <li>休学率</li> <li>退学率</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学位授与数</li> <li>就職率</li> <li>資格・免許取得率</li> </ul>
教育課程 (健康医療学部)	<ul style="list-style-type: none"> <li>入学試験</li> <li>入学前教育</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>取得単位数</li> <li>GPA</li> <li>外部テスト</li> <li>実習評価アンケート</li> <li>企業アンケート</li> <li>ポートフォリオ (マイステップ)</li> <li>休学率</li> <li>退学率</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学位授与数</li> <li>卒業論文</li> <li>就職率</li> <li>資格・免許取得率</li> <li>国家試験合格率</li> <li>卒業アンケート</li> </ul>
科目	<ul style="list-style-type: none"> <li>入学前教育</li> <li>英語プレースメントテスト</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>成績評価</li> <li>成果報告会</li> <li>外部テスト</li> <li>授業評価アンケート</li> <li>企業アンケート</li> </ul>	

# 第1章 看護学科

## 教育目的と3つのポリシー

### <看護学科の教育目的>

人間を総合的に捉え、尊重し、対象者に適した看護を実践するために必要な知識・技術と豊かな人間性、自律的に学び続ける力を備え、対象者の健康回復・増進を図るために主体的に考え行動できる看護職者の育成を目指す。

### <入学者受け入れの方針> (アドミッション・ポリシー)

本学科の教育目的に示した人材を育成するために、明確な目的意識と情熱を持ち、高等学校で履修した教科・科目について、基礎的な知識を有し、自分の考えを伝えられる日本語力、さまざまな課題に積極的に取り組む姿勢、コミュニケーションを効果的に図り、相互理解に努めようとする態度を有する人を求めます。

#### 1. 知識・技能

- ・高等学校で履修する国語、英語、数学、理科などについての基礎的な知識を持つ。

#### 2. 思考力・判断力・表現力

- ・人々の健康について考え判断する能力があり、自分の考えを表現できる。

#### 3. 主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度

- ・看護の分野に強い興味・関心があり、主体的に学ぶ強い意欲を持つ。
- ・知識の修得と実践のために、多様な人々と協働して取り組める。

### <教育課程編成・実施の方針> (カリキュラム・ポリシー)

#### 1. 教育課程編成

- 1.1 職業人としての基礎力、人間性および倫理観を養い、看護職者としての能力を育成するため、教育課程として「基礎分野」「専門基礎分野」「専門分野」を配置します。
- 1.2 職業人としての教養、基礎学力・技能、語学力、協調性を修得することを目的に、「基礎分野」を配置します。
- 1.3 看護職者としてあらゆる健康レベルにある対象児・者にふさわしい看護が実践できる能力を育成するため、専門分野として「看護の基礎」「看護の実践」「看護の発展」を系統的に配置します。

#### 2. 学修方法・学修過程

- 2.1.1 (学修方法) 4年間の教育課程では、各科目を理論的に学修するだけでなく、実習およびキャリア学修も連動させながら、実践的かつ能動的に学修します。
- 2.2.1 (学修過程) 専門基礎分野科目では健康の回復・維持・増進を一体的に捉えるために必要となる基礎的知識を学修します。
- 2.2.2 看護の基礎科目では看護実践能力を身に付けるための基盤となる科目を配置し、より専門的な科目の履修につなげる内容とし、人々の成長発達と健康レベルに応じた看護を展開するための基本となる知識・態度を深めていきます。
- 2.2.3 看護の実践科目では看護実践能力を育成することを目的とし、健康の保持や疾病の予防、疾病・障害の回復過程における看護について系統的に学修します。さらに健康に問題を持つ人々の課題について理解し、生活の質の向上や自立を支援するための知識・技術・態度を深めていきます。
- 2.2.4 看護の発展科目では、看護活動の内容・方法の多様性を知り、これまでの学修を振り返り看護学を創造的に発展させていきます。

### 3. 学修成果の評価

- 3.1 学修成果は、ディプロマ・ポリシーで定められた能力と、カリキュラムの各科目で設定される到達目標の達成度を示すものであり、看護学科のアセスメント・ポリシーに従って多様な方法で学修成果を評価します。
- 3.2 各科目の内容、到達目標、および評価方法・基準をシラバスに示し、到達目標の達成度を評価します。

#### <学位授与の方針> (ディプロマ・ポリシー)

##### 1. 知識・理解

- 1.1 看護職者として必要な専門的知識・技術を他領域の知識と関連づけながら修得し、看護分野における諸問題を解決するために活用できる。

##### 2. 技能

- 2.1 看護職者として、適切な方法を用いて必要な情報を収集し、活用できる。
- 2.2 対象児・者と信頼関係を築き、適切な看護ケアを安全で効果的に実践できる技術を身につけ、問題を解決するための方策を立て、実践することができる。

##### 3. 思考・判断・表現

- 3.1 看護学分野に関して修得した知識、技能ならびに経験を活かして、複眼的思考で自らの考えを論理的に組み立て、表現できる。
- 3.2 自ら設定した看護学分野の主題について、収集した資料を客観的に分析しながら、批判的に考察できる。

##### 4. 関心・意欲・態度

- 4.1 人々の生命・生活を尊重し愛情を持って理解しようとする人間性と、倫理観に基づき、知識や技術の研鑽に努め、常に向上心を持って、その問題の解決のために粘り強く主体的に行動できる。
- 4.2 自己研鑽に励むとともに、チームやグループ内で多様な職種に働きかけ、協働し、目標に向かって自律的な職業人として行動できる。

#### <学修成果評価の方針> (アセスメント・ポリシー)

##### 1. 目的

本学のディプロマ・ポリシー (DP)、カリキュラム・ポリシー (CP)、及びアドミッション・ポリシー (AP) の達成状況を検証する方法を定めることにより、学生の学修成果を評価し、教育の改善を持続的に行う。

##### 2. 機関レベル (大学全体)

学生の志望進路に対する就職率、資格・免許取得率、学生満足度調査などから、学修成果の達成状況を検証する。

##### 3. 教育課程レベル (学部・学科)

卒業論文、単位取得状況、GPA、資格の取得状況などから、教育課程レベルでの学修成果の達成状況を検証する。

##### 4. 科目レベル (授業)

シラバスで明示した成績評価基準に基づく評価、授業評価アンケートなどから、科目レベルでの学修成果の達成状況を検証する。

##### 5. 検証方法

具体的な検証方法は次のとおりとする。

	入学前・入学時 (AP 達成状況の検証)	在学中 (CP 達成状況の検証)	卒業時 (DP 達成状況の検証)
機関 (大学全体)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入学試験</li> <li>・入学前教育</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外部テスト</li> <li>・学生満足度調査</li> <li>・ポートフォリオ (マイステップ)</li> <li>・課外活動の状況</li> <li>・休学率</li> <li>・退学率</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学位授与数</li> <li>・就職率</li> <li>・資格・免許取得率</li> </ul>

<p>教育課程 (健康医療学部)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入学試験</li> <li>・入学前教育</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取得単位数</li> <li>・GPA</li> <li>・外部テスト</li> <li>・実習評価アンケート</li> <li>・企業アンケート</li> <li>・ポートフォリオ (マイステップ)</li> <li>・休学率</li> <li>・退学率</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学位授与数</li> <li>・卒業論文</li> <li>・就職率</li> <li>・資格・免許取得率</li> <li>・国家試験合格率</li> <li>・卒業アンケート</li> </ul>
<p>科目</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入学前教育</li> <li>・英語プレースメント テスト</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成績評価</li> <li>・成果報告会</li> <li>・外部テスト</li> <li>・授業評価アンケート</li> <li>・企業アンケート</li> </ul>	

## 1. カリキュラムの構成

授業科目は、基礎分野、専門基礎分野、専門分野に分けられます。

基礎分野では、社会人としての教養や基本的能力（情報、外国語）、大学での学びに必要な基礎能力を学修します。専門基礎分野とは、看護学の専門教育の基礎となる科目群です。健康の回復・維持・増進を一体的に捉える視点の涵養と、健康医療分野の職業人として必要となる基礎的知識の修得を目的としています。

専門分野における看護の基礎は、看護師としての実践能力を身につけるための前提となる知識を修得し、より実践的な科目の履修につなげる内容としています。

専門分野における看護の実践は、人間の成長発達と健康レベルに応じた看護についての基礎的な知識・技術・態度について学修するものです。体系化された看護学の基本概念や、人々の健康生活に寄与する看護を科学的な根拠に基づいて実践するために必要な諸理論・技術・態度を学びます。看護の専門領域毎に知識と技術を修得した後、臨地実習を行い看護実践能力を培うことを目的とする科目群です。

専門分野における看護の発展は、看護の統合にあたる科目と、看護の場の違いによる特性を学ぶ科目群です。

## 2. 卒業に必要な単位数

<表1>

【 科 目 区 分 】		必修	選択
基礎分野	教養	11	3
	情報	2	—
	外国語	6	—
専門基礎分野		23	—
専門分野	看護の基礎	34	—
	看護の実践	40	—
	看護の発展	4	3
計		120	6
卒業必要単位数		126	

卒業に必要な科目区分として、必ず修得しなければならない「必修科目」、指定された授業科目の中から自分で選択して修得する「選択科目」に分けられます。

**卒業必要単位数126単位を修得する**ために、一定の要件に沿った履修を進めてください。

## 3. 主な履修計画

看護学科では、各セメスターに多数の必修科目が開講され、臨地実習科目も毎年開講されます。

「看護学科 授業科目一覧」を確認しながら、各セメスターの開講科目を着実に修得していく主体的な履修計画を進めてください。

### 1) 1年次における履修

主に、大学での学習に必要な基礎能力や、社会人、医療人として求められる基本的能力を身につけます。

- 大学生を含む社会人としての教養分野
- 情報機器・情報環境（情報リテラシー、情報プレゼンテーション）
- 外国語（英語、英会話）
- 基礎的学修スキル（スタートアップゼミ）
- 専門基礎分野（健康医療学概論、解剖生理学など）
- 看護の基礎（看護学概論、成長発達など）
- 看護の実践（地域包括ケア実践プロジェクトⅠ、高齢者生活体験実習など）

### 2) 2年次における履修

主に、看護学に関する基礎能力を身につけます。2年次科目のほとんどは必修科目です。3年次に進級するためには開講された全ての必修科目を修得しておく必要があります。

- 専門基礎分野（疾病病態治療学、疫学、公衆衛生学など）
- 看護の基礎（看護過程、慢性期・高齢者・小児等の看護学援助論など）
- 看護の実践（小児発達支援実習、基礎看護学実習Ⅰ、Ⅱなど）

3) 3年、4年次以降における履修

主に、看護師としての専門知識と実践力を身につけます。

- 看護の基礎（看護研究Ⅰ、緩和ケアなど）
- 看護の実践（看護学援助論演習、各領域別実習など）
- 看護の発展（看護研究Ⅱ、看護マネジメント論など）

4) 4年間の臨地実習科目計画

看護学科では、入学後早期から臨地実習の機会を設け、学内で実際の看護場面を想定しながら学習を進めることができるような実習科目計画を構成しています。

各専門領域実習は3年次後期から4年次前期に配当し、最後の統合実習では、臨地での学びの総括を行います。

＜表2＞

学期	春学期							秋学期						
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
学年					夏季休業						冬季休業		春季休業	
1年次	地域包括ケア 実践プロジェクトⅠ			高齢者生活 体験実習										
2年次					基礎 看護 学実 習Ⅰ			小児 発達 支援 実習			基礎 看護 学実 習Ⅱ			
					小児 発達 支援 実習			基礎 看護 学実 習Ⅰ						
3年次					クリティカルケア看護学実習 慢性期看護学実習 高齢者看護学実習 精神看護学実習 小児看護学実習 母性看護学実習				クリティカルケア看護学実習 慢性期看護学実習 高齢者看護学実習 精神看護学実習 小児看護学実習 母性看護学実習					
4年次	地域・在宅 看護学実習		看護 統合 実習											
保健師 課程	産業保健実習・ 学校保健実習					公衆衛生 看護活動 展開実習								

5) 履修上の留意事項

各セメスターに応じた履修計画を進めるために、下記の留意事項を考慮してください。

- (1) 各セメスターで開講される「必修科目」は、原則として履修が優先されます。  
従って、希望する選択科目と必修科目が重なっていた場合は、必修科目を履修することになります。
- (2) 必修科目の単位が修得できなかった場合
  - ①当該科目を翌年度以降に再履修しなければなりません。
  - ②再履修となった必修科目と修得年度の必修科目が重なった場合は、再履修となった必修科目が優先されます。
- (3) セメスターが進行すると時間割上、卒業要件に必要な下記の履修が難しくなります。  
1年次に修得しておいてください。
  - ・『基礎分野の教養科目』である必修11単位と選択3単位
  - ・『基礎分野の情報科目』である必須2単位
  - ・『基礎分野の外国語科目』である必修6単位
- (4) 2年次秋学期終了までに、下記の科目は修得しておいてください。
  - ・『専門基礎分野』である必修23単位
- (5) 臨地実習における先修科目  
先修科目とは後続の授業科目のために予め履修し、単位を修得又は修得見込となっていることが必要な科目です。先修科目の単位修得（修得見込）ができない場合、別に定める実習科目を履修することが出来ません。



#### 6) 履修登録制限 (CAP制)

各セメスターにおいて、履修登録できる単位数の上限は24単位です。

### 4. 進級要件

2年次から3年次への進級および3年次から4年次への進級をするためには、次の進級要件をすべて満たすことが必要です。なお、進級判定は各々、2年次終了時点および3年次終了時点に行います。

	2年次終了時	3年次終了時
卒業要件としての修得単位数 ※	基礎分野における卒業要件 (22単位以上の修得)	—
修得科目	2年次終了時までに関講した必修科目すべて	3年次終了時までに関講した必修科目すべて

(※成績表の「認定単位数」枠内の単位)

### 5. 担任およびチューター制度

看護学科では1学年を2クラスに分け、それぞれに2名の専任教員が担任・副担任として指導を行います。担任・副担任は、みなさんのさまざまな相談に応じ、修学・生活上の問題解決のための助言を行います。担任・副担任以外にも、学生を少人数体制で担当するチューターが、担任・副担任を補助する役割を担っています。

また教員は、オフィス・アワーとして毎週数時間の相談時間を設けています。この他にも研究室に在室している時間は、相談を受け付けます。

### 6. 保健師課程の履修について

#### 1) 保健師とは

保健師は、地域に住む、あらゆる発達段階、あらゆる健康段階にある、すべての人々が、健康で豊かな生活を送ることができるように、地域の実態に応じて、住民や関係機関と協働して問題の解決を図り、安心して暮らせる地域づくりを目指しています。都道府県・市町村の保健所・保健センターのほか企業等において仕事を行っています。保健師を目指す学生は、4セメスター(2年次後期)終了時に選抜を受け、合格すると保健師課程を履修できます。

#### 2) 保健師課程の出願時に必要な履修科目

本学の保健師課程の出願要件として、2年次の4セメスターまでの所定の科目(看護学科 授業科目一覧 保健師課程必修 O印)を修得している必要があります。

単位修得状況によっては、保健師課程への出願が難しくなりますので、計画的に履修してください。

#### 3) 保健師課程の定員および選抜について

保健師課程の定員は20名です。2年次12月に、保健師課程の履修希望者を募集します。選抜を希望する場合は、保健師課程選抜試験願書を指定された期日までに教務センターに提出してください。3年次開始前に選抜を行います。

##### (1) 選抜方法

選抜は、以下の基準によって行います。

- ① 応募用紙に、保健師課程を履修する動機が明確に記載されていること。
- ② 保健師課程に必要な4セメスター(2年次後期)までの単位(看護学科 授業科目一覧 保健師課程必修 O印)を修得していること。
- ③ 2年次の4セメスターまでのGPAが基準値以上であること。
- ④ 面接評価が4以上であること。

※ 面接は、以下の視点で行います。

- i) 人々の健康と生活に関心が強く、保健の分野で地域に貢献する意思を持っている。
- ii) 卒業後に保健師として活躍しようという明確な意思を持っている。
- iii) 保健師課程の学修を展開するために必要な学力を持ち、主体的な学修ができる。
- iv) 将来、チームの一員として住民・他職種と協働活動できる資質(主体性、協調性、誠実性)

を備えている。

以上の保健師課程のアドミッション・ポリシーを踏まえて保健師になるという目的意識と、それを達成するための行動目標を持ち、堅実性や積極的な姿勢を備えていること。

(2) 選抜結果

保健師課程の選抜結果は、3年次開始前に通知します。

(3) 教員との相談

オフィス・アワー等を活用し、公衆衛生看護学教員や担任と進路に関する相談の機会を持ち、十分検討して自己選択できるようにしてください。

4) 保健師課程の実習について

(1) 公衆衛生看護活動展開実習

実習は、4年次の7セメスターに、京都府内にある保健所および市町村の保健センターで3週間行います。

(2) 産業保健・学校保健実習

実習は、4年次の7セメスターに、京都府内にある企業および小・中学校で2週間行います。

## 7. 資格

1) 看護師国家試験受験資格

本学科の所定の科目(表1)を修得し、卒業した者および卒業見込者に対し、厚生労働省が実施する看護師の国家試験受験資格が与えられます。

2) 保健師国家試験受験資格

看護師課程の科目126単位を含め、保健師国家試験受験資格に必要な科目(看護学科 授業科目一覧 保健師課程必修 ○及び◎の印)を143単位以上修得し、卒業した者および卒業見込者に対し、厚生労働省が実施する保健師の国家試験受験資格が与えられます。

3) 養護教諭二種

保健師資格取得者で、在学中に所定の科目を修得した者は、養護教諭二種免許状の授与申請を行うことが可能です。本学では、保健師国家試験受験資格に必要な科目に加え、「日本国憲法(2単位)」「健康スポーツ理論(2単位)」「SLS(1単位)」の修得が必要です。

4) 第一種衛生管理者

保健師資格取得者は、第一種衛生管理者免許の授与申請を行うことが可能です。

看護学科 授業科目一覧

※○保健師課程選抜試験までに単位取得する科目  
 ※◎保健師課程選抜試験後に履修する科目

看護学科

区分	科目 ナンバー	授業科目	単位数		保健師 課程 必修	授業 時間 数	1年次		2年次		3年次		4年次		卒業要件 単位数
			必修	選択			1 時 分	2 時 分	3 時 分	4 時 分	5 時 分	6 時 分	7 時 分	8 時 分	
基礎分野	WF2101	生命と倫理	1		○	15	○								必修 11 単位を 含む 14 単位以 上
	WF1102	西洋美術史		1		15	○								
	WF1103	京都の歴史		1		15	○								
	WF1204	実用日本語		2		30	○								
	WF2105	暮らしの法学		1		15	○								
	WF1206	日本国憲法		2		30	○	○	○						
	WF2207	統計学		2		30	○								
	WF1108	日常の物理学		1		15	○								
	WF1209	生物学		2		30	○	○							
	NF1201	生化学		2		30	○								
	WF1210	健康スポーツ理論		2		30	○	○	○						
	NF2102	カウンセリング論		1		15	○								
	CS1101	S L S I		1		30	○	○							
	CS2102	S L S II		1		30	○		○						
	NF1103	スタートアップゼミ I		1		30	○								
WF1111	サービス・ラーニング			1	15	○									
情報	CA1109	情報リテラシー		1		30	○							2 単 位を 含 む 2 単 位 以 上	
	CA2110	情報プレゼンテーション		1		30	○								
	NF4204	保健医療情報学		2		30			○						
外国語	CE1401	英語 I		4		120	○	○						6 単 位 必 修	
	CE1206	英会話 I		2		60	○	○							
専門基礎分野	WS1101	健康医療学概論		1		30	○							必修 23 単位	
	NS1201	心理学		2		30	○								
	NS1202	解剖生理学		2		30	○								
	NS2203	解剖生理学演習		2		60		○							
	NS3104	病理学		1		30			○						
	NS2105	微生物学		1		15		○							
	NS3206	薬理学		2		30			○						
	NS2107	栄養学		1		15		○							
	NS3108	疾病病態治療学 I (外科)		1		30			○						
	NS3109	疾病病態治療学 II (内科 A)		1		30				○					
	NS3110	疾病病態治療学 III (内科 B)		1		30				○					
	NS4111	疾病病態治療学 IV (小児・母性)		1		30					○				
	NS4112	疾病病態治療学 V (精神・老年)		1		30					○				
	NS4213	社会保障論		2		30					○				
	NS3214	公衆衛生学		2		30				○					
NS4215	疫学		2		30					○					
専門分野	看護の基礎	NM1201	看護学概論		2		30	○						必修 34 単位 ※次 頁へ 続 く	
		NM1102	看護倫理 I		1		15	○							
		NM2103	成長発達 I (小児の健康と看護)		1		15		○						
		NM2104	成長発達 II (成人の健康と看護)		1		15		○						
		NM2105	成長発達 III (高齢者の健康と看護)		1		15		○						
		NM2106	成長発達 IV (女性の生涯発達と看護)		1		15		○						
		NM2107	成長発達 V (心の健康と看護)		1		15		○						
		NM2211	公衆衛生看護学概論		2		30			○					
		NM3110	家族看護		1		15				○				
		NM4216	症状メカニズム		2		30					○			
		NM4217	看護過程		2		30					○			
		NM3220	慢性期看護学援助論		2		30					○			

区分	科目 ナンバー	授業科目	単位数		保健師 課程 必修	授業 時間 数	1年次		2年次		3年次		4年次		卒業要件 単位数
			必修	選択			1 時	2 時	3 時	4 時	5 時	6 時	7 時	8 時	
専門分野	看護の基礎	NM3223	クリティカルケア看護学援助論	2		○	30								必修 34 単位
		NM3226	高齢者看護学援助論	2		○	30			○					
		NM3229	精神看護学援助論	2		○	30			○					
		NM4232	小児看護学援助論	2		○	30				○				
		NM4236	母性看護学援助論	2		○	30				○				
		NM2266	地域・在宅看護概論	2	○	30		○							
		NM4267	地域・在宅看護援助論	2		○	30				○				
		NM4139	がん看護	1		○	15				○				
		NM5140	緩和ケア	1		◎	15					○			
	NM5141	看護研究 I	1		◎	15					○				
	NM1108	看護基本技術論	1		○	30	○							必修 40 単位	
	NM2209	看護生活技術論	2		○	60		○							
	NM3115	ヘルスアセスメント	1		○	30			○						
	NM1113	高齢者生活体験実習	1		○	30	○								
	NM3114	小児発達支援実習	1		○	30			○						
	NM4218	看護治療支援技術論	2		○	60				○					
	NM3168	基礎看護学実習 I	1		○	30			○						
	NM4269	基礎看護学実習 II	2		○	60				○					
	NM5121	慢性期看護学援助論演習	1		◎	30					○				
	NM6322	慢性期看護学実習	3		◎	90						○			
	NM5124	クリティカルケア看護学援助論演習	1		◎	30					○				
	NM6325	クリティカルケア看護学実習	3		◎	90						○			
	NM5127	高齢者看護学援助論演習	1		◎	30				○					
	NM6228	高齢者看護学実習	2		◎	60						○			
	NM5130	精神看護学援助論演習	1		◎	30					○				
	NM6231	精神看護学実習	2		◎	60						○			
	NM5133	小児看護学援助論演習	1		◎	30					○				
	NM6135	小児看護学実習	1		◎	30						○			
	NM6134	障がい児看護演習	1		◎	30						○			
	NM5137	母性看護学援助論演習	1		◎	30					○				
	NM6238	母性看護学実習	2		◎	60						○			
	NM5170	地域・在宅看護援助論演習 I	1		◎	30									
	NM6171	地域・在宅看護援助論演習 II	1		◎	30							○		
	NM7272	地域・在宅看護学実習	2		◎	60							○		
NM7252	看護統合実習	2		◎	60							○			
NM1173	地域包括ケア実践プロジェクト I	1		◎	30	○									
NM5174	地域包括ケア実践プロジェクト II	1		◎	30					○					
NM7175	地域包括ケア実践プロジェクト III	1		◎	30							○			
看護の発展	NM7142	看護研究 II	1		◎	15							○	必修 4 単位を 含む 7 単位 以上 ※次 頁へ 続 く	
	NM8143	看護研究 III	1	1		30							○		
	NM5144	看護マネジメント論	1		◎	15				○					
	NM8145	看護倫理 II	1			15							○		
	NM8146	国際看護論	1			15							○		
	NM8147	看護教育論	1			15							○		
	NM8148	災害看護論	1			15							○		
	NM8149	先端医療論	1			15							○		
	NM8150	医療機器論	1			15							○		
	NM8251	キャリアサポート実践講座	2		◎	30							○		
	NM3158	産業保健	1		○	15			○	○					
NM3257	学校保健	2		○	30			○	○						

区分	科目 ナンバー	授業科目	単位数		保健師 課程 必修	授業 時間 数	1年次		2年次		3年次		4年次		卒業要件 単位数
			必修	選択			1 セメ	2 セメ	3 セメ	4 セメ	5 セメ	6 セメ	7 セメ	8 セメ	
専門 分野	看護 の 発 展	NM4259	公衆衛生看護活動論	2	○	30				○					必修 4 単 位 を 含 む 7 単 位 以 上
		NM4260	保健医療福祉行政論	2	○	30				○					
		NM5263	公衆衛生看護活動展開論	2	○	60					○				
		NM5162	公衆衛生看護技術論	1	○	30					○				
		NM7276	公衆衛生看護活動実践演習	2	○	60							○		
		NM8161	公衆衛生看護管理論	1	○	15								○	
		NM7264	産業保健・学校保健実習	2	○	60							○		
NM7365	公衆衛生看護活動展開実習	3	○	90							○				

単位数・授業時間数の考え方は p.10 を参照

## 第2章 言語聴覚学科

### 教育目的と3つのポリシー

#### <言語聴覚学科の教育目的>

言語・聴覚や摂食・嚥下分野の基本的な評価と訓練・指導の技術を修得し、さらに基盤となる分野（科学）と幅広い分野（教養）の知識を備え、患者の状態を理解し、リハビリテーションに関する問題を医師らと連携しながら解決できる言語聴覚士の育成を目指す。

#### <入学者受け入れの方針>（アドミッション・ポリシー）

本学科の教育目的に示した人材を育成するために、明確な目的意識と情熱を持ち、高等学校で履修した教科・科目について、基礎的な知識を有し、自分の考えを伝えられる日本語力、さまざまな課題や活動に積極的に取り組む意欲や姿勢、コミュニケーションを効果的に図り、相互理解に努めようとする態度を有する人を求めます。

1. 知識・技能
  - ・高等学校で履修する国語、英語、数学、生物などについての基礎的な知識を持つ。
2. 思考力・判断力・表現力
  - ・人の身体・精神・行動の仕組みについて考え判断するための基礎的な能力がある。
  - ・自分の考えを的確にことばで表現できる。
3. 主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度
  - ・リハビリテーションの分野、特に言語聴覚士に強い興味・関心があり、主体的に学ぶ強い意欲を持つ。
  - ・様々な人の心情を理解して信頼関係を築こうとする気持ちを持ち、知識の修得と実践のために、多様な人々と協働して取り組める。

#### <教育課程編成・実施の方針>（カリキュラム・ポリシー）

1. 教育課程編成
  - 1.1 職業人としての基礎力、人間性および倫理観を養い、言語聴覚士としての能力を育成するため、教育課程として「基礎分野」「専門基礎分野」「専門分野」を配置します。
  - 1.2 職業人としての教養、基礎学力・技能、語学力、協調性を修得することを目的に、「基礎分野」を配置します。
  - 1.3 言語聴覚士として乳幼児から高齢者まで対象児・者にふさわしい言語聴覚療法が実施できる能力を育成するため、実学を重視した「専門基礎分野」「専門分野」を系統的に配置します。
2. 学修方法・学修過程
  - 2.1.1（学修方法）4年間の教育課程では、各科目を理論的に学修するだけでなく、実習およびキャリア学修も連動させながら、実践的かつ能動的に学修します。
  - 2.2.1（学修過程）基礎分野科目では健康医療分野の職業人として必要な幅広い教養を学修します。
  - 2.2.2 専門基礎分野科目では言語聴覚障害学の基礎となる科目を配置し、より専門的な科目に繋がる内容を深めていきます。
  - 2.2.3 専門分野科目では言語聴覚士としての知識・技能・態度について障害領域別に学修し、対象児・者の問題を理解し、治療や訓練において、自ら問題を発見し、解決する能力を深めていきます。
3. 学修成果の評価
  - 3.1 学修成果は、ディプロマ・ポリシーで定められた能力と、カリキュラムの各科目で設定される到達目標の達成度を示すものであり、言語聴覚学科のアセスメント・ポリシーに従って多様な方法で学修成果を評価します。
  - 3.2 各科目の内容、到達目標、および評価方法・基準をシラバスに示し、到達目標の達成度を評価します。

## ＜学位授与の方針＞（ディプロマ・ポリシー）

### 1. 知識・理解

- 1.1 言語聴覚療法に必要な専門的知識・技能を他領域の知識と関連づけながら修得し、言語聴覚障害分野における諸問題を解決するために活用できる。

### 2. 技能

- 2.1 言語聴覚士として、適切な方法を用いて必要な情報を収集し、活用できる。  
2.2 対象児・者と信頼関係を築き、言語聴覚士として安全で効果的なりハビリテーションを実践できる技術を身につけ、問題を解決するための方策を立て、実践することができる。

### 3. 思考・判断・表現

- 3.1 言語聴覚障害学分野に関して修得した知識、技能ならびに経験を活かして、複眼的思考で自らの考えを論理的に組み立て、表現できる。  
3.2 自ら設定した言語聴覚障害学分野の主題について、収集した資料を客観的に分析しながら、批判的に考察できる。

### 4. 関心・意欲・態度

- 4.1 医療の高度化や変化に対応し、言語聴覚士として生涯にわたり、知識や技能の研鑽に努め、常に向上心を持って、その問題の解決のために粘り強く主体的に行動できる。  
4.2 豊かな人間性とコミュニケーション能力を持ち、リハビリテーション領域におけるチーム医療を推進しながら、自律的な職業人として行動できる。

## ＜学修成果評価の方針＞（アセスメント・ポリシー）

### 1. 目的

本学のディプロマ・ポリシー（DP）、カリキュラム・ポリシー（CP）、及びアドミッション・ポリシー（AP）の達成状況を検証する方法を定めることにより、学生の学修成果を評価し、教育の改善を持続的に行う。

### 2. 機関レベル（大学全体）

学生の志望進路に対する就職率、資格・免許取得率、学生満足度調査などから、学修成果の達成状況を検証する。

### 3. 教育課程レベル（学部・学科）

卒業論文、単位取得状況、GPA、資格の取得状況などから、教育課程レベルでの学修成果の達成状況を検証する。

### 4. 科目レベル（授業）

シラバスで明示した成績評価基準に基づく評価、授業評価アンケートなどから、科目レベルでの学修成果の達成状況を検証する。

### 5. 検証方法

具体的な検証方法は次のとおりとする。

	入学前・入学時 (AP 達成状況の検証)	在学中 (CP 達成状況の検証)	卒業時 (DP 達成状況の検証)
機関 (大学全体)	<ul style="list-style-type: none"> <li>入学試験</li> <li>入学前教育</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>外部テスト</li> <li>学生満足度調査</li> <li>ポートフォリオ（マイステップ）</li> <li>課外活動の状況</li> <li>休学率</li> <li>退学率</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学位授与数</li> <li>就職率</li> <li>資格・免許取得率</li> </ul>
教育課程 (健康医療学部)	<ul style="list-style-type: none"> <li>入学試験</li> <li>入学前教育</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>取得単位数</li> <li>GPA</li> <li>外部テスト</li> <li>実習評価アンケート</li> <li>企業アンケート</li> <li>ポートフォリオ（マイステップ）</li> <li>休学率</li> <li>退学率</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学位授与数</li> <li>卒業論文</li> <li>就職率</li> <li>資格・免許取得率</li> <li>国家試験合格率</li> <li>卒業アンケート</li> </ul>
科目	<ul style="list-style-type: none"> <li>入学前教育</li> <li>英語プレースメントテスト</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>成績評価</li> <li>成果報告会</li> <li>外部テスト</li> <li>授業評価アンケート</li> <li>企業アンケート</li> </ul>	

## 1. カリキュラムの構成

授業科目は、基礎分野、専門基礎分野、専門分野に分けられます。

基礎分野では、社会人としての教養（人文科学、社会科学、自然科学、保健体育）や基本的能力（外国語、情報）、大学での学びに必要な基礎能力（学習技術）などを学びます。

専門基礎分野は、言語聴覚士の臨床スキルを学ぶ上での基礎となる科目群で、医学や音声言語に関する基礎知識を学びます。

専門分野では、音声、言語、聴覚、嚥下などの各専門分野について、障害の評価、機能回復訓練や支援の実践を学びます。

### (1) 1年次における履修

主に、社会人としての教養や基本的能力、大学での学修に必要な基礎能力を身につけます。

- 人文科学（生命と倫理、西洋美術史など）
- 社会科学（暮らしの法学、障害と人権など）
- 自然科学（日常の物理学、科学の歴史など）
- 保健体育（健康スポーツ理論、レクリエーション論など）
- 外国語（英語Ⅰ、英会話Ⅰ）
- 情報（情報リテラシー、情報プレゼンテーションなど）
- 学習技術（スタートアップゼミⅠ・Ⅱなど）
- 専門基礎分野（健康医療学概論、解剖学Ⅰ・Ⅱ、生理学Ⅰ・Ⅱ、言語学、社会保障論など）
- 専門分野（言語聴覚障害学概論Ⅰ・Ⅱ）

### (2) 2年次における履修

主に、言語聴覚学に関する基礎能力を身につけます。

- 学習技術（カウンセリング論など）
- 専門基礎分野（リハビリテーション医学、耳鼻咽喉科学、形成外科学、発達心理学など）
- 専門分野（失語・高次脳機能障害学Ⅰ・Ⅱ、言語発達障害学Ⅰ、構音障害学Ⅰ、聴覚検査学、臨床実習Ⅰなど）

### (3) 3年次以降における履修

主に、言語聴覚士としての臨床スキル（実践力）を身につけます。

- 専門基礎科目（高次脳科学、病理学など）
- 専門科目（失語・高次脳機能障害学Ⅲ・Ⅳ、言語発達障害学Ⅱ・Ⅲ、嚥下障害学、構音障害学Ⅱ・Ⅲ、補聴器・人工内耳、臨床実習Ⅱ・Ⅲ、卒業研究など）

## 2. 卒業に必要な単位数（卒業要件）

【 科 目 区 分 】		必修	選択
基礎分野	「人文科学」「社会科学」「外国語」など7分野	15	7
専門基礎分野	「基礎医学」「臨床医学・臨床歯科医学」「音声・言語・聴覚医学」など10分野	43	—
専門分野	「言語聴覚障害学概論」「失語・高次脳機能障害学」「言語発達障害学」など7分野	59	—
小 計		117	7
総 計		124	

## 3. 履修登録

### 1) 履修登録制限（CAP制）

各セメスターにおいて、履修登録できる単位数の上限は24単位です。

### 2) 履修登録の留意点

言語聴覚学科では、6セメスター（3年次秋学期）以降は、臨床実習等のため3年次までの講義科目の履修ができません。この点を考慮して、5セメスター（3年次春学期）までに計画的に学修を進める必要があります。



#### 4. 科目履修要件・進級要件

##### 1) 科目履修要件

言語聴覚学科では、以下の科目履修要件が設けられています。

「構音障害学Ⅱ」「構音障害学Ⅲ」を履修する者は「構音障害学Ⅰ」を修得していること。
「失語・高次脳機能障害学Ⅱ」を履修する者は「失語・高次脳機能障害学Ⅰ」を修得していること。
「失語・高次脳機能障害学Ⅲ」を履修する者は「失語・高次脳機能障害学Ⅱ」を修得していること。
「失語・高次脳機能障害学Ⅳ」を履修する者は「失語・高次脳機能障害学Ⅲ」を修得していること。
「言語発達障害学Ⅰ」を履修する者は「言語発達学」を修得していること。
「言語発達障害学Ⅱ」を履修する者は「言語発達障害学Ⅰ」を修得していること。
「言語発達障害学Ⅲ」を履修する者は「言語発達障害学Ⅱ」を修得していること。
「臨床実習Ⅰ」を履修する者は「臨床実習演習Ⅰ」を修得見込みであること。
「臨床実習Ⅱ」を履修する者は「臨床実習Ⅰ」を修得していること。
「臨床実習Ⅱ」を履修する者は「臨床実習演習Ⅱ」を修得見込みであること。
「臨床実習Ⅲ」を履修する者は「臨床実習Ⅱ」を修得していること。
「臨床実習Ⅲ」を履修する者は「臨床実習演習Ⅲ」を修得見込みであること。
「臨床実習Ⅱ」を履修する者は5セメスター（3年次春学期）に開講した「専門基礎分野」「専門分野」の必修科目をすべて修得していること。
「総合演習Ⅱ」を履修する者は7セメスター（4年次春学期）に開講した「専門基礎分野」「専門分野」の必修科目をすべて修得していること。
「卒業研究Ⅱ」を履修する者は「卒業研究Ⅰ」を修得していること。

##### 2) 進級要件

2年次から3年次への進級および3年次から4年次への進級をするためには、次の進級要件をすべて充たすことが必要です。なお、進級判定は各々、2年次終了時点および3年次終了時点に行います。

	2年次終了時	3年次終了時
卒業要件としての修得単位数 ※	基礎分野における卒業要件 (22単位以上の修得)	—
修得科目	2年次終了時までに関講した必修科目すべて	3年次終了時までに関講した必修科目すべて

(※成績表の「認定単位数」枠内の単位)

#### 5. 言語聴覚士国家試験受験資格

言語聴覚士の国家試験受験資格を得るには、本学の卒業見込みに必要となる知識と技能を修得し、かつ所定の科目に合格している必要があります。また国家資格を取得するには、国家試験に合格し、厚生労働大臣に免許を申請しなければなりません。言語聴覚士の国家試験は毎年1回、2月中旬～下旬に行われます。

言語聴覚学科 授業科目一覧

区分	科目 ナンバー	授業科目	単位数		授業 時間 数	1年次		2年次		3年次		4年次		卒業要件 単位数		
			必修	選択		1	2	3	4	5	6	7	8			
						時	時	時	時	時	時	時	時			
基礎分野	人文科学	WF2101	生命と倫理	1		15		○						2	必修 15単位を含む 22単位以上	
		WF1102	西洋美術史		1	15	○									2
		WF1103	京都の歴史		1	15	○									2
	社会科学	WF1204	実用日本語	2		30	○									3
		WF2105	暮らしの法学		1	15		○								3
		RF2101	障害と人権		1	15		○								3
	自然科学	WF1206	日本国憲法		2	30	○									3
		WF2207	統計学	2		30		○								3
		WF1108	日常の物理学		1	15	○									3
		RF1102	科学の歴史		1	15	○									3
	保健体育	WF1209	生物学		2	30	○	○								3
		WF1210	健康スポーツ理論	2		30	○	○								2
		RF1203	レクリエーション論		2	30	○									2
		CS1101	SLS I		1	30	○									2
	外国語	CS2101	SLS II		1	30		○								2
		CE1401	英語 I	4		120	○									6
	情報	CE1202	英会話 I	2		60	○									6
		RF1104	情報リテラシー	1		30	○									2
学習技術	RF2105	情報プレゼンテーション	1		30		○							2		
	RF2206	保健医療情報学		2	30		○							2		
	RF1207	スタートアップゼミ I	2		30	○								4		
	RF2208	スタートアップゼミ II		2	30		○							4		
基礎医学	RF4109	カウンセリング論		1	15				○					4		
	RF1110	サービス・ラーニング		1	30	○	○	○	○	○				4		
	WS1101	健康医療学概論	1		30	○								必修 43単位を含む 43単位以上  ※次頁へ続く		
	RS1101	解剖学 I	1		30	○										
	RS2102	解剖学 II	1		30		○									
RS1103	生理学 I	1		30	○											
RS2104	生理学 II	1		30		○										
RS5105	病理学	1		30					○							
臨床医学・ 臨床歯科 医学	RS3106	内科学	1		30				○							
	RS3107	リハビリテーション医学	1		30				○							
	RS3108	耳鼻咽喉科学	1		15				○							
	RS4109	小児科学	1		15					○						
	RS4110	臨床神経学	1		15						○					

区分	科目 ナンバー	授業科目	単位数		授業 時間 数	1年次		2年次		3年次		4年次		卒業要件 単位数	
			必修	選択		1 時	2 時	3 時	4 時	5 時	6 時	7 時	8 時		
専門基礎分野	臨床医学・ 臨床歯科 医学	RS4111 形成外科学	1		15				○					必修 43 単位を 含む 43 単位 以上	
		RS5112 精神医学	1		15					○					
		RS4213 歯科・口腔外科学	2		30				○						
	音声・ 言語・ 聴覚医学	RS5214 高次脳科学	2		30					○					
		RS8115 音声言語医学	1		15								○		
		RS4116 聴覚医学	1		15				○						
	心理学	RS3217 心理学	2		30			○							
		RS3218 発達心理学	2		30			○							
		RS4219 学習・認知心理学	2		30				○						
		RS5220 臨床心理学	2		30					○					
	言語学	RS4121 心理測定法	1		30				○						
		RS2222 言語学	2		30		○								
	言語心理学	RS2123 言語心理学	1		15		○								
		RS1224 音声学	2		30	○									
	音声学	RS1125 音声学演習	1		30	○									
		RS3226 音響学	2		30			○							
	音響学	RS4127 聴覚心理学	1		30				○						
		RS3128 言語発達学	1		30			○							
	言語発達学	RS3129 言語発達学演習		1	30			○							
		RS2130 リハビリテーション概論	1		30		○								
社会福祉・ 教育	RS2231 社会保障論	2		30		○									
	RS6132 臨床リスクマネジメント	1		30					○						
	RS7133 対人スキル演習	1		30							○				
専門分野	言語聴覚 障害学総論	RM1101 言語聴覚障害学概論Ⅰ	1		30	○								必修 59 単位を 含む 59 単位 以上  ※次頁へ 続く	
		RM2102 言語聴覚障害学概論Ⅱ	1		30		○								
		RM6103 言語聴覚障害学研究法	1		30					○					
		RM8104 言語聴覚療法マネジメント	1		30							○			
		RM7105 地域言語聴覚療法	1		30							○			
	失語・高次 脳機能 障害学	RM3206 失語・高次脳機能障害学Ⅰ	2		60			○							
		RM4207 失語・高次脳機能障害学Ⅱ	2		60				○						
		RM5208 失語・高次脳機能障害学Ⅲ	2		60					○					
		RM6109 失語・高次脳機能障害学Ⅳ	1		30						○				
	言語発達 障害学	RM4210 言語発達障害学Ⅰ	2		60			○							
		RM5211 言語発達障害学Ⅱ	2		60				○						
		RM6212 言語発達障害学Ⅲ	2		60					○					
RM6113 重複障害学		1		30						○					

区分	科目 ナンバ―	授業科目	単位数		授業 時間 数	1年次	2年次	3年次	4年次	卒業要件 単位数					
			必修	選択		1	2	3	4		5	6	7	8	
						時	時	時	時		時	時	時	時	
専門分野	発声発語・ 嚙下障害学	RM3214	音声障害学	2		60			○						必修 59 単位を 含む 59 単位 以上
		RM4215	構音障害学Ⅰ	2		60				○					
		RM5116	構音障害学Ⅱ	1		30					○				
		RM5117	構音障害学Ⅲ	1		30					○				
		RM5218	嚙下障害学	2		60					○				
		RM6119	吃音学	1		30						○			
	聴覚障害学	RM4220	聴覚検査学	2		60				○					
		RM5221	補聴器・人工内耳	2		60					○				
		RM5222	小児聴覚障害学	2		60					○				
		RM5123	成人聴覚障害学	1		30					○				
	臨床実習	RM3124	臨床実習Ⅰ	1		40				○					
		RM6425	臨床実習Ⅱ	4		160						○			
		RM7826	臨床実習Ⅲ	8		320							○		
	選択必修 分野	RM3227	臨床実習演習Ⅰ	2		90				○					
		RM6228	臨床実習演習Ⅱ	2		90						○			
		RM7229	臨床実習演習Ⅲ	2		90							○		
		RM7130	言語聴覚障害学総合演習Ⅰ	1		45							○		
		RM8431	言語聴覚障害学総合演習Ⅱ	4		180								○	
		RM7132	卒業研究Ⅰ		1	30							○		
	RM8133	卒業研究Ⅱ		1	30								○		

単位数・授業時間数の考え方は p.10 を参照

# 第3章 健康スポーツ学科

## 教育目的と3つのポリシー

### <健康スポーツ学科の教育目的>

健康医学・健康科学・身体運動科学・スポーツ社会学といった幅広い分野を融合させた学際的な教育研究によって、保健医療の知識と身体運動に関わる実践的スキルを修得し、教育・医療・保健・福祉、そして健康産業において、人々の健康の維持・増進に貢献する職業人の育成を目指す。

### <入学者受け入れの方針> (アドミッション・ポリシー)

本学科の教育目的に示した人材を育成するために、明確な目的意識と情熱を持ち、高等学校で履修した教科・科目について、基礎的な知識を有し、自分の考えを伝えられる日本語力、さまざまな課題に積極的に挑戦しようとする意欲、活動に積極的に取り組む姿勢、コミュニケーションを効果的に図り、相互理解に努めようとする態度を有する人を求めます。

#### 1. 知識・技能

- ・高等学校で履修する国語、英語、数学、地理歴史、理科などについての基礎的な知識を持つ。
- ・課外の運動部活動などを通して、スポーツ活動・身体活動を遂行するために必要な技能を修得しているとともに、健康や安全に関する一般的な知識を持つ。

#### 2. 思考力・判断力・表現力

- ・人の体と心の健康の維持・増進について考え、正しく判断する能力があり、それらを基に健康的な生活を実現できる力を持つ。

#### 3. 主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度

- ・健康やスポーツに関する知識と技能を主体的に学び修得する強い意欲を持つ。
- ・他者の多様な個性に理解を示し、あらゆる人々に対して利他的な精神で貢献する気持ちを持ち、知識と技能の修得のために多様な人々と協働して取り組める。

### <教育課程編成・実施の方針> (カリキュラム・ポリシー)

#### 1. 教育課程編成

- 1.1 職業人としての基礎力、人間性および倫理観を養い、健康スポーツ科学分野に携わる者としての能力を育成するため、教育課程として大学共通コア科目および専門科目を配置します。
- 1.2 職業人としての教養、基礎学力・技能、語学力、協調性を修得することを目的に、「大学共通コア科目」を配置します。
- 1.3 各世代における健康行動の維持増進、健康寿命の延伸、安全で効果的な運動・スポーツ実践指導能力を育成するため、健康スポーツ科学に関する知識・技能、実践指導力を学修できる「専門科目」を系統的に配置します。

#### 2. 学修方法・学修過程

- 2.1.1 (学修方法) 4年間の教育課程では、各科目を理論的に学修するだけでなく、実習およびキャリア学修も連動させながら実践的かつ能動的に学修します。
- 2.2.1 (学修過程) 大学共通コア科目では、健康スポーツ科学分野の職業人としての幅広い教養を学修し、主体的に行動できる職業人としての基礎力を学修します。
- 2.2.2 専門科目では実践や地域との連携を通して、社会で活躍するために求められる協働力、行動力、ライフスキル能力等の人間力、コミュニケーション力、リーダーシップを深めていきます。

### 3. 学修成果の評価

- 3.1 学修成果は、ディプロマ・ポリシーで定められた能力と、カリキュラムの各科目で設定される到達目標の達成度を示すものであり、健康スポーツ学科のアセスメント・ポリシーに従って多様な方法で学修成果を評価します。
- 3.2 各科目の内容、到達目標、および評価方法・基準をシラバスに示し、到達目標の達成度を評価します。

#### <学位授与の方針> (ディプロマ・ポリシー)

##### 1. 知識・理解

- 1.1 健康スポーツ科学に関する専門的知識・技能を他領域の知識と関連づけながら修得し、健康スポーツ科学分野における諸問題を解決するために活用できる。

##### 2. 技能

- 2.1 健康スポーツ科学分野に携わる職業人として、適切な方法を用いて必要な情報を収集し、活用できる。
- 2.2 対象児・者と信頼関係を築き、健康スポーツ科学分野に携わる職業人として、安全で効果的なスポーツ指導ができる技術を身につけ、問題を解決するための方策を立て、実践することができる。

##### 3. 思考・判断・表現

- 3.1 健康スポーツ科学分野に関して修得した知識・技能ならびに経験を活かして、複眼的思考で自らの考えを論理的に組み立て、表現できる。
- 3.2 自ら設定した健康スポーツ科学分野の主題について、収集した資料を客観的に分析しながら、批判的に考察できる。

##### 4. 関心・意欲・態度

- 4.1 変容するグローバル社会や健康スポーツ科学分野の諸問題に継続的に関心を示し、知識や技能の研鑽に努め、常に向上心を持って、その問題の解決のために粘り強く主体的に行動できる。
- 4.2 健康スポーツ科学分野の知識・技能に基づいて、多様な職種の人々とコミュニケーションを取り、協働しながら、自律的な職業人として行動できる。

#### <学修成果評価の方針> (アセスメント・ポリシー)

##### 1. 目的

本学のディプロマ・ポリシー (DP)、カリキュラム・ポリシー (CP)、及びアドミッション・ポリシー (AP) の達成状況を検証する方法を定めることにより、学生の学修成果を評価し、教育の改善を持続的に行う。

##### 2. 機関レベル (大学全体)

学生の志望進路に対する就職率、資格・免許取得率、学生満足度調査などから、学修成果の達成状況を検証する。

##### 3. 教育課程レベル (学部・学科)

卒業論文、単位取得状況、GPA、資格の取得状況などから、教育課程レベルでの学修成果の達成状況を検証する。

##### 4. 科目レベル (授業)

シラバスで明示した成績評価基準に基づく評価、授業評価アンケートなどから、科目レベルでの学修成果の達成状況を検証する。

##### 5. 検証方法

具体的な検証方法は次のとおりとする。

	入学前・入学時 (AP 達成状況の検証)	在学中 (CP 達成状況の検証)	卒業時 (DP 達成状況の検証)
機関 (大学全体)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入学試験</li> <li>・入学前教育</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外部テスト</li> <li>・学生満足度調査</li> <li>・ポートフォリオ (マイステップ)</li> <li>・課外活動の状況</li> <li>・休学率</li> <li>・退学率</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学位授与数</li> <li>・就職率</li> <li>・資格・免許取得率</li> </ul>

<p>教育課程 (健康医療学部)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入学試験</li> <li>・入学前教育</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取得単位数</li> <li>・GPA</li> <li>・外部テスト</li> <li>・実習評価・アンケート</li> <li>・企業アンケート</li> <li>・ポートフォリオ（マイステップ）</li> <li>・休学率</li> <li>・退学率</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学位授与数</li> <li>・卒業論文</li> <li>・就職率</li> <li>・資格・免許取得率</li> <li>・国家試験合格率</li> <li>・卒業アンケート</li> </ul>
<p>科目</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入学前教育</li> <li>・英語プレースメントテスト</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成績評価</li> <li>・成果報告会</li> <li>・外部テスト</li> <li>・授業評価アンケート</li> <li>・企業アンケート</li> </ul>	

## 1. カリキュラムの構成

授業科目は、大学共通コア科目と専門科目に分けられます。大学共通コア科目では、これからの社会人に求められる教養（未来展望科目、公民教養科目）や基本的能力（アカデミック・スキル科目）、グローバル社会において必要な語学能力（英語科目、第二外国語科目）、協働性・リーダーシップ（スポーツ・ライフスキル科目）、大学での学びに必要な基礎能力（スタートアップ科目、キャリア教育科目）などを学修します。

専門科目では、健康の維持・増進、健康寿命の延伸、身体パフォーマンスの向上およびアクティブ・ライフスタイルの実現に向けての理論と実践の有機的結合を目指し、健康スポーツ科学の専門基礎科目と専門応用科目、それらの実習・演習科目を学修します。他に、健康医療学部専門教育の基礎となる医療関連科目および将来公務員を目指すための他学部共通科目も学修できます。

これらの大学共通コア科目と専門科目の学修を通して、グローバル社会で、活動的なライフスタイルを推進する人材・社会の実現に向けたスペシャリストを養成することを目標とします。

### 【カリキュラムの内容】

カリキュラムは、1・2年次は大学での学修に必要な基礎能力や社会人として求められる基本的能力と健康スポーツに関する基礎的な実習や演習の学修をします。2・3年次では健康スポーツに関する基礎知識を、3年次以降はより専門的な知識や能力、指導技術を修得できるよう、基礎から応用、理論と実践の融合を目指した構成にし、効果的な学びが進められるようにしています。

- 未来展望科目（生命の歩みと未来、クオリティ・オブ・ライフの探究など）
- アカデミック・スキル科目（日本語リテラシー、数的処理、情報リテラシーなど）
- 英語・第二外国語科目（英語、英会話、中国語、韓国語、ドイツ語、フランス語など）
- スタートアップ科目（スタートアップゼミ）
- キャリア教育科目（キャリアデザイン、キャリア形成実践演習、海外研修など）
- スポーツ・ライフスキル科目（SLS）
- 専門基礎科目（健康スポーツ概論、生理学、健康スポーツ心理学、健康スポーツトレーニング論、スポーツ社会学など）
- 専門応用科目（発達と加齢、健康運動レクリエーション論、スポーツ栄養学、スポーツ運動学、バイオメカニクス、体力測定評価論など）
- 専門実習科目（健康スポーツトレーニング実習、健康フィットネス実習、障がい者スポーツレクリエーション実習、健康運動指導現場実習、ストレングスコンディショニング実習など）
- 専門演習科目（水泳、陸上競技、器械運動、武道、専門ゼミ、卒業研究など）
- 医療関連科目（発達心理学、学習・認知心理学、内科学、リハビリテーション概論など）



## 2. 卒業に必要な単位数（卒業要件）

【科目区分】		必修	選択必修	選択
大学共通 コア科目	未来展望科目	—	4	13
	公民教養科目	—	—	
	アカデミック・スキル科目	5	—	
	英語科目	16	—	
	第二外国語科目	—	—	
	日本語科目	—	—	
	スタートアップ科目	4	—	
	キャリア教育科目	4	—	
	スポーツ・ライフスキル科目	4	—	
小計		50		

【科目区分】		必修	選択
専門科目	基礎科目	6	60 <※>
	応用科目	—	
	実習科目	—	
	演習科目	8	
	医療関連科目	—	
小計		74	

総計	124
----	-----

※専門科目の選択60単位のうち6単位を限度に、他学部受講（「公務員特別研究Ⅰ」「公務員特別研究Ⅱ」「警察・消防特別研究」など）、単位互換（大学コンソーシアム京都など）により修得した単位を卒業要件単位に含めることができます。

※大学共通コア科目から修得した単位数が50単位を超過した場合、その超過単位数は進級要件に必要な単位数ならびに卒業要件に必要な単位数には含みません。また、他学部受講等で修得した単位が6単位を超過した場合もその超過単位数は進級要件に必要な単位数ならびに卒業要件に必要な単位数には含みません。

## 3. 履修登録

## 1) 履修登録制限（CAP制）

各セメスターにおいて、履修登録できる単位数の上限は24単位です。健康スポーツ学科では「教職課程に関する科目」については、履修登録制限に含まれません。

## 2) 履修登録の留意点

履修登録はまず必修科目を優先してください。選択科目の履修登録にあたっては、次年度以降においては必修科目と開講時限が重なる場合や、開講されず履修登録ができなくなる場合があるので、次年度以降の履修登録についても十分検討した上で履修計画をたててください。

## 4. 単位認定

実習・演習科目は、出席回数が授業実施回数の5分の4以上であることが必要です。

## 5. 進級要件

上級学年に進級するためには、各学年において学科で定めた要件を満たさなければなりません。

健康スポーツ学科

	1年次終了時	2年次終了時	3年次終了時
卒業要件としての修得単位数 ※	28 単位以上	60 単位以上	96 単位以上

（※成績表の「認定単位数」枠内の単位）

単位修得が必要な 大学共通 コア科目	スタートアップゼミⅠ	スタートアップゼミⅡ 日本語リテラシーⅠ・Ⅱ 数的処理Ⅰ・Ⅱ 情報リテラシー 英語Ⅰ、英会話Ⅰ キャリアデザインⅠ・Ⅱ SLSⅠ・Ⅱ  *外国人留学生は、日本語リテラシーⅠ・Ⅱと数的処理Ⅰ・Ⅱの代替として、日本語Ⅰ・Ⅱの単位を修得していること。	英語Ⅱ・Ⅲ 英会話Ⅱ・Ⅲ SLSⅢ・Ⅳ  *外国人留学生は、さらに日本語作文演習の単位を修得していること。
在学期間	1年次を1年間在学していること。	2年次進級後に1年間在学していること。	3年次進級後に1年間在学していること。
留年期間・ 学費納入	留年期間は最低半年間とし、入学年次生の1年生の該当学費を納入する。	留年期間は最低半年間とし、入学年次生の2年生の該当学費を納入する。	留年期間は最低半年間とし、入学年次生の3年生の該当学費を納入する。

## 6. コースと資格

健康スポーツ学科では、学びの専門性と卒業後の進路に応じた3つのコースを設け、コースごとに分かれて「実践プロジェクトⅠ・Ⅱ」の授業を行うとともに、コースの特徴に応じた学修の支援や履修指導を行っています。それぞれのコースには、卒業後の進路に有益な取得目標資格を設定しています。

コース	コースの特徴	目標資格	目指す進路
科学コース	医療機関やメディカルフィットネスの分野において、疾病予防・傷害予防のための運動プログラムを個人の体カレベルに応じて適切に作成し、安全に指導ができる人材育成をめざします。そのためにヒトの発達や加齢の仕組みについて理解し、身体運動による疾病の予防法などを科学的に学修します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康運動指導士</li> <li>健康運動実践指導者</li> <li>日本フィットネス協会公認GFI</li> <li>CSCS</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>リハビリ等医療機関</li> <li>メディカルフィットネス施設</li> <li>健康・医療関連企業</li> <li>トレーナー、インストラクター</li> <li>大学院</li> </ul>
教育コース	学校・教育分野において、障がい者および子どもから高齢者までのライフステージに応じて、高い人間関係能力を備え、教育の視点から健康や体育・スポーツを楽しく指導できる人材育成をめざします。そのために教職や各種実技の指導法、健康やスポーツに関する心理学や運動学、学校保健やレクリエーションへの理解を深めていきます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>中学校・高等学校保健体育科教員</li> <li>健康運動指導士</li> <li>障がい者スポーツ指導員</li> <li>レクリエーション・インストラクター</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校（中学校・高等学校）</li> <li>教育関連団体</li> <li>地方公共団体・施設等</li> <li>大学院</li> </ul>
マネジメントコース	スポーツビジネス分野や組織マネジメントの分野において、スポーツ施設、クラブ、組織の高いマネジメント能力を有し、公共・民間のスポーツ施設や組織の運営・管理ができる人材育成をめざします。そのためにマネジメントの視点からスポーツの振興・発展について分析し、様々な企画を実践する実学を学びます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康運動指導士</li> <li>スポーツプログラマー</li> <li>アシスタントマネジャー</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>スポーツ産業関連企業</li> <li>スポーツメーカー</li> <li>スポーツクラブ</li> <li>トレーナー、インストラクター</li> <li>大学院</li> </ul>

- (1) 中学校一種免許状（保健体育）・高等学校一種免許状（保健体育）  
国公立・私立の中学校・高等学校で保健体育科教員として働くために必要な免許です。健康スポーツ学科の卒業要件単位の他に、教職科目の単位を修得する必要があります。  
※ 教員免許状取得を希望する者は、適時開催される教職課程のオリエンテーションに必ず出席し、別冊の「資格課程履修要項」を参照し履修登録してください。
- (2) 健康運動指導士（受験資格）  
健康運動指導士とは、保健医療関係者と連携しつつ、安全で効果的な運動を実施するための運動プログラム作成及び実践指導計画の調整等を行う役割を担います。公益財団法人健康・体力づくり事業財団の認定資格です。
- (3) 健康運動実践指導者（受験資格）  
医学的基礎知識、運動生理学の知識、健康づくりのための運動指導の知識・技能等を持ち、健康づくりを目的として作成された運動プログラムに基づいて、実践指導を行います。公益財団法人健康・体力づくり事業財団の認定資格です。
- (4) グループエクササイズフィットネスインストラクター（GFI）/JAF A  
JAF Aでは、現在の健康レベルを維持、または向上を目指す集団に対して指導を行う者を「グループエクササイズフィットネスインストラクター（GFI）」と位置づけています。健康関連フィットネス要素の「心肺持久力」「筋力・持久力」「柔軟性」に対応して指導できるエアロビックダンスインストラクター（ADI）、ウォーキングエクササイズインストラクター（WEI）、アクアウォーキングエクササイズインストラクター（AQWI）、レジスタンスエクササイズインストラクター（REI）、ストレッチングエクササイズインストラクター（SEI）の資格が取得できます。いずれの資格も下位資格であるベーシックインストラクターも取得できます。公益財団法人日本フィットネス協会公認資格です。
- (5) 認定ストレングス&コンディショニングスペシャリスト（CSCS）/NSCA  
CSCSは、傷害予防とスポーツパフォーマンス向上を目的とした、安全で効果的なトレーニングプログラムを計画・実行する知識と技能を有する人材を認定する資格です。米国に本部がある National Strength and Conditioning Association (NSCA) の公認資格です。
- (6) 初級障がい者スポーツ指導員  
主に初めてスポーツに参加する障がい者に対し、スポーツの喜びや楽しさを重視した、スポーツの導入を支援する指導者です。日本障がい者スポーツ協会の認定資格です。
- (7) レクリエーション・インストラクター  
レクリエーション・インストラクターとは、レクリエーションを通して、人と人とのふれあいを深める技能を有する人材です。地域における市民対象事業を考えて実施したり、子ども会や老人クラブ、社会福祉の現場、学校や職場の行事などで、広くレクリエーションの手助けを行ったりします。公益財団法人日本レクリエーション協会公認資格です。
- (8) スポーツプログラマー  
フィットネスの維持や向上についての専門的な知識と、各種トレーニング指導法に関するノウハウを持ち、スポーツ相談による個々人に適した身体づくりの実技指導と活動プログラムを提供する人材です。公益財団法人日本スポーツ協会公認資格です。
- (9) アシスタントマネジャー  
総合型地域スポーツクラブなどにおいて、クラブの運営に携わったり、これからお手伝いをしたいと考えたりしている人のための資格です。クラブ運営の基礎を学ぶことができます。公益財団法人日本スポーツ協会公認資格です。

健康スポーツ学科 授業科目一覧

区分	科目 ナンバー	授業科目	単位数			授業 時間 数	1年 次	2年 次	3年 次	4年 次	卒業要件 単位数
			必修	自動 登録	選択						
大学共通コア科目	未来展望 科目	CF3201			2	30		○	○	○	4 単 位
		CF3202			2	30		○	○	○	
		CF3203			2	30		○	○	○	
		CF3204			2	30		○	○	○	
		CF3205			2	30		○	○	○	
		CF2206			2	30	○	○			
	公民教養 科目	CC1201			2	30	○	○	○	○	選 択
		CC1202			2	30	○	○	○	○	
		CC1203			2	30	○	○	○	○	
		CC1204			2	30	○	○	○	○	
		CC1205			2	30	○	○	○	○	
	アカデ ミック ・スキル 科目	CA1101		1		15	○				必 修 5 単 位
		CA2102		1		15	○				
		CA3103			1	15		○			
		CA4104			1	15		○			
		CA1105		1		15	○				
		CA2106		1		15	○				
		CA3107			1	15		○			
		CA4108			1	15		○			
		CA1109		1		30	○				
		CA2110			1	30	○	○			
	英語科目	CE1401		4		120	○				必 修 16 単 位
		CE3202		2		60		○			
		CE4203		2		60		○	○		
		CE5104		1		30			○		
		CE6105		1		30			○		
		CE1206		2		60	○				
		CE3107		1		30		○			
		CE4108		1		30		○			
		CE5109		1		30			○		
		CE6110		1		30			○		
		CE3111			1	30		○	○	○	
		CE3112			1	30		○	○	○	
第二外国 語 科目	CL1101			1	30	○	○	○	○	選 択	
	CL1102			1	30	○	○	○	○		

必修33単位を含む50単位以上 ※次頁へ続く

区分	科目 ナンバー	授業科目	単位数		授業 時間 数	1年 次	2年 次	3年 次	4年 次	卒業要件 単位数		
			必修	自動 登録							選択	
大学共通コア科目	第二外国語 科目	CL1103	ベーシック韓国語Ⅰ			1	30	○	○	○	○	選択
		CL1104	ベーシック韓国語Ⅱ			1	30	○	○	○	○	
		CL1105	ベーシックドイツ語Ⅰ			1	30	○	○	○	○	
		CL1106	ベーシックドイツ語Ⅱ			1	30	○	○	○	○	
		CL1107	ベーシックフランス語Ⅰ			1	30	○	○	○	○	
		CL1108	ベーシックフランス語Ⅱ			1	30	○	○	○	○	
	日本語 科目 (留学生対象)	CJ1201	日本語Ⅰ	2			30	○	○			6 単位 必修
		CJ1202	日本語Ⅱ	2			30	○	○			
		CJ1203	日本語作文演習	2			30	○	○	○		
	スタート アップ 科目	CU1201	スタートアップゼミⅠ	2			30	○				4 単位 必修
		CU2202	スタートアップゼミⅡ	2			30	○	○			
	キャリア 教育科目	CR1201	キャリアデザインⅠ	2			30	○	○			必修 33 単位 を含む 50 単位 以上  必修 4 単位
		CR2202	キャリアデザインⅡ	2			30	○	○			
		CR4103	キャリア形成実践演習Ⅰ		1		30		○			
		CR5104	キャリア形成実践演習Ⅱ		1		30			○		
		CR1105	海外研修ⅠA			1	30	○	○	○	○	
		CR1106	海外研修ⅠB			1	30	○	○	○	○	
		CR1207	海外研修ⅡA			2	60	○	○	○	○	
		CR1208	海外研修ⅡB			2	60	○	○	○	○	
		CR1409	海外研修ⅢA			4	120	○	○	○	○	
		CR1410	海外研修ⅢB			4	120	○	○	○	○	
		CR1111	インターンシップ実習ⅠA			1	30	○	○	○		
		CR1112	インターンシップ実習ⅠB			1	30	○	○	○		
		CR1213	インターンシップ実習ⅡA			2	60	○	○	○		
		CR1214	インターンシップ実習ⅡB			2	60	○	○	○		
		CR1415	インターンシップ実習ⅢA			4	120	○	○	○		
		CR1416	インターンシップ実習ⅢB			4	120	○	○	○		
CR1117		サービス・ラーニングⅠA			1	30	○	○	○	○		
CR1118		サービス・ラーニングⅠB			1	30	○	○	○	○		
CR1219		サービス・ラーニングⅡA			2	60	○	○	○	○		
CR1220		サービス・ラーニングⅡB			2	60	○	○	○	○		
CR1421	サービス・ラーニングⅢA			4	120	○	○	○	○			
CR1422	サービス・ラーニングⅢB			4	120	○	○	○	○			
スポーツ・ ライフスキ ル科目	CS1101	SLSⅠ	1			30	○				必修 4 単位	
	CS2102	SLSⅡ	1			30	○					
	CS3103	SLSⅢ	1			30		○				
	CS4104	SLSⅣ	1			30		○				

区分	科目 ナンバー	授業科目	単位数		授業 時間 数	1年次		2年次		3年次		4年次		卒業要件 単位数
			必修	選択		1 時	2 時	3 時	4 時	5 時	6 時	7 時	8 時	
基礎科目	TF1201	健康スポーツ概論	2		30	○								必修 6 単 位
	TF1202	生理学Ⅰ	2		30	○								
	TF2203	生理学Ⅱ	2		30		○							
	TF1204	健康スポーツ心理学		2	30	○		○		○		○		
	TF2205	健康スポーツトレーニング論		2	30		○		○		○		○	
	TF2206	スポーツ原理		2	30		○		○		○		○	
	TF2207	スポーツ社会学		2	30		○		○		○		○	
専門科目	TA1201	発達と加齢		2	30	○		○		○		○		必修 14 単 位 を 含 む 74 単 位 以 上  ※ 次 頁 へ 続 く
	TA2202	健康スポーツ組織経営論		2	30		○		○		○		○	
	TA2203	健康運動レクリエーション論		2	30		○		○		○		○	
	TA3204	スポーツ栄養学		2	30			○		○		○		
	TA3205	運動処方論		2	30			○		○		○		
	TA3206	学校保健 (京都太秦キャンパス)		2	30			○		○		○		
	TA3207	実践プロジェクトⅠ (自動登録)		2	30			○						
	TA4208	実践プロジェクトⅡ (自動登録)		2	30				○					
	TA4209	スポーツ運動学		2	30				○		○		○	
	TA4210	バイオメカニクス		2	30				○		○		○	
	TA4211	健康スポーツマネジメント		2	30				○		○		○	
	TA4212	救急・応急処置		2	30				○		○		○	
	TA4213	運動生理学		2	30				○		○		○	
	TA4214	体力測定評価論		2	30				○		○		○	
	TA4215	健康運動療法論		2	30				○		○		○	
	TA5216	生活健康医療総論		2	30					○		○		
	TA5217	障がい者スポーツ論		2	30					○		○		
	TA5218	健康と疫学		2	30					○		○		
	TA5219	コーチング論		2	30					○		○		
	TA5220	地域スポーツ経営論Ⅰ		2	30					○		○		
	TA6221	地域スポーツ経営論Ⅱ		2	30						○		○	
	TA6222	応用生理学		2	30						○		○	
	TA6123	衛生学		1	15						○		○	
	TA6224	公衆衛生学		2	30						○		○	

区分	科目 ナンバー	授業科目	単位数		授業 時間 数	1年次	2年次	3年次	4年次	卒業要件 単位数				
			必修	選択		1	2	3	4		5	6	7	8
						時	時	時	時		時	時	時	時
専 門 科 目	実習科目	TP1101	健康スポーツトレーニング実習	1	30	○	○	○	○	選 択				
		TP1102	健康運動レクリエーション実習	1	30	○	○	○	○					
		TP2103	健康フィットネス実習	1	30		○	○	○		○			
		TP4104	障がい者スポーツレクリエーション実習	1	30			○	○		○			
		TP5105	体力測定評価実習	1	30				○		○			
		TP5106	健康運動指導現場実習	1	30				○		○			
		TP5107	ストレングスコンディショニング実習	1	30				○		○			
	演習科目	TS1101	水泳	1	30	○	○	○	○	必 修 8 単 位				
		TS1102	陸上競技	1	30	○	○	○	○		○			
		TS1103	ベースボール型球技	1	30	○	○	○	○		○			
		TS3104	ゴール型球技	1	30			○	○		○			
		TS3105	ネット型球技	1	30			○	○		○			
		TS3106	体づくり運動	1	30			○	○		○			
		TS5107	ダンス	1	30				○		○			
		TS5108	器械運動	1	30				○		○			
		TS5109	武道	1	30				○		○			
		TS5210	専門ゼミⅠ	2	30				○					
		TS6211	専門ゼミⅡ	2	30				○					
		TS7212	卒業研究Ⅰ	2	30						○			
		TS8213	卒業研究Ⅱ	2	30						○			
	医療関連 科目	TM5201	発達心理学 (京都本妻キャンパス)	2	30				○	○	選 択			
		TM6202	学習・認知心理学 (京都本妻キャンパス)	2	30				○	○				
		TM7103	病理学 (京都本妻キャンパス)	1	30					○				
		TM7104	内科学 (京都本妻キャンパス)	1	30					○				
		TM7105	精神医学 (京都本妻キャンパス)	1	15					○				
		TM8106	リハビリテーション概論 (京都本妻キャンパス)	1	30					○				
		TM8107	小児科学 (京都本妻キャンパス)	1	15					○				

授業時間数の考え方は p.10 を参照

健康スポーツ学科 教職課程科目一覧（中一種免・高一種免（保健体育））

区分	科目 ナンバー	授業科目	単位数		授業 時間 数	1年次 2年次 3年次 4年次								必要 単位数	
			必修	選択		1年次		2年次		3年次		4年次			
						1 ㊦	2 ㊦	3 ㊦	4 ㊦	5 ㊦	6 ㊦	7 ㊦	8 ㊦		
教職課程	免許法施行規則に定める科目	OC1201	日本国憲法	2		30	○	○	○	○	○	○	○	6 単 位	
		OC1202	健康スポーツ理論	2		30	○	○	○	○	○	○	○		
		CA1109	情報リテラシー	1		30	○								
		CA2110	情報プレゼンテーション	1		30		○	○						
		CE1206	英会話Ⅰ	2		30	○								2単位
		CS1101	SLSⅠ		1	30	○								1単位 選択必修
		CS2102	SLSⅡ		1	30		○							
	ず入る権科目関	OC1204	生命倫理学		2	30		○	○	○	○	○	○	2単位 選択必修	
		OC1205	人権の歴史と現代		2	30	○	○	○	○	○	○	○		
	教科及び教科の指導法に関する科目	TF1202	生理学Ⅰ	2		30	○							中 学 校 42 単 位 ・ 高 等 学 校 38 単 位	
		TF2203	生理学Ⅱ	2		30		○							
		TF1204	健康スポーツ心理学	2		30	○	○	○	○	○	○	○		
		TF2206	スポーツ原理	2		30		○	○	○	○	○	○		
		TF2207	スポーツ社会学	2		30	○	○	○	○	○	○	○		
		TA3206	学校保健 (京都太秦キャンパス)	2		30			○	○	○	○	○		
		TA4209	スポーツ運動学	2		30				○	○	○	○		
		TA4210	バイオメカニクス	2		30				○	○	○	○		
		TA4211	健康スポーツマネジメント	2		30				○	○	○	○		
		TA4212	救急・応急処置	2		30				○	○	○	○		
		TA4213	運動生理学	2		30				○	○	○	○		
		TA6123	衛生学	1		15					○	○	○		
		TA6224	公衆衛生学	2		30					○	○	○		
		TS1101	水泳	1		30	○	○	○	○	○	○	○		
		TS1102	陸上競技	1		30	○	○	○	○	○	○	○		
		TS1103	ベースボール型球技	1		30	○	○	○	○	○	○	○		
		TS3104	ゴール型球技	1		30			○	○	○	○	○		
		TS3105	ネット型球技	1		30			○	○	○	○	○		
TS3106		体づくり運動	1		30			○	○	○	○	○			
TS5107		ダンス	1		30					○	○	○			
TS5108	器械運動	1		30					○	○	○				
TS5109	武道	1		30					○	○	○				
GS3211	☆保健体育科教育法Ⅰ	2		30			○	○				中 学 校 ☆ ☆ ☆ ☆ 高 等 学 校 ☆ ☆ ☆ ☆			
GS4212	☆保健体育科教育法Ⅱ	2		30				○	○						
GS3213	★保健体育科教育法Ⅲ	2		30			○	○							
GS4214	★保健体育科教育法Ⅳ	2		30				○	○						



区分	科目 ナンバー	授業科目	単位数		授業 時間 数	1年次		2年次		3年次		4年次		必要 単位数		
			必修	選択		1 時	2 時	3 時	4 時	5 時	6 時	7 時	8 時			
教職課程	教育の基礎的理解に関する科目	GF1201	教育原論	2		30	○		○						中学校29単位・高等学校25単位以上	
		GF1202	教職入門	2		30	○		○							
		GF1203	教育制度論	2		30			○	○						
		GF5105	特別支援教育	1		15					○					
		GF4206	教育課程論	2		30				○	○					
		GF4207	発達と学習の心理学	2		30				○	○	○				
		GC3201	道徳教育の指導法 ※	2		30			○	○	○	○				
		GC3202	特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	2		30			○	○	○	○				
		GC3204	生徒・進路指導論	2		30			○	○	○	○				
		GC5205	教育相談	2		30					○	○				
		GC2206	教育の方法及び技術	2		30			○	○	○					
		GM5101	教育実習事前指導Ⅰ	1		30					○	○				
		GM6102	教育実習事前指導Ⅱ	1		30					○	○				
		GM7203	教育実習A	2		30							○	○		
		GM7204	教育実習B ※	2		30							○	○		
GM8205	教職実践演習(中・高)	2		30								○				

※ 中学校のみ必修  
教職課程の詳細は「資格免許課程 履修要項」を参照してください。

# 第4章 大学共通

## インターンシップ・プログラム

### 目的

本学には世界で活躍する人材を目指す海外・国内インターンシッププログラムがあります。インターンシップを通じて世界とつながることで、働く意味や社会から必要とされる人材になるための“学び”や“気付き”を得ることができ、それらは学生生活を送る上での視座を高め、将来の理想の自分へ向けた第一歩をふみ出すきっかけになります。

### 本学主催インターンシップ と 年間スケジュール

インターンシップはプログラムによって目的（教育、採用等）、期間（1day、2週間、1カ月～等）、主催（本学、外部機関等）、単位認定、形式（対面、オンライン）等が異なります。どのインターンシップに参加するかは情報収集に努めながら、自分自身で決定する事が大切です。

本学では、大きく分けて2種類のプログラムを提供しています。1つ目は全学部全学科を対象とした「**全学共通型**」、2つ目は専門性を深める「**学部特化型**」です。各プログラムの詳細は本学ホームページや学内広報（先端ナビ、ポスター等）でお知らせします。例年、4月の説明会（インターンシップ総合ガイダンス）と同時期に募集・出願が始まります。



- ※ 外部機関主催（大学コンソーシアム京都、省庁、企業等が独自で募集するもの）のプログラムもあります。
- ※ 学研災付帯賠償責任保険の適用（※注1）、参加許可証明書等が必要な場合はインターンシップセンターへ申し出て下さい。（※注1）事前に登録手続きがない場合は適用外。

### インターンシップセンター

京都太秦キャンパス 西館1階 インターンシップセンター

《窓口取扱時間》 月～金 8:30～17:00（大学が定める休業日を除く。長期休業期間中は時間変更有。）

TEL： 075-406-9260 E-mail： intern@kuas.ac.jp

## 大学コンソーシアム京都 単位互換制度

大学コンソーシアム京都の単位互換制度とは、他の加盟大学・短期大学において修得した授業科目の単位を自大学の単位として修得したものとみなされる制度です。現在では約50校の加盟校と協定を締結し、多くの学生が多種多様な学問分野の講義を履修しています。

### 1. 出願手続き

#### (1) ガイダンス

オリエンテーション期間中に、本学「先端ナビ」に出願方法についての案内を掲示します。受講希望者は、期日までに、所定の出願手続きを行ってください。

#### (2) 出願方法

大学コンソーシアム京都のポータルシステム「単位互換・京カレッジポータルサイト」上でのオンライン出願となります。

まず、アカウントを作成してください。次に、受講希望科目の出願登録を行って、所定期日までに「履修登録出願票」を教務センターに提出します。

単位互換科目の登録・履修制限は、当該学年で3科目以内です。本学の履修登録制限単位数には含まれません。

#### (3) 各科目の詳細

大学コンソーシアム京都のポータルシステム「単位互換・京カレッジポータルサイト」で検索・閲覧してください。

### 2. 履修許可および履修手続き

大学コンソーシアム京都単位互換科目は、全科目定員制です。科目開設大学で書類選考等を実施し、履修可否は、出願時に登録したメールアドレス宛に通知されます。

履修許可を受けた場合、科目開設大学から指示された所定の手続きを行ってください。

### 3. 科目開設大学からの諸連絡

授業に関するお知らせ・休講・補講・試験等については、出願時に登録したメールアドレス宛に通知されます。また、大学コンソーシアム京都のWEBサイトにて、各自で確認してください。

### 4. 単位認定について（健康医療学部看護学科・言語聴覚学科除く）

履修登録が正しくできており、一定の要件を充たした場合は、単位が認定されます。受講した科目名にかかわらず、本学の成績表には「単位互換（コンソーシアム）」という科目名で表示されます。評価欄には単位認定を意味する「N」と表示され、点数は表示されません。認定された単位は、各学部のカリキュラムで規定されている範囲内で要卒単位に含まれます。

卒業年次の場合、科目開設大学からの成績通知が、本学の卒業判定に間に合わない場合があります。単位互換科目の単位認定の可否が、卒業判定に影響するような受講は避けてください。

### 5. 「大学コンソーシアム京都 インターンシップ・プログラム」について

例年5月頃に、一般の単位互換科目履修登録とは別に登録申請を受け付けます（年1回）。受講が許可され、一定の要件を充たした場合「インターンシップ実習」という科目名で単位認定されます。認定された単位は、各学部のカリキュラムで規定されている範囲内で要卒単位に含まれます。詳細は、インターンシップセンターに照会してください。

## 放送大学 単位互換制度

放送大学はBSテレビ・ラジオ、インターネット等を通して、大学教育の機会を幅広く提供している正規の通信制大学です。本学は放送大学と単位互換協定を締結しており、本制度を適用している学部の学生が、放送大学の科目を「特別聴講学生」として履修し単位を修得した場合、その単位が本学の卒業要件単位として認定されます。（各学部カリキュラムの規定があります。）

### 1. 出願手続き

#### (1) ガイダンス

履修・出願方法については本学「先端なび」で掲示します。

放送大学の第1学期(4月～9月)の受講については前年度の1月頃、第2学期(10月～3月)の受講については7月頃に案内します。

#### (2) 放送大学授業期間と試験期間

第1学期 授業期間：4月～9月 試験期間：7月中旬～下旬頃

第2学期 授業期間：10月～3月 試験期間：1月中旬～下旬頃

#### (3) 出願方法

各キャンパスの教務センターで、「特別聴講学生出願書類」「授業科目案内」を受け取り、所定の書類を本学の教務センターに提出してください。放送大学ホームページからのインターネット出願、また放送大学への直接の出願はできません。必ず本学の教務センターを通じて出願してください。

出願期間は、第1学期(4月～9月)は前年度の1月下旬頃、第2学期(10月～3月)は7月下旬頃です。

#### (4) 履修可能科目と単位数

本学「先端なび」で掲示する「放送大学開設授業科目一覧」、放送大学のWEBサイトで検索・閲覧してください。

履修可能単位数は各セメスター(学期)2単位、在学期間中 12単位までです。放送大学で履修する科目は履修登録制限には含まれません。

### 2. 履修許可

放送大学で履修が許可されると出願学生の住所に合格通知書と払込取扱票が放送大学より送付されます。期日までに学費を納付すると、学生の登録住所に印刷教材・入学許可書等が届きます。

### 3. 単位認定について(バイオ環境学部・健康医療学部・工学部は除く)

放送大学で修得した単位は受講科目名にかかわらず、本学の成績表には「単位互換(放送大学)」という科目名で表示されます。評価欄には単位認定を意味する「N」と表示され、点数は表示されません。認定された単位は、各学部のカリキュラムで規定されている範囲内で、要卒単位に算定されます。

卒業予定セメスター(学期)での受講はできません。また進級判定を行うセメスターで受講し、放送大学からの成績通知が本学の進級判定に間に合わない場合は、成績の可否に関係なく進級要件としての修得単位数には算定されません。単位互換科目の単位認定の可否が、進級判定に影響するような受講は避けてください。

## 国内留学（札幌学院大学・沖縄国際大学）

### 【趣旨及び留学先】

本学と札幌学院大学及び沖縄国際大学との間で、教育研究の発展に資するため、大学間で単位互換に関する協定（包括協定）を結んでいます。これによりお互いに学生を交換し、交流及び学修ができるようになっていきます。

### 【資格及び決定手順】

資格：原則として、先方で留学する学年が2年次以上で、留学先での目的が明確かつ成績優秀な者。

決定手順：本学において希望する学生を選考のうえ、学長が推薦します。

相手先で受け入れについて審議された後決定します。（2月下旬予定）

### 【留学期間】

1年（春学期から）または半年（春学期または秋学期）とします。

札幌学院大学は、完全なセメスター制ではありませんので、半年での科目履修は限定されます。

### 【学修・単位】

履修指導：留学先の大学のカリキュラムに基づいて、履修指導を受けます。

留学先で修得した単位：学則に基づき、**60単位まで要卒単位として認定されます。**

### 【経費】

留学中の学費：本学に所定の学費を納めます。留学先に納める必要はありません。

その他の実習費等は、自己負担となります。

### 【出願手続】

希望する留学先を決め、願書及び履歴書等を本学教務センターへ提出します。（11月下旬頃）

詳細は「先端なび」からお知らせします。

提出必要書類等

- |            |                      |
|------------|----------------------|
| ①願書        | （受入大学の様式。教務センターで配布）  |
| ②履歴書・自己紹介書 | （受入大学の様式。教務センターで配布）  |
| ③健康診断証明書   | （本学保健室に申し込む：手数料200円） |
| ④写真        | （学生証用 4×333 cm）      |

### 【学籍】

国内留学期間：「留学」という学籍になり、在学期間に含まれます。

留学により卒業の時期が延びることはありません。

手続：留学が決定した後、留学願を本学教務センターに提出します。

留学が終了した後、留学終了届を本学教務センターに提出します。

### 【留学先での身分及び生活等】

札幌学院大学では特別科目等履修生、沖縄国際大学では特別聴講学生の身分になります。

留学先では、学生生活に必要な施設及び制度を利用することができます。

留学期間中の滞在先が決まっていない場合は、留学先の大学と相談しながら下宿先を探します。

### 【その他】

学則（本学および留学先の大学）に違反するとき、又は修学状況が悪いときは、資格を取り消すことがあります。

# 海外留学・海外研修 相談窓口 国際センター

本学では「全員海外体験」を目指し、海外で学修するさまざまなプログラムを用意しています。海外提携校との交換留学プログラム、海外での短期研修など多種多様です。また、事前学習などのプログラムも設け、海外での学習の準備が整えられるようしています。各プログラムの詳細は国際センターで確認してください。

## 1. 交換留学プログラム

本学では、海外の大学と協定を結び、交換留学プログラムを実施しています。

交換留学とは、夏期休暇や春期休暇などを利用して参加する海外研修等とは異なり、約半年あるいは約1年間、海外の大学に在籍し、留学先大学の学生と同じ授業を受ける学生になることです。滞りも長期間になりますので、留学を爽りあるものにするためには、強い意欲と目的意識が必要となります。

交換留学の出願資格は以下のとおりです。応募時期は春と秋の2回あり、詳細は「先端なび」でお知らせします。

- 留学出発時点で1年以上本学に在籍していること。
- 出願時の通算GPAが2.0以上であること。
- 出願時において、前セメスターまでの必修科目を修得していること。
- 出願時において、1セメスターあたり平均20単位以上修得していること。（\*1）
- 派遣先大学の定める基準を満たしていること。

\*1：認定科目及び春学期に成績の出ない科目は、単位を取得したものとする。

交換留学期間中の学籍は「留学」となり、在学期間に含まれます。交換留学先で修得した単位は、1セメスターで24単位、2セメスターで48単位を限度として単位認定されます。他大学等で修得した単位と合計して60単位を限度として卒業要件単位に含まれます。

国・地域名	交換留学協定締結校名
アメリカ合衆国	ノースセントラル大学
大韓民国	徳成（トクソン）女子大学
	世明（セミョン）大学
台湾	國立高雄餐旅大学
	開南大学
	明道大学
タイ王国	カセサート大学
	ランシット大学
モンゴル国	イフ・ザスグ大学
中華人民共和国	南通大学
インドネシア共和国	ポゴール農業大学

## 2. 海外研修プログラム

各海外研修の詳細は、国際センターに問い合わせてください。

主催	研修先・プログラム名	単位数
京都先端科学大学	イギリス バース市「英国バース海外語学研修」	4単位
	アメリカ合衆国 ハワイ「ハワイ海外短期研修」	1単位
	タイ バンコク「タイ企業視察・語学研修」（経済経営学部生対象）	2単位
	中国 上海「海外健康スポーツ文化研修」（健康医療学部健康スポーツ学科生対象）	1単位
	フィジー「南の島フィジーで学ぶ英語研修」	4単位
	UAE「ドバイ英語集中プログラム」	2単位
台湾・開南大学（提携校）	台湾 開南大学「夏期語学文化研修」	2単位
韓国・トクソン女子大学（提携校）	韓国 トクソン女子大学「ディスカバー・ 코리아」	2単位
大学コンソーシアム京都	オーストラリア メルボルン「短期語学留学」 *4月に履修登録が必要です	4単位

《海外研修の単位修得について》

海外研修は、成績評価の対象となります。

科目名称	単位数	成績評価方法	対象
海外研修ⅠA	1単位	外国の大学等で語学研修等を1週間程度行い、かつ指定されたレポート(2000字程度)を提出して、審査に合格した場合に単位を認定する。	①本学または本学と提携の大学が行う海外研修 ②個人で参加する海外研修(※)
海外研修ⅠB	1単位	海外研修ⅠAを履修した者が外国の大学等で語学研修等を1週間程度行い、かつ指定されたレポート(2000字程度)を提出して、審査に合格した場合に単位を認定する。	
海外研修ⅡA	2単位	外国の大学等で語学研修等を2週間程度行い、かつ指定されたレポート(2000字程度)を提出して、審査に合格した場合に単位を認定する。	
海外研修ⅡB	2単位	海外研修ⅡAを履修した者が外国の大学等で語学研修等を2週間程度行い、かつ指定されたレポート(2000字程度)を提出して、審査に合格した場合に単位を認定する。	
海外研修ⅢA	4単位	外国の大学等で語学研修等を1か月間程度行い、かつ指定されたレポート(4000字程度)を提出して、審査に合格した場合に単位を認定する。	
海外研修ⅢB	4単位	海外研修ⅢAを履修した者が外国の大学等で語学研修等を1か月間程度行い、かつ指定されたレポート(4000字程度)を提出して、審査に合格した場合に単位を認定する。	

※個人で参加する海外研修については、事前に教務センターに申請を行い、許可を得られた場合において、所定の要件を充たせば成績評価の対象となります。

※工学部学生については、上記いずれの科目も「海外研修 1単位」として認定されます。

- 海外の大学等の同一機関で同一レベルの語学研修等を重複して行った場合、単位認定の対象になるのは一方のみです。
- 履修登録制限を超えて修得出来ます。

(1) 単位認定の申請方法

- 「海外研修」の単位認定を希望する場合は、事前指導を受けてから研修先を決定してください。
- 海外研修を修了した者は、修了証明書の写し及び指定されたレポートを担当者に提出してください。
- 履修登録及び単位認定は帰国後当該年度に行います。ただし、派遣先大学からの成績発表時期により、履修登録及び単位認定が当該年度中に間に合わない場合、翌年度に行います。
- 前各項にかかわらず、本学が行う「海外研修」に関する指導は別途行います。

(2) 海外研修期間中の学籍

「留学」にはなりません。

# キャリア・就職支援体制

本学では入学から卒業までの4年間を通してのキャリア支援を行っています。未知なる可能性を秘めているみなさんが、自身の目標や夢を達成していくために早い時期から日本が直面する将来の変化を知り、その上で「なりたい自分」や「やりたい仕事」について考えを巡らし、行動して欲しいと願っています。

※1 看護学科・言語聴覚学科は実施されません。

		1 年次	2 年次	3 年次	4 年次
キャリア教育(正課)	【① キャリア教育※1】 春学期:キャリアデザインⅠ 秋学期:キャリアデザインⅡ	【① キャリア教育※1】 春学期:各専門科目 (キャリア意識醸成)	【① キャリア教育※1】 秋学期:キャリア形成実践演習Ⅰ 春学期:キャリア形成実践演習Ⅱ		
	【②インターンシップ・プログラム】				
	<b>将来について考える</b> 【①キャリア教育】を通して早い時期から日本が直面する将来変化を知り、人生設計の中で働くことの意味を考えます。その上で卒業後の進路イメージを形成し、将来の目標を設定。3年次に本格化する就職活動に向け、基本的知識とスキルを身に付けます。				
	<b>仕事を知る・体験する</b> 【②インターンシップ・プログラム】では実社会で実際に仕事を体験し、仕事観・職業観を培うとともに実社会で働く上で必要な知識やスキルに気付き、大学に戻ってから学びを深めて身に付けていきます。1年次から参加可です。企業から直接案内が届いたインターンシップ案内も先端なびから随時配信しています。				
就職支援(課外)	<b>資格取得を目指す・スキル能力を向上する</b> 基礎学力を補うための講座や各種検定試験合格のための【③資格試験取得支援講座】を多数開講。皆さんの将来に繋がる「キャリアづくり」をサポートしています。				
	<b>公務員を目指す</b> 公務員(警察消防含む)を目指す方対象の【④公務員対策講座】を開講しています。				
	<b>就職活動の対策をする</b> 3年次から本格的に始まる就職活動に向けて全面的にバックアップしています。履歴書作成、筆記試験、面接などの対策講座だけでなく、みなさん一人ひとりの就職相談の場として個人面談も実施しています。蓄積された企業に関する豊富な情報も提供しているので企業選びにも是非活用してください。【⑤個人面談】【⑥就職支援行事】【⑦就職関連情報の提供】【⑧就職筆記試験対策講座・SPI 模擬試験】				
	2021 年は約 200 社の企業の人事ご担当者をお招きして【⑨学内合同企業研究会】を実施。各企業による事業内容だけでなく仕事内容についても話を聞く機会にもなり、目前に迫る職業選択に役立ちます。セミナーをきっかけに内定につながるケースもあります。				



- ① キャリア教育  
卒業後の進路として働くことの意味を考えるとともに企業や社会との接点を設けるなど、体系的なプログラムです。  
【1年次：キャリアデザイン】日本が直面する社会・構造変化を理解し、人生100年時代において「働く」ことの意味・意義を考えます。  
【2・3年次：キャリア形成実践演習】3年次から本格的に始まる就職活動に向けて、基本的な知識とスキルの習得に加え、社会と自分自身の関わり方として具体的に「業界・企業・職種」への理解を深めます。  
【キャリアフェスティバル】様々な業界で実務経験のある教職員が講師となり、自分の経験を基に働く意味を語りかけます。就職活動や将来の職業選択について新たな気づきを得る機会です。（2021年度は50名の講師が登壇）
- ② インターンシップ・プログラム  
本書「第4章大学共通 インターンシップ・プログラム」をご参照下さい。
- ③ 資格試験取得支援講座  
マイクロソフトや秘書検定などの基本的な資格から、簿記会計や販売士、宅建、国内旅行業務など専門的な資格まで、各種講座をラインナップしています。
- ④ 公務員対策講座  
公務員講座では、公務員（警察・消防も含む）を目指す方への学習プログラムを展開しています。1、2年生対象に基礎力養成コース、3年生対象に対策講座を開講しますので、公務員志望者は是非受講してください。
- ⑤ 個人面談（主として3・4年次対象）  
就職活動や卒業後の進路に少しでも不安があればまず個人面談を利用しましょう。相談だけでなく、自己分析から強み（自己PR）や学生時代頑張ったことを明確にすることで、選考に必要な履歴書の完成も目指します。企業選択においては様々な業界・職種にも気づく機会になり、ご自身の希望に応じた求人情報も案内しています。「先端なび」から予約をして、是非面談を活用してください。
- ⑥ 就職支援行事（主として3・4年次対象）  
就職活動をスムーズにスタートし、就職戦線を勝ち抜くために①自分を知る、②業界、企業を知る、③選考に向けて準備する、この3点を実践レベルまで引き上げるため、随時セミナー等を開催しています。（就職活動準備、自己分析、自己PR、履歴書、エントリーシート、志望動機、面接）
- ⑦ 就職関連情報の提供  
本学に送られてきた求人や「先端なび」および「J-net 求人検索 NAVI」で公開します。このほか、学外での企業説明会、各種セミナーなどを紹介しています。「先端なび」には就職活動に重要な情報のみが掲載されますので、毎日確認をしましょう。
- ⑧ 就職筆記試験対策講座・SPI 模擬試験  
SPI 試験など就職活動で重要とされる試験の勉強は欠かせません。対策講座や SPI 模擬試験を実施していますので自分の実力を知り、知識習得に励みましょう。
- ⑨ 学内合同企業研究会（主として3年次対象）  
2021年は約200社の企業に来ていただき学内合同企業研究会を実施しました。オンライン・対面どちらでも開催し、例年以上に多くの企業の話が聞ける機会になりました。卒業生が在籍している企業をはじめ、本学の学生を採用したいと考える企業が一堂に会し、業界や仕事の内容を紹介されました。興味が無いと思っていた企業でも話を聞くことで視野が広がる良い機会です。就職活動者は必ず参加してください。

## キャリアサポートセンター

みなさんの就職活動や資格取得の手助けをするのが「キャリアサポートセンター」です。

《京都太秦キャンパス（西館1階）窓口取扱時間》（土日祝日、その他大学が定める休業日を除きます。）

月～金	8:30～17:00
-----	------------

《京都亀岡キャンパス（楠風館1階）窓口取扱時間》（土日祝日、その他大学が定める休業日を除きます。）

月～金	8:30～17:00
-----	------------

いずれのキャンパスも、夏期冬期等の休業期間中は、上記窓口取扱時間が変更になる場合があります。主に、所属学科の授業が行われているキャンパスのキャリアサポートセンターが主な窓口となります。

京都先端科学大学健康医療学部看護学科

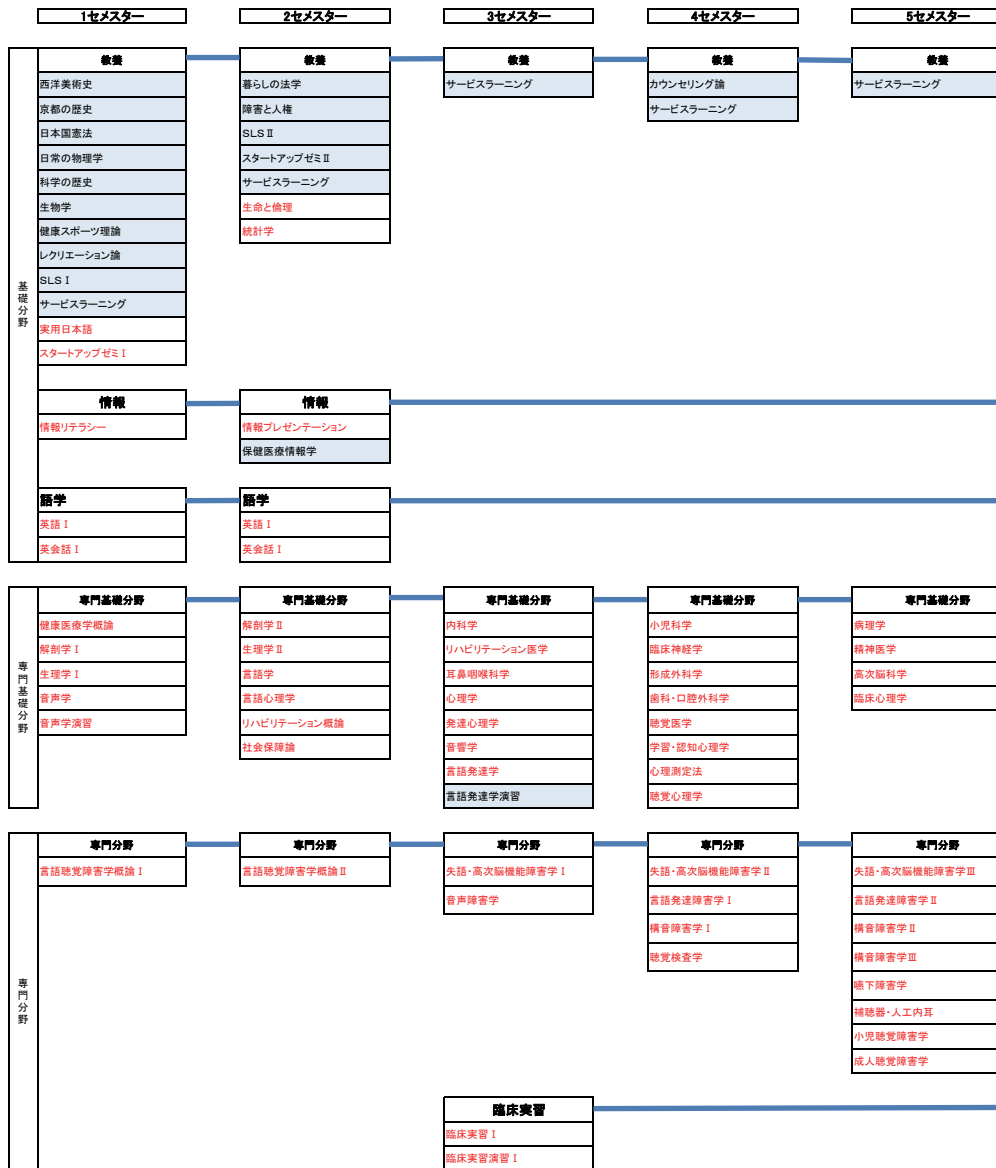
	1	2	3	4
専門分野			産業保健（※） 学校保健（※）	公衆衛生看護活動論 保健医療福祉行政論
			（※）印の科目は看護師国家資格に取得に向けた選択科目として取得可能	
	<b>看護の実践</b>			
	看護基本技術論	看護生活技術論	ヘルスアセスメント	看護治療支援技術論
	高齢者生活体験実習		小児発達支援実習	基礎看護学実習Ⅱ
	地域包括ケア実践プロジェクトⅠ		基礎看護学実習Ⅰ	
<b>看護の基礎</b>				
看護学概論	成長発達Ⅰ	慢性期看護学援助論	症状メカニズム	
看護倫理Ⅰ	成長発達Ⅱ	クリティカルケア看護学援助論	看護過程	
	成長発達Ⅲ	高齢者看護学援助論	がん看護	
	成長発達Ⅳ	精神看護学援助論	小児看護学援助論	
	成長発達Ⅴ	家族看護	母性看護学援助論	
	地域・在宅看護学概論		地域・在宅看護援助論	
	公衆衛生看護学概論			
<b>専門基礎分野</b>				
健康医療学概論	解剖生理学演習	病理学	疾病病態治療学Ⅳ（小児・母性）	
心理学	微生物学	薬理学	疾病病態治療学Ⅴ（精神・老年）	
解剖生理学	栄養学	公衆衛生学	社会保障論	
		疾病病態治療学Ⅰ（外科）	産学	
		疾病病態治療学Ⅱ（内科A）		
		疾病病態治療学Ⅲ（内科B）		
<b>教養</b>				
SLSⅠ（★）	SLSⅡ（★）	健康スポーツ理論（★）		
日本国憲法（★）	カウンセリング論			
西洋美術史	暮らしの法学			
京都の歴史	生命と倫理			
実用日本語	統計学			
日常の物理学				
土物学				
生化学				
スタートアップゼミⅠ				
<b>情報</b>				
情報リテラシー	情報プレゼンテーション		保健医療情報学	
<b>語学</b>				
英語Ⅰ	英語Ⅰ			
英会話Ⅰ	英会話Ⅰ			

京都先端科学大学健康医療学部看護学科カリキュラムマップ

必修科目 選択科目 保健師課程必修



京都先端科学大学 健康医療学部 言語聴覚学科

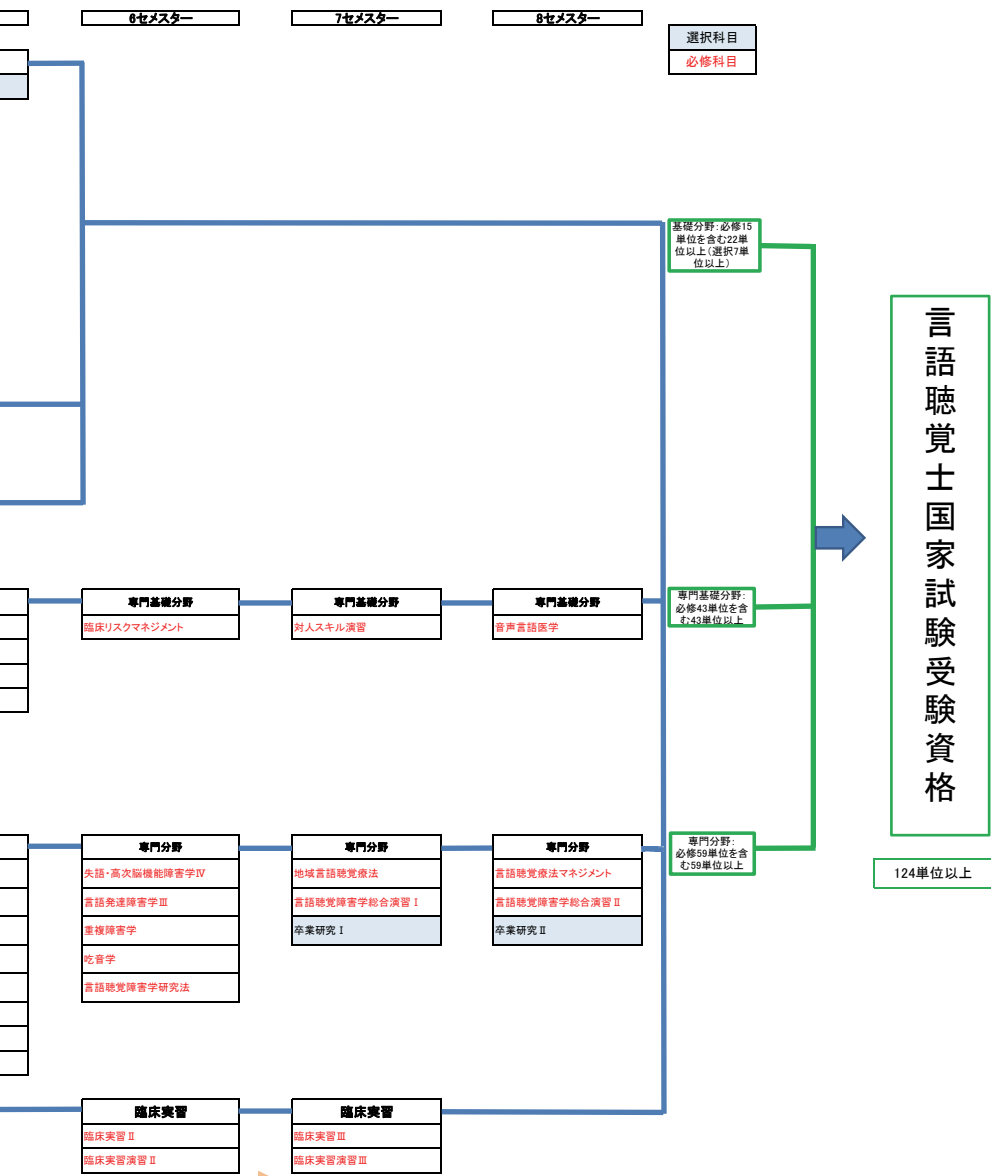


※2年次終了までに、基礎分野における卒業要件(22単位以上)を満たしていること。

※2年次終了までに履修した専門基礎分野および専門分野の科目のうち、必修科目をすべて修得していること。

※3年次終了までにまでに

専門分野の科目のうち必修



開講した専門基礎分野および  
 必修科目をすべて履修していること。



# 付 録

京都先端科学大学学則

第1章 総則

第1条 この大学は、京都先端科学大学（以下、「本学」という。）と称する。英訳名称はKyoto University of Advanced Scienceとする。

第1条の2 本学は、学園の建学の精神を踏まえて、教育基本法及び学校教育法に基づき、広く知識を授けると共に深く専門の学芸を教授研究し、未来につなげる課題を自ら設定し、それを解決することができる先端人材を育成することを目的とする。

第1条の3 本学の各学部・各学科の教育目的は、別表第1のとおりとする。

第1章の2 自己点検・自己評価

第1条の4 本学は、教育水準の向上を図り、第1条の2の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について自己点検及び自己評価を行うこととする。

2 前項の点検及び評価を行うにあたって、本学に自己点検・評価に関する委員会を置く。

第2章 学部・学科・学生定員及び修業年限

第2条 本学に次の学部・学科を置く。

経済経営学部	経済学科 経営学科
人文学部	心理学科 歴史文化学科
バイオ環境学部	バイオサイエンス学科 バイオ環境デザイン学科 食農学科
健康医療学部	看護学科 言語聴覚学科 健康スポーツ学科
工学部	機械電気システム工学
法学部	法学科
人間文化学部	歴史民俗・日本語日本文化学科 歴史民俗学専攻 日本語日本文化専攻

2 本学に大学院を置く。

大学院に必要な事項は別に定める。

第3条 本学の学生定員は次のとおりとする。

		入学定員	編入学定員	収容定員
経済経営学部	経済学科	185名	—	740名
	経営学科	185名	—	740名
人文学部	心理学科	80名	—	320名
	歴史文化学科	90名	—	360名
バイオ環境学部	バイオサイエンス学科	65名	—	260名
	バイオ環境テ	55名	—	220名

健康医療学部	ゼイン学科			
	食農学科	40名	—	160名
	看護学科	80名	—	320名
	言語聴覚学科	30名	—	120名
工学部	健康スポーツ学科	90名	—	360名
	機械電気システム工学	200名	—	800名
法学部	法学科	募集停止		
人間文化学部	歴史民俗・日本語日本文化学科			
	歴史民俗学専攻	募集停止		
	日本語日本文化専攻	募集停止		

第4条 修業年限は4年とする。ただし学年数8年を超えることはできない。

第3章 学年・学期及び休業日

第5条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第6条 学年を分けて次の2期とする。

- (1) 春学期 4月1日から9月15日まで
- (2) 秋学期 9月16日から翌年3月31日まで

第7条 休業日は次のとおりとする。

- (1) 土曜日・日曜日
- (2) 「国民の祝日に関する法律」に規定する休日
- (3) 削除
- (4) 削除
- (5) 夏季休業 別に定める学年暦による
- (6) 冬季休業 別に定める学年暦による
- (7) 春季休業 別に定める学年暦による

2 その他学長が必要と認めた日を随時の休業日とすることができる。

3 学長が必要と認めたときは、休業日に授業を行うことができる。

第4章 授業科目及び履修方法

第8条 本学における授業科目、単位数及び履修方法は別表第1の2のとおりとする。

第8条の2 本学において取得できる資格は次のとおりとする。

- (1) 教育職員免許状

人文学部

歴史文化学科

免許状の種類	教科
中学校教諭1種免許状	社会
高等学校教諭1種免許状	地理歴史

バイオ環境学部



バイオサイエンス学科

免許状の種類	教科
中学校教諭1種免許状	理科
高等学校教諭1種免許状	理科

バイオ環境デザイン学科

免許状の種類	教科
中学校教諭1種免許状	理科
高等学校教諭1種免許状	理科

食農学科

免許状の種類	教科
高等学校教諭1種免許状	農業

健康医療学部

健康スポーツ学科

免許状の種類	教科
中学校教諭1種免許状	保健体育
高等学校教諭1種免許状	保健体育

人間文化学部

歴史民俗・日本語日本文化学科

歴史民俗学専攻

免許状の種類	教科
中学校教諭1種免許状	社会
高等学校教諭1種免許状	地理歴史

日本語日本文化専攻

免許状の種類	教科
中学校教諭1種免許状	国語
高等学校教諭1種免許状	国語

法学部法学学科

免許状の種類	教科
中学校教諭1種免許状	社会
高等学校教諭1種免許状	公民

(2) 博物館学芸員

(3) 削除

(4) 削除

第8条の3 削除

第8条の4 削除

第8条の5 本学バイオ環境デザイン部に食品衛生コースを置く。

第9条 本学の授業は講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 第1項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

第10条 単位の計算方法は次の基準による。

(1) 講義については、15時間又は30時間の講義

をもって1単位とする。

(2) 演習については、15時間又は30時間の演習をもって1単位とする。

(3) 削除

(4) 実験、実習及び実技の授業については、30時間から45時間の実験、実習又は実技をもって1単位とする。

2 卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらに必要な学修等を考慮して定められた単位数とする。

第10条の2 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

第11条 授業科目の年次配当は別にこれを定める。

第12条 学生は、履修しようとする授業科目を所定の期日までに届け出なければならない。

第5章 単位の授与、卒業認定及び学位記

第13条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には所定の単位を与える。ただし、第10条第2項の授業科目については、適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。

2 試験に関する規定は、別にこれを定める。

3 授業科目の成績は100点を満点とし、60点未満を不合格とする。その評点は、平成30年度以前の入学生について、次のとおり定める。

優 80点以上	合格
良 70点以上80点未満	
可 60点以上70点未満	
否 60点未満	不合格

4 第3項の評点に関して、平成31年度以降の入学生について、次のとおり定める。

S 90点以上	合格
A 80点以上90点未満	
B 70点以上80点未満	
C 60点以上70点未満	
F 60点未満	不合格

第14条 教育上有益と認めるときは、本学が適当と認めた他の大学又は短期大学の授業科目を学生に履修させることができる。

2 前項により修得した単位については、教授会の議を経て60単位を限度として、卒業要件単位に認定することができる。

第14条の2 教育上有益と認めるときは、本学が適当と認めた短期大学又は高等専門学校専攻科において学生が行う学修、その他文部科学大臣が別に定める学修を本学における授業科目の履修とみなし、教授会の議を経て卒業の要件となる単位として与えることができる。

2 第1項により与えることができる単位数は、前

条第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

第14条の3 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、教授会の議を経て、本学に入学した後の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、教授会の議を経て単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、合わせて60単位を超えないものとする。

第15条 4年以上在学し所定の単位を取得した者に、卒業証書を授与する。

2 本学卒業者には学士の学位を授与し、その履修した専攻に応じ、次の専攻分野名を附記するものとする。

経済経営学部	経済学科	経済学
	経営学科	経営学
人文学部	心理学科	人文
	歴史文化学科	人文
バイオ環境学部	バイオサイエンス学科	バイオ環境
	バイオ環境デザイン学科	バイオ環境
	食農学科	バイオ環境
健康医療学部	看護学科	看護学
	言語聴覚学科	言語聴覚学
	健康スポーツ学科	健康スポーツ学
工学部	機械電気システム工学科	工学
法学部	法学科	法学
人間文化学部	歴史民俗・日本語日本文学化学科	人間文化

第6章 入学、退学、休学、留学、編入学、転学部、転学科、転専攻及び転学

第16条 入学の時期は、毎学期の始めとする。

第17条 本学に入学の資格を有する者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準する者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該

課程を修了した者

- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 大学入学資格検定期程により、文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者
- (7) その他相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると本学において認められた者

第18条 本学に入学を志願する者は、所定の手続を行わなければならない。

2 入学に関する手続は、別にこれを定める。

第19条 病気その他の事由により休学又は退学しようとするものは、保証人連署の上願い出なければならない。

2 休学の期間が継続2年を超えることはできない。ただし、特別の理由がある場合、引き続き1年以内に限って延長することができる。

3 休学は、第4条に定める在学年数に算入しない。

4 休学の期間が、通算して4年を超えることはできない。

5 休学者が復学しようとするときは、復学願を提出し許可を得なければならない。

第19条の2 本学が認めた学生の留学期間の学籍は留学とし、休学扱いしない。

2 留学は第4条に定める在学年数に算入する。

第20条 願いにより退学した者が2年以内に再入学を願い出た場合には、これを許可することができる。

第21条 次の各号の一に該当する者が編入学を願い出たときは、欠員のある場合に限り選考の上相当年次に入学を許可することができる。

- (1) 大学を卒業した者又は退学した者
- (2) 短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者又は退学した者
- (3) 専修学校を修了した者

2 学長の許可を受けることなく、他の大学へ入学又は転学を願い出ることとはできない。

3 本学学生が転学部を願い出たときは、転学先の学部欠員のある場合に限り選考の上、相当年次に転学部を許可することができる。

4 本学学生が転学科を願い出たときは、転学科先に欠員のある場合に限り選考の上、相当年次に転学科を許可することができる。

5 本学学生が転専攻を願い出たときは、転専攻先に欠員のある場合に限り選考の上、相当年次に転専攻を許可することができる。

第7章 学費

第22条 本学に入学を出願する者は、入学検定料を納付しなければならない。

第23条 本学に入学を許可された者は、入学金を納付しなければならない。

第24条 学生は、授業料・施設設備費・実験・実習費その他定められた学費を納付しなければならない。

第25条 科目等履修生は登録料及び受講料を、聴講生は聴講料を、委託生は委託生修学料を、研究生は登録料及び研究料を納付しなければならない。

第26条 入学金、授業料その他学費の額は別表第2のとおりとする。

第26条の2 学費等の徴収については別に定める。  
第27条 一旦受理した学費は、いかなる理由があっても返還しない。

第27条の2 休学期間内は、学費の納付を免除する。休学期間中には在籍料を春学期・秋学期ごとに納付しなければならない。なお、当該期間中の学費納付者については、在籍料を免除する。

第28条 授業料その他の学費の納付を怠った者は除籍する。

2 前項より除籍された者が復籍を願い出たときは、選考の上許可することができる。

## 第8章 職員組織及び学友協会等

第29条 本学に教育職員、事務職員及びその他の職員を置く。

第30条 教育職員は、教授、准教授、講師、助教及び助手とする。

第31条 本学に学長及び学部長を置く。

2 本学に副学長を置くことができる。

3 学部に副学部長を置くことができる。

4 学科に学科長を置くことができる。

5 学長は、学務を統括し、所属職員を統轄する。

6 副学長は、学長を助け、命を受けて学務を統括する。

7 学部長は、当該学部に関する学務を統括する。

8 副学部長は、学部長の職務を助ける。

9 学科長は、学部長の命を受けて、当該学科に関する学務を整理し調整する。

第32条 本学に、大学の組織、運営及び教育研究活動に関する重要事項について審議し、学長に意見を述べ、及び決定する等により、学長を補佐する組織として、大学評議会を置く。

2 大学評議会は、学長、副学長、各学部長及び各研究科長並びに大学事務局長及び大学事務局長次長をもって構成する。

3 学長が必要と認めるときは、前項以外の者の出席を求めて、その意見を聴き、又は報告、説明させることができる。

第32条の2 大学評議会の権限及び運営等に関しては、別に定める。

第33条 本学の学部に、学長が教育研究に関する重要な事項について決定を行うに当たり意見を述べ、並びに学長及び学部長がつかさどる教育研究

に関する事項について審議し、並びに学長及び学部長の求めに応じ、意見を述べることができる組織として、教授会を置く。

2 教授会は、学部長、副学部長、学部長及びその他の教授をもって構成する。

3 学部長が必要と認めるときは、准教授その他の職員を加えることができる。

第34条 教授会の役割及び運営等に関する事項は、別に定める。

第34条の2 本学の学科に、学部の定例・臨時・業績審査等の教授会において審議、諮問、決定された内容を報告、連絡し、当該学科の調整及び円滑な運営を図る組織として、学科会議を置く。

2 学科会議は、学科長のほか、教授、准教授、講師、助教及び助手をもって構成し、学科長がその運営に当たる。

## 第9章 科目等履修生、聴講生、委託生、研究生

第34条の3 授業科目の履修を願い出た者に対しては、選考の上科目等履修生としてこれを許可することができる。

2 他の大学の学生で、本学において授業科目の履修を願い出るときは、当該他大学との協議に基づき、他大学からの科目等履修生としてこれを許可することがある。

3 科目等履修生には単位を与えることができる。

第35条 特定の授業科目について聴講を願い出た者に対しては、選考の上聴講生としてこれを許可することができる。

2 削除

3 聴講生には単位を与えない。

第36条 削除

第37条 公共団体又はその他の機関より本学の特定の授業科目について修学を委託された場合、選考の上委託生としてこれを許可することができる。

2 委託生には単位を与えない。

第37条の2 本学において特定の課題を研究することを願い出た者に対しては、選考の上研究生としてこれを許可することができる。

2 研究生には単位を与えない。

第38条 削除

第39条 科目等履修生、聴講生、委託生、研究生は、学則及びその他の規則を守らなければならない。ただし、第4条及び第15条の規定は準用しない。

## 第10章 賞罰

第40条 品行学業ともに優秀で他の模範となる学生に対しては表彰を行うことがある。

第41条 学生が学則又は他の規則に違反し、その他学生の本分に反する行為をした場合は、学長は、教授会の意見を聴いて、懲戒する。

- 2 懲戒処分は、訓告、停学及び退学とする。  
 3 懲戒に関する事項は、「学生の懲戒に関する規則」に定める。

第42条 科目等履修生、聴講生、委託生、研究生が学則又はその他の規則に違反した場合、学長は、教授会の意見を聴いて、許可を取り消すことができる。

第11章 図書館

第43条 本学に図書館を置く。  
 2 図書館に関する規程は、別に定める。

第12章 心理教育相談室

第44条 本学に心理教育相談室を置く。  
 2 心理教育相談室に関する規程は、別に定める。

第13章 学生寮

第45条 本学に学生寮を置く。  
 2 学生寮に関する規程は、別に定める。

第14章 公開講座

第46条 本学は、随時に公開講座を設けることがある。

第15章 補則

第47条 この学則に定めるもののほか、学則の施行に関し必要な事項は、別にこれを定める。  
 第48条 この学則の改廃に当たって、学長は各学部教授会及び評議会の意見を聴くものとする。

附則省略

別表第1(第1条の3関係)

各学部・各学科の教育目的

学部・学科	学部・学科の教育目的
法学部 法学科	法学の基礎を習得しなから、行政や企業等のビジネス社会や市民社会で現実生ずる紛争を多角的に分析・理解するとともに、それを法的に解決し、紛争発生を予防する実践的能力を身につかせることを教育目的とする。
経済経営学部	経済学経営学を中心に法学分野の科目も配した実学重視の教育課程を通して、ビジネスパーソンとして必要な幅広い教養と高い専門性を兼ね備えた人材の育成を目的とする。
経済学科	経済学を中心に経営学・法学分野の科目も配し、ビジネスパーソン

	として必要な幅広い教養と経済学の体系的な学修を通じて習得した広い視野をもって社会で活躍できる人材の育成を教育の目的とする。
経営学科	経営学を中心に経済学・法学分野の科目も配し、ビジネスパーソンとして必要な幅広い教養と実体験重視の学修を通じて、社会人としての自立できる人材の育成を目的とする。
人間文化学部	人間が創り出した文化が人間を育み、一方で規定してゆくという連関性に立脚し、人と人、文化と社会、地域との関係性の総合的な教育研究、新時代を担う新しい人材の育成を目的とする。
歴史民俗・日本語日本文化学科	(歴史民俗学専攻) われわれの過去と現在を歴史と民俗の観点から考え研究し、その成果を地域などに発言できるような人材の育成を目的とする。 (日本語日本文化専攻) 日本語と日本文化研究を柱として、日本人の言語・文学・文化・芸術を深く理解し、日本語を模範的に使いこなし、広い視野をもって社会に貢献できる人材の育成を目的とする。
人文学部	心理学と歴史学を中心とした人文学の諸分野の知識を身につけ新時代を担う新しい人材の育成を目的とする。
心理学科	心理学及び周辺分野の基礎的知識と技能を十分に体得し、それを企業や心理臨床などの現場において柔軟に応用、問題解決できる能力を持った人材を育成する。
歴史文化学科	歴史学及び周辺分野の基礎的知識と調査研究技能を十分に体得し、それを実社会において問題解決に活用できる人材を育成する。

バイオ環境学部	環境問題や資源・エネルギー問題の本質的な解決を図るため、バイオサイエンス分野の先端研究成果や技術を生かし、地域のなかで「人とともに多様な生き物が共生できる環境(バイオ環境という)」を実現することを教育研究の目的とする。
バイオサイエンス学科	環境と調和したグリーンバイオ技術の習得を教育目的とする。学生は動物、植物、昆虫、微生物、食品、遺伝子の領域におけるバイオの知識や技術を講義や実験を通じて広く学び、環境と人々の健康に貢献できるバイオ技術者を目指す。
バイオ環境デザイン学科	農・森林環境、水環境、都市環境などの共生空間における物質循環や動態とその景観に関する科学・技術に基づく環境デザイン力の養成を教育目的とする。学生は生態学的知識、環境分析技術、環境再生技術などを講義や実験、フィールド実習を通じて学び、人と自然の共生に貢献できる環境専門家やランドスケープデザイナーを目指す。
食農学科	環境に配慮し、地域の特長を生かした農産物の生産や安全な食品の加工技術の習得を教育目的とする。学生は農産物の栽培育種、食品加工、発酵・醸造、食品の栄養価や安全性をバイオの知識と共に講義や実習を通じて学び、地域の活性化に貢献できる食と農の専門家を目指す。
健康医療学部	多様な健康状態、発達段階、生活環境にある人々に対して専門的な支援を行い、人々の健康生活の実現と健康寿命の延伸に寄与する人材を育成することを目的とする。
看護学科	人間を総合的に捉え、尊重し、対象者に適した看護を実践するために必要な知識・技術と豊かな人間性、自律的に学び続ける力を備え、対象者の健康回復・増進を図るために主体的に考え行動できる看護職者の育成を目指す。
言語聴覚学科	言語・聴覚や摂食・嚥下分野の基

	本的な評価と訓練・指導の技術を修得し、さらに基盤となる分野(科学)と幅広い分野(教養)の知識を備え、患者の状況を理解し、リハビリテーションに関する問題を医師らと連携しながら解決できる言語聴覚士の育成を目指す。
健康スポーツ学科	健康医学・健康科学・身体運動科学・スポーツ社会学といった幅広い分野を融合させた学際的な教育研究によって、保健医療の知識と身体運動に関わる実践的スキルを修得し、教育・医療・保健・福祉、そして健康産業において、人々の健康の維持・増進に貢献する職業人の育成を目指す。
工学部 機械電気システム工学科	機械分野と電気分野に跨る専門分野の基礎知識を修得した上で、物事の本質を把握し論理的に思考する能力を身に付け、グローバルな視点で社会ニーズに基づく問題を発見し、自らの専門能力を総合的に駆使して適切に解決できる人材の育成を目的とする。

別表第1の2(第8条関係)授業科目、単位数及び履修方法(省略)

別表第2(第26条関係)

1 検定料	35,000円
(但し、同一選考区分において)	
2日間受験した場合は	50,000円
3日間受験した場合は	60,000円
4日間受験した場合は	70,000円
大学入試センター入試による場合は	10,000円
専修学校からの編入の場合は書類審査料	5,000円
編入学検定料	30,000円
工学部 外国人留学生入試(英語基準)を受験した場合は	5,000円
2 入学金	260,000円
3 学費	
経済経営学部・人文学部	
(1) 授業料(年額)	
令和元年度以前入学 全年次	724,000円
令和2年度以降入学 全年次	824,000円
(2) 施設設備費(年額)	
1年次	60,000円
2年次以上	320,000円
バイオ環境学部	
(1) 授業料(年額)	
令和元年度以前入学 1年次	920,000円

	2年次	930,000円
	3年次	940,000円
	4年次	950,000円
令和2年度以降入学	1年次	1,020,000円
	2年次	1,030,000円
	3年次	1,040,000円
	4年次	1,050,000円
(2) 施設設備費(年額)	1年次	300,000円
	2年次	330,000円
	3年次	330,000円
	4年次	330,000円

健康医療学部 看護学科

(1) 授業料(年額)	全年次	1,050,000円
(2) 施設設備費(年額)	全年次	400,000円
(3) 実験実習費(年額)	1年次	190,000円
	2年次	250,000円
	3年次	250,000円
	4年次	250,000円

健康医療学部 言語聴覚学科

(1) 授業料(年額)	全年次	900,000円
(2) 施設設備費(年額)	全年次	350,000円
(3) 実験実習費(年額)	1年次	90,000円
	2年次	200,000円
	3年次	200,000円
	4年次	200,000円

健康医療学部 健康スポーツ学科

(1) 授業料(年額)		
令和元年度以前入学	全年次	750,000円
令和2年度以降入学	全年次	850,000円
(2) 施設設備費(年額)	全年次	250,000円
(3) 実験実習費(年額)	1年次	40,000円
	2年次	150,000円
	3年次	150,000円
	4年次	150,000円

工学部 機械電気システム工学科

(1) 授業料(年額)	全年次	940,000円
(2) 施設設備費(年額)	全年次	300,000円
(3) 実験実習費(年額)	1年次	100,000円
	2年次	220,000円
	3年次	220,000円
	4年次	220,000円

\*2年次へ進級できない場合は、1年次の学費を適用する。

\*3年次へ進級できない場合は、2年次の学費を適用する。

\*4年次へ進級できない場合は、3年次の学費を適用する。

法学部・人間文化学部

(1) 授業料(年額)	全年次	724,000円
(2) 施設設備費(年額)	1年次	60,000円
	2年次以上	320,000円

4 その他の学費

(1) 在籍料 春学期・秋学期	各	10,000円
(2) 科目等履修生登録料(本大学卒業生は除く)		

	初回時のみ納入	30,000円
(3) 科目等履修生受講料		
	本大学卒業生以外 1単位につき	7,000円
	本大学卒業生 1科目につき	10,000円
(4) 聴講生聴講料	1科目につき	10,000円
(5) 委託生修学料	1科目につき	10,000円
(6) 研究生登録料	初回時のみ納入	25,000円
(7) 研究生研究料	月額	25,000円
5 実験・実習費	実習費徴収規程による	

## 京都先端科学大学学費規程

昭和56年1月28日制定

(目的)

第1条 この規程は、京都先端科学大学学則及び京都先端科学大学院学則(以下「学則」という。)に定める学費等について必要な事項を定めるものとする。

(学費の金額)

第2条 学費等の金額は、学則の定めによるもののほか本規程による。

(学費の納付)

第3条 前条に定める学費等の納付は、次によるものとする。

(1) 入学を出願するときは、入学検定料を納付しなければならない。

(2) 入学を許可されたときは、入学金その他授業料・施設設備費の所定の額を納付しなければならない。

(3) 第2年次以降は、授業料・施設設備費の年額を春学期及び秋学期の二期に分けて納付しなければならない。

(4) 納付の時期は、春学期分については毎年4月30日・秋学期分については10月31日までとする。

(5) 授業料・施設設備費の額は、前年度総理府消費者物価指数上昇率に教育条件改善率として5%以内を加え、国の私立大学経常費補助金の増減を勘案して毎年10月までに翌年度の額を決定する。ただし、バイオ環境学部においては翌入学年度生の授業料・施設設備費の額を毎年10月までに決定する。

(大学院長期履修生の授業料等取扱)

第3条の2 履修計画期間(標準修業年数に長期履修期間年数を加えた期間)における授業料等の額は、標準修業年数(修士課程・博士前期課程2年、博士後期課程3年)分の授業料、施設設備費、実験・実習料(以下「標準修業年数分学費総額」という。)を履修計画期間で除した額とする。

2 履修計画期間に変更があった場合、標準修業年数分学費総額から、支払済み授業料等を差し引いた額を、残りの履修計画期間で除した額とする。

(実験実習費の納付)

第4条 実習科目を受講する者は、実験実習費を納付しなければならない。

2 実験実習費の額及び納付については、実験実習費徴収規程の定めるところによる。(休学者の取扱)

第5条 休学期間内は学費等の納付は免除する。休学期間中には在籍料を春学期・秋学期ごとに納付しなければならない。なお、当該期間中の学費納付者にとっては、在籍料を免除する。

(留学期中の学費)

第6条 留学期間内の学費等は全額徴収する。但し、留学に関して本学と協定あるいは合意している大学または短期大学への留学における学費等の取扱いは、当該校との協議によるものとする。

(再入学者の取扱)

第7条 再入学を許可された者は、再入学金を納付しなければならない。

2 再入学金は、再入学した年度の入学金の2分の1とする。

3 再入学者の学費は、再入学した学籍年度の額とする。

(復籍者の取扱)

第8条 除籍された者が復籍を願い出る場合には、復籍料10,000円と滞納の学費を納付しなければならない。

(編入学者の取扱)

第9条 編入学を出願するときは、編入学検定料35,000円を納付しなければならない。ただし、専修学校からの志願者については書類審査料5,000円を納付しなければならない。この志願者が編入学を出願するときの編入学検定料は30,000円とする。

2 編入学者の入学金は、入学を許可された年度の入学金の額とする。

(学園内進学者の取扱)

第10条 学園内進学者の入学検定料・入学金及び学費については、これを減額することができる。

(転学部者および転学科者の取扱)

第11条 転学部および転学科を許可された者は、転学部手数料または転学科手数料として10,000円を納付しなければならない。

2 転学部者または転学科者の学費は、新所属学部学科の学籍年度の額とする。

(再試験者の取扱)

第12条 再試験を希望する者は、再試験受験料として1科目につき3,000円を納付しなければならない。

(リメディアルクラス受講者の取扱)

第12条の2 リメディアルクラスの受講を希望する者は、リメディアルクラス(コマ)受講料として10,000円を納付しな

ければならない。

(科目等履修料)

第13条 科目等履修生として許可された者は、登録料及び受講料を納付しなければならない。

2 科目等履修生のうち他大学の学生に関わる科目等履修料の取扱いについては、当該他大学との協議がある場合はそれによるものとする。

3 科目等履修料について、特別の理由があると認められる場合は、免除または減額をすることができる。

(聴講料)

第14条 科目の聴講生として許可された者は、聴講料を納付しなければならない。

(委託生修学料)

第15条 委託生として許可された者は、修学料を納付しなければならない。

(研究料)

第16条 研究生として許可された者は、登録料及び研究料を納付しなければならない。

(学費減免)

第17条 学生または学生の保証人が、天災またはこれに準ずる非常災害を受けた場合は、その実情を調査の上、該当者の入学検定料・入学金及び学費を免除または減額することができる。

2 特別な理由により学長が認めた者については、入学検定料・入学金及び学費を免除または減額することができる。

(学費の返還)

第18条 学則の定めるところにより、一旦受理した学費は原則として返還しない。ただし、合格者で入学手続きを完了した者のうち、学長の指定した期限内に学費返還申請の手続を行った者には、入学金以外の学費その他の納付金を返還する。

(改廃)

第19条 この学費規程の改廃に当たって、学長は各学部教授会及び大学評議会の意見を聞くものとする。

附則省略



京都先端科学大学学位規程  
(平成6年3月14日制定)

第1章 総則

第1条 この規程は、学位規則(昭和28年文部省令第9号)、京都先端科学大学学位規則及び京都先端科学大学大学院学位規則に基づき必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 学位

第2条 本学において授与する学位は、次のとおりとする。

<大学院>

研究科名	課程名	専攻名	学位名
経済学研究科	修士課程	経済学専攻	修士(経済学)
経営学研究科	修士課程	経営学専攻	修士(経営学)
		経営管理専攻	
人間文化研究科	修士課程	人間文化専攻	修士(文化研究) 修士(社会情報) 修士(心理学)
バイオ環境研究科	博士課程前期	バイオ環境専攻	修士(バイオ環境)
	博士課程後期		博士(バイオ環境)
工学研究科	博士課程前期	機械電気システム工学専攻	修士(工学)
	博士課程後期		博士(工学)

<学部>

学部名	学科名	学位名
法学部	法学科	学士(法学)
経済経営学部	経済学科	学士(経済学)
	経営学科	学士(経営学)
人間文化学部	歴史民俗・日本語日本文化学科	学士(人間文化)

人文学部	心理学科	学士(人文)
	歴史文化学科	学士(人文)
バイオ環境学部	バイオサイエンス学科	学士(バイオ環境)
	バイオ環境デザイン学科	学士(バイオ環境)
	食農学科	学士(バイオ環境)
健康医療学部	看護学科	学士(看護学)
	言語聴覚学科	学士(言語聴覚学)
	健康スポーツ学科	学士(健康スポーツ学)
工学部	機械電気システム工学科	学士(工学)

第3条 博士の学位は、大学院の博士課程後期を修了した者又は論文審査に合格した者に対して、研究科委員会の意見を聴いて授与する。

2 修士の学位は、大学院の修士課程又は博士課程前期を修了した者に対して、研究科委員会の意見を聴いて授与する。

3 学士の学位は、大学の課程を修了した者に対して、教授会の意見を聴いて授与する。

第3章 学位論文及び最終試験

第4条 修士論文又は博士論文(以下「学位論文」という。)は、研究科長に提出するものとする。

2 提出の期限は、研究科長が定める。

第5条 学位論文は一編とし、正一部・副二部を提出するものとする。

第6条 学位論文は、研究科委員会において審査する。

2 学位論文の審査を行うにあたっては、研究科委員会の下に審査委員会を設ける。審査委員会の構成並びに審査の方法については、研究科委員会が定める。

第7条 学位論文は、精深な学識と、専攻分野における主体的な研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の主体的能力を示すに足るものをもって合格とする。

第8条 最終試験は、学位論文を提出した

者について、その論文に関する分野について、口述もしくは筆記で行う。

第9条 研究科委員会は、学位論文の審査結果及び最終試験の結果について審議し、その三分の二以上の同意をもって、合・否を決定する。

第10条 研究科長は、前条の研究科委員会の結果を文書をもって学長に報告するものとする。

#### 第4章 学位の授与

第11条 学長は、前条の報告に基づき、修士又は博士の学位を授与するものとする。

2 学長は、教授会の意見を聴いて、大学の課程を修了した者に対して、学士の学位を授与するものとする。

3 学位を授与する者に交付する学位記の様式は、別紙付表のとおりとする。

第12条 学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、京都先端科学大学と付記するものとする。

#### 第5章 博士論文の公表

第13条 博士の学位を授与したときは、学位を授与した日から3カ月以内にその論文内容の要旨及び論文審査結果の要旨を公表するものとする。

第14条 博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から1カ年以内にその論文を印刷公表しなければならない。ただし、当該学位を授与される前に既に印刷公表したときは、この限りでない。

#### 第6章 博士論文の報告

第15条 博士の学位を授与したときは、学位簿に登録し、当該学位を授与した日から3カ月以内に文部科学大臣に報告するものとする。

#### 第7章 学位論文の保存

第16条 審査に合格した学位論文は、本学図書館に保存するものとする。

#### 第8章 学位の取消

第17条 修士又は博士の学位を授与された者が、不正の方法により授与された事実が判明した場合、若しくはその名誉を汚辱する行為があったときは、研究科委員会の意見を聴いて、その学位を取り消すことができる。

#### 第9章 その他

第18条 その他修士及び博士の学位の授与に関し必要な事項は、研究科において定める。

第19条 この規程の改廃に当たって、学長は教授会又は研究科委員会及び大学評議会の意見を聴くものとする。

附則省略

付表省略

## 学生の懲戒に関する規則

### (目的)

第1条 この規則は、京都先端科学大学学則第41条及び京都先端科学大学大学院学則第43条に規定する懲戒に関して、必要な事項を定める。

### (懲戒の対象)

第2条 この規則が懲戒の対象とする「学生」とは、学部学生及び大学院学生をいう。

2 外国人留学生の取扱いは、「京都先端科学大学外国人留学生内規」の定めによる。

### (読替規定)

第3条 この規則を大学院学生に適用する場合は、以下「学部長」を「研究科長」に、「学部」を「研究科」に、「教授会」を「研究科委員会」にそれぞれ読み替えるものとする。

### (基本原則)

第4条 懲戒は、懲戒対象行為の態様、結果、影響等を総合的に検討し、教育的配慮の下で行わなければならない。

2 懲戒により学生に課せられる不利益は、懲戒目的を達成するために必要な限度にとどめなければならない。

### (懲戒対象行為)

第5条 懲戒の対象となりうる非違行為は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 学則又はその他の規則に反する行為
- (2) 犯罪行為等の重大な反社会的行為
- (3) 交通法規の重大な違反行為
- (4) ハラスメント等の人権を不当に侵害する行為
- (5) 不正アクセス等の情報倫理に反する行為
- (6) 試験における不正行為又は論文執筆等における学問的倫理に反する行為
- (7) 本学の教育・研究活動の妨害等、本学の秩序を乱す行為
- (8) その他学生の本分に反する行為

### (懲戒処分の種類)

第6条 懲戒処分の種類は、次のとおりとする。

- (1) 訓告は、学生の非違行為の責任を確認し、文書により注意を与え、将来を戒める。
  - (2) 停学は、3か月以下の有期又は無期とし、その期間における学生の教育課程の履修、課外活動等を禁止する。
  - (3) 退学は、本学学生としての身分を剥奪する。この場合、原則として再入学は認めない。
- 2 停学の期間は、在学期間を含め、修業年限に含まれないものとする。ただし、停学が3か月を超えない場合は、修業年限に含まれることができる。なお、停学期間中も所定の学費を納入するものとする。

### (退学処分の判断基準)

第7条 前条第1項第3号の退学処分は、第4条

に定める基本原則に従い、本学における修学に改善の見込みがなく、本学学生の身分を剥奪することが教育上やむを得ないと認められる場合に行うことができるものとする。

### (ハラスメントの処理)

第8条 第5条第4号に定めるハラスメントについて、ハラスメント防止委員会に申立てがなされた場合は、事案の処理は、「京都先端科学大学ハラスメント防止規程」に従うものとする。

### (自宅待機)

第9条 学長は、懲戒が決定するまでの間、懲戒の対象となる学生(以下「懲戒対象学生」という。)の登校を禁じることが必要と判断した場合は、懲戒対象学生に対し自宅待機を命じることができる。

2 自宅待機の期間は、停学期間に算入することができる。

### (事情調査)

第10条 学長は、学生の懲戒対象となる行為があると思料する場合は、調査委員会に対し、直ちに事実関係の調査を命ずる。

### (調査委員会)

第11条 調査委員会は、次に掲げる委員で組織する。ただし、第4号委員は指名しない場合がある。

- (1) 教務学生事務部学生センター長
- (2) 懲戒対象学生等が所属する学部の学生主事
- (3) 教務学生事務部学生センター課長
- (4) 学長又は学部長が指名する若干名の者

2 調査委員会は、教務学生事務部学生センター長を調査委員長とする。

### (事情聴取)

第12条 調査委員会は、委員長の統括の下で、懲戒対象学生に対し事実関係を調査する旨を通知し、口頭又は文書により事情を聴取しなければならない。

2 調査委員会は、事情聴取の際に、懲戒対象学生に口頭又は文書により弁明の機会を与えなければならない。ただし、当該学生が正当な理由なく事情聴取の場に出席せず又は事情を説明しなかった場合は、弁明の権利を放棄したものとみなす。

3 第1項の規定にかかわらず、連絡先不明その他やむを得ない理由により、当該学生に通知及び事情聴取を行うことができない場合は、これを行わないことができる。

### (調査の報告)

第13条 調査委員長は、調査の結果を学長に報告しなければならない。学長は、調査報告を受け、懲戒の要否及び懲戒を要する場合の処分内容に関する協議を教務学生事務部学生センター長及び懲戒対象学生が所属する学部長に命ずる。

### (大学学生委員会による協議)

第14条 教務学生事務部学生センター長は、大学

学生委員会の協議を経て、懲戒に関する原案を作成しなければならない。

- 2 教務学生事務部学生センター長は、懲戒に関する原案を学長及び懲戒対象学生が所属する学部長に提出しなければならない。

(教授会による協議)

第15条 学部長は、教授会を開催し、前条の原案に基づいて懲戒に関する協議を行わなければならない。

- 2 学部長は、前項の協議結果を学長に報告しなければならない。

(懲戒の決定)

第16条 学長は、前2条の協議結果を踏まえて、懲戒対象学生の懲戒の要否及び懲戒を要する場合の処分内容を決定する。

- 2 学長は、懲戒の決定にあたり、必要と認める場合には、再度の調査及び協議を命じることができる。この場合においては、第9条から前条までの規定を準用する。

(嚴重注意)

第17条 学部長は、第6条に定める懲戒処分に相当しない場合でも、教育的措置として口頭又は文書による嚴重注意を行うことができる。

(懲戒処分の交付)

第18条 学長は、懲戒を決定した場合は、懲戒対象学生に対し、処分事由を記載した懲戒処分書を当該学生に交付する。交付は、当該学生が懲戒処分書を受領しなかった場合又は学生の所在を知ることができない場合は、他の適当な方法により行う。

- 2 学長は、懲戒を行った場合、懲戒対象学生の保証人に対し、その旨を通知する。

(懲戒処分の効力)

第19条 懲戒処分は、懲戒処分書交付の日に効力を生ずる。

- 2 休学中の学生が停学処分となった場合、停学処分は、当該学生が復学した日に効力を生ずるものとする。

(懲戒処分の公示)

第20条 学長は、懲戒を行った場合は、学内に懲戒処分を公示する。ただし、当該処分を受けた学生の氏名は明示しないものとする。

- 2 公示期間は、2週間とする。

(再審査)

第21条 懲戒を受けた学生は、事実誤認又は新たな事実の発見その他正当な理由がある場合は、その証拠となる資料を添えて、文書により学長に再審査を請求することができる。当該請求は、処分書が交付された日から起算して10日以内に行わなければならない。

- 2 学長は、再審査の必要があると認めた場合は、再

度の調査及び審議を行うことができる。この場合においては、第10条から第15条までの規定を準用する。

- 3 学長は、再審査の必要がないと認めた場合は、文書により速やかにその旨を当該学生に通知する。

4 再審査の請求により、既に行った懲戒処分の効力は妨げられない。ただし、当該請求により懲戒の内容を変更した場合は、既に行った処分を取り消す等必要な措置を講じなければならない。

(停学期間の延長若しくは短縮又は無期停学の解除)

第22条 学部長は、停学処分を受けた学生の反省の度合い等を勘案して、停学期間の延長若しくは短縮又は無期停学の解除について、教授会の協議を経て学長に申し出ることができる。

- 2 学長は、学部長からの申出に基づき、停学の期間の延長若しくは短縮又は解除の時期を決定する。ただし、無期停学の解除については、その効力発生の日から起算して6か月を経過した後でなければならない。

(懲戒の記録)

第23条 懲戒の記録は、学籍簿に記載する。ただし、本学が発行する証明書等には当該処分について記載しないものとする。

(学籍の異動)

第24条 学長は、懲戒を決定する前に懲戒対象学生から退学又は休学の申し出があった場合は、当該申し出を保留することができる。

(停学期間中の指導)

第25条 学部長は、停学期間中の学生に対し、定期的に面談及び指導を行わなければならない。

(事務)

第26条 学生の懲戒に関する事務は、教務学生事務部学生センターにおいて処理する。

(改廃)

第27条 この規則の改廃にあたって、学長は、各学部評議会又は各研究科委員会及び大学評議会の意見を聴くものとする。

附則省略



